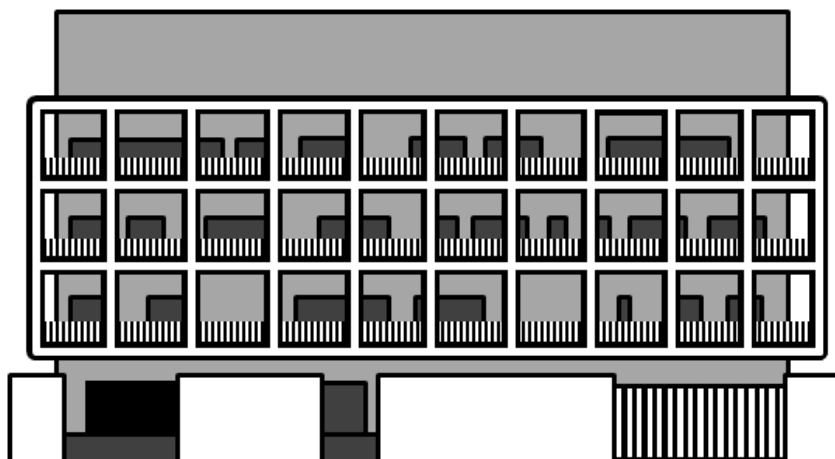


西宮市立こども未来センター
平成28年度 事業概要

Nishinomiya Children's Support Center
Annual Report 2016

We believe in potential,
not limits.



目次

I	概要	
1	市の概要	1
2	こども未来センターの概要	2
3	組織運営	
(1)	組織と事務分掌(平成28年度)	3
(2)	職員数	4
(3)	チーム編成	5
(4)	こども未来センター運営審議会	6
4	施設案内	
(1)	アクセス	7
(2)	建物構造等	7
(3)	外観	8
(4)	各室・設備等の紹介	9
5	沿革	
(1)	こども未来センター開所までの経緯	19
(2)	こども未来センター前史	
ア	(旧)わかば園	20
イ	(旧)スクーリングサポートセンター	28
(3)	こども未来センター設立までの経緯	32
ア	基本構想策定経緯	32
イ	設計から完成まで	34
ウ	各種検討会議	36
エ	各種システム機器類の導入	
①	電子カルテ・医事会計システム	41
②	社会性発達評価装置(Gaze Finder)	44
オ	組織体制の整備と拡充	45
(4)	開所式・記念イベント	46
II	こども未来センターのしくみ	
1	支援の構造	48
2	支援のサイクル	48
3	広報・周知	49

Ⅲ	事業概要	
1	相談支援	
(1)	電話相談・来所相談	50
(2)	保護者支援	51
(3)	相談後のつなぎ	52
2	計画相談支援（本人中心支援計画）	53
3	診察・小児リハビリテーション	
(1)	診療所	55
(2)	理学療法（PT）	57
(3)	作業療法（OT）	58
(4)	言語聴覚療法（ST）	59
(5)	心理療法	60
(6)	障害児等療育支援事業	61
	〔囲み記事〕一時預かり事業	61
4	通所支援	
(1)	通園療育（児童発達支援センター「わかば園」）	63
(2)	親子療育教室（外来保育）	69
(3)	個別保育	72
(4)	体験保育	72
(5)	保育所等訪問支援事業	72
5	スクーリングサポート	
(1)	適応指導教室（あすなろ学級）	74
(2)	居場所サポーター	74
(3)	西宮市在家庭学習支援システム（あすな Web クラブ）	75
(4)	学校生活支援教室（のびのび教室）	76
6	学校・幼稚園・保育所との連携・支援	77
7	地域との連携	79
8	講座・研修・人材育成	
(1)	一般向け	82
(2)	専門職向け	83
(3)	研修企画協力	84
(4)	実習生受入	84
(5)	ボランティア	84
Ⅳ	西宮市立北山学園（児童発達支援センター）	85

付録

1	施策体系	88
2	事務事業評価	89
3	こども未来センター関連事業費	101
4	こども未来センター条例・規則・要綱	104
5	用語集	116

I 概要

1 市の概要

西宮市は、兵庫県の南東部、大阪と神戸両市のほぼ中間に位置し、総面積100.18k㎡に及ぶ南北に長い市域は、北部の山地部と南部の平野部に分かれています。また、豊かな自然と恵まれた地理的条件、交通の利便性、数多くの教育・文化施設など、文教住宅都市としての優れた特性を有しており、春・夏の高校野球大会が開催される「甲子園球場」のあるまちとしても有名です。

古くから門前町や宿場町として栄え、伝統産業である酒造は、江戸時代に「宮水」が発見され、清酒の醸造に使用されたことから「灘の生一本」の生産地として全国に知られるようになりました。また、明治以降は“風光明媚”と“交通至便”により住宅地として発展してきました。

昭和38年には「文教住宅都市宣言」を行い、以後、良好な住宅地と恵まれた教育環境を生かしたまちづくりを進めてきましたが、平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災により、本市は壊滅的な打撃を受けました。しかし、いち早く市民生活の再建と都市の復興に懸命に取り組んだ現在、まちは震災前の賑わいを取り戻しています。

平成20年4月には中核市へと移行し、平成21年4月からは「ふれあい感動 文教住宅都市・西宮」を基本目標とする第4次総合計画をスタートさせました。平成21年5月には人口が48万人を超えるなど、さらに魅力あるまちとして躍進しようとしています。



人口	488,914人 (男228,638人/女260,276人)
世帯数	212,372世帯
面積	100.18k㎡

(平成28年7月1日現在)

2 こども未来センターの概要

(1) 基本理念

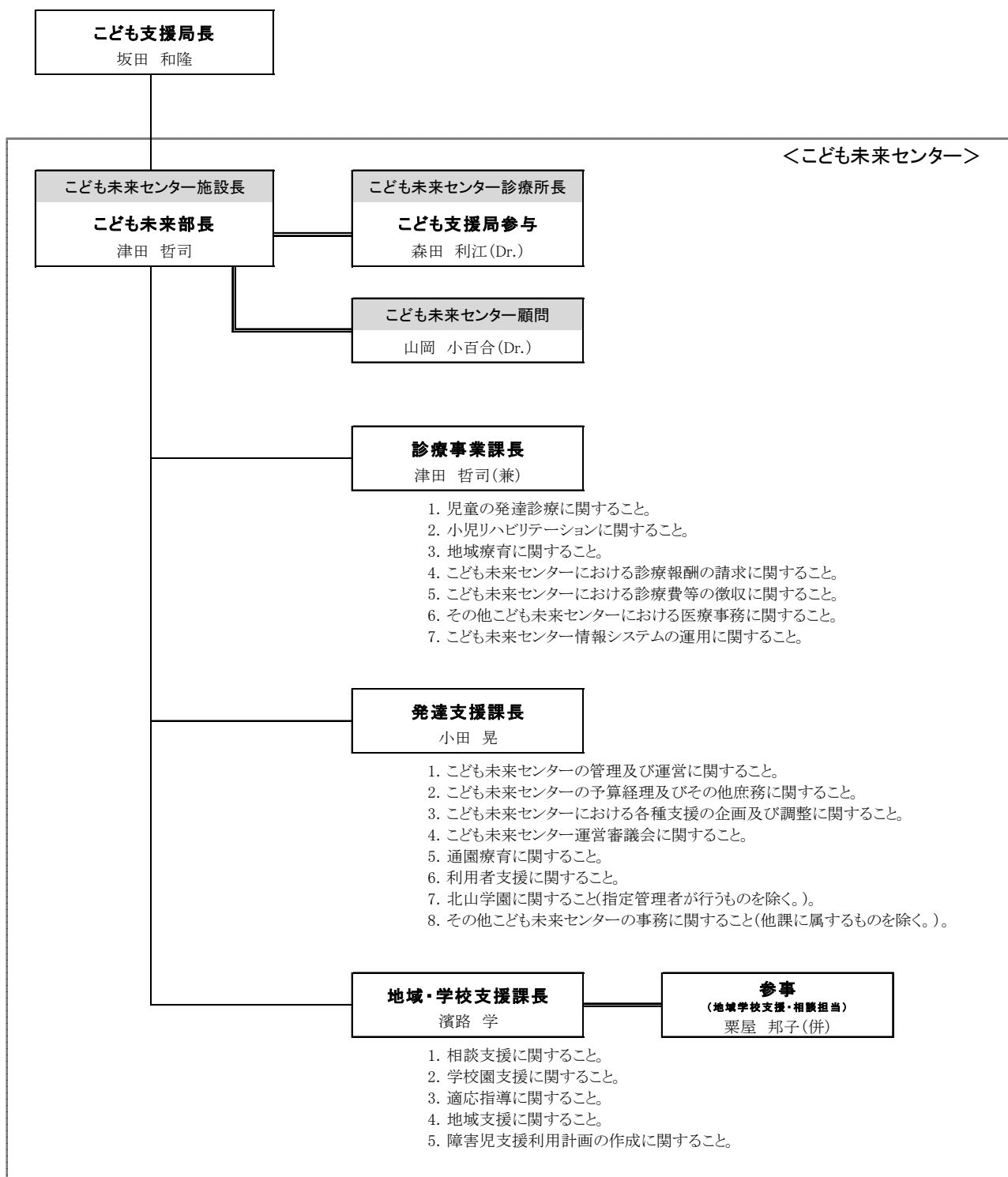
わたしたちは	⇒	こども未来センターに在籍するすべてのスタッフが、それぞれの専門性を相互に活かすことをめざします。
こども自身の 自分らしい	⇒	こども自身が、自分自身の人生のあり方について、他人任せや他人に依存せずに自ら選択し、自ら形づくっていきけるような、本当の意味での、こどもの「自立」をめざします。
豊かな人生を	⇒	人はひとりきりでなく、社会の中で生きる存在です。いろいろな価値観を持つ他人を尊重、信頼しながら、自分らしくいられる、自分の居場所を見出し、「社会」の中で、豊かに暮らしていくことをめざします。
実現するための	⇒	過去や現在の状況はどうあれ、これから(未来)の「自分らしい豊かな人生」を、こどもが自ら実現していくことをめざします。
支援をめざします	⇒	こども未来センターは、こどもの力を信じて共に考え、寄り添っていく「支援」をめざします。

(2) 命名の由来

こども	⇒	さまざまな課題をかかえる こどもたちが
未来	⇒	「これからのこと」 「今後、どうしていくか」 について
センター	⇒	共に考え、支援していくための 中心拠点

3 組織運営

(1) 組織と事務分掌 (平成 28 年度)



(2) 職員数

	職員数				【再掲】部門別職員数			
	9	(内訳)			1	8	6	11
正規 (*1)		嘱託	臨時等 (*2)	部長級 ・参事				
医師	9	1	3	5	1	8		
看護師	6	3	2	1		6		
理学療法士(PT)	6	5	1			6		
作業療法士(OT)	4	2	2			4		
言語聴覚士(ST)	6	3	3			6		
心理療法士	14	4	10			3		11
保健師	1	1						1
保育士	13	5	4	4			13	
栄養士	1		1				1	
調理師	2		1	1			2	
指導主事	3	3			1			2
相談員(社会福祉士等)	3	1	2					3
相談支援専門員	3		3					3
スクールソーシャルワーカー	2		2					2
指導員	1		1					1
適応指導相談員	4		4					4
事務	10	8	1	1	1	2	7	
計	88	36	40	12	3	35	23	27

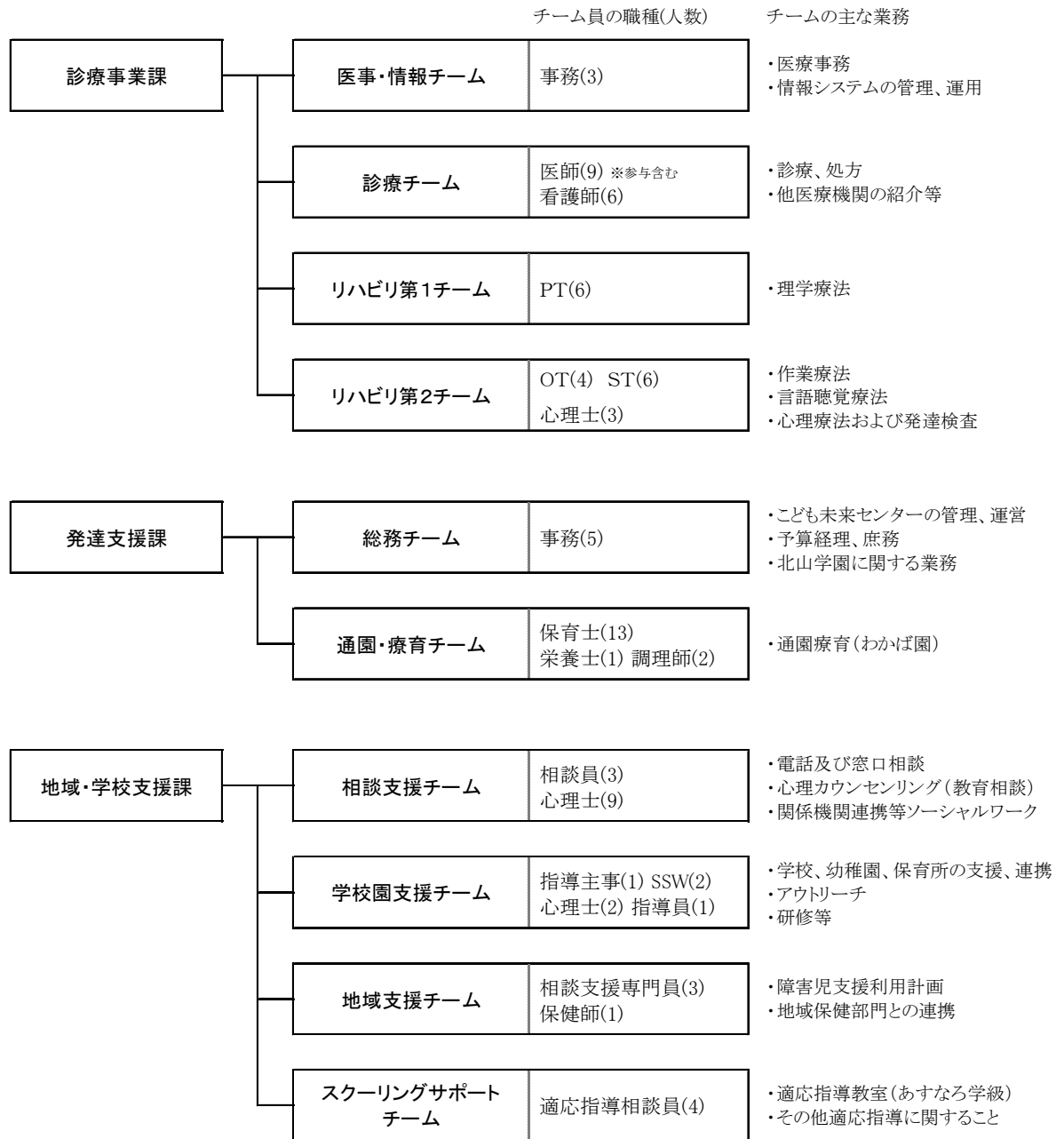
*1) 正規の人数には、併任の指導主事（参事級）1名を含む

*2) 臨時等の人数には、応援医師5名を含む

*3) 診療事業課長は、こども未来部長が兼務しているため、課の職員数に含めない。
(部長級・参事の欄でカウント)

*4) 地域・学校支援課の相談員1名（正規）は、有資格者採用の事務職として相談業務に従事（相談員としてカウント）。

(3) チーム編成



(4) こども未来センター運営審議会

ア 担当事務

西宮市立こども未来センターの運営に関する調査及び審議

イ 根拠規定

西宮市附属機関条例(別表)

ウ 委員名簿

選任区分	委員氏名	性別	年齢 (居住地域)	職業等
学識経験者(会長)	倉石 哲也	男	50歳代 (市内)	武庫川女子大学文学部 心理・社会福祉学科教授
学識経験者(副会長)	井澤 信三	男	40歳代 (市外)	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科教授
医療関係者	折山 文子	女	60歳代 (市内)	西宮市医師会
福祉又は教育に関わる者	酒井 修一郎	男	70歳代 (市外)	元西宮市立養護学校校長
福祉又は教育に関わる者	吉田 知英	男	60歳代 (市内)	西宮市中心障害児者団体 連絡協議会副代表
福祉又は教育に関わる者	東野 弘美	女	60歳代 (市内)	西宮市地域自立支援協議会 こども部会部会長
福祉又は教育に関わる者	細見 卓男	男	50歳代 (市内)	西宮市社会福祉協議会 事務局長
福祉又は教育に関わる者	古川 勝	男	50歳代 (市外)	西宮児童通所支援連絡会 会長
福祉又は教育に関わる者	安東 裕子	女	70歳代 (市内)	西宮市民生委員・児童委員会
市民	藤野 隆子	女	50歳代 (市内)	公募市民

任期 平成30年5月23日まで

エ 開催情報

	日時	議題
第1回	平成28年5月24日(火) 14:30~16:30	役員選出、 今後の審議のあり方について 等
第2回	平成28年11月8日(火) 14:00~16:00	未定

4 施設案内

(1) アクセス



駐車場はありますが、できるだけ公共交通機関をご利用いただくようお願いしています。

電 車： 阪急電鉄 「西宮北口駅」から南東へ 850m

バ ス： 阪急バス 「高畑町」から南西へ 360m

阪急バス 「西宮営業所前」から東へ 250m

自動車： 近隣に有料駐車場あり

タイムズ西宮高畑住宅から南へ 200m

リパーク西宮中島町から 西へ 400m

(2) 建物構造等

所在地	西宮市高畑町2番77号		
竣工年月日	平成27年7月31日		
開所年月日	平成27年9月1日		
建設費	1,093,600千円(設計施工一括発注方式)		
構造	鉄骨造(地上5階建)		
敷地面積	2,327.66㎡		
容積対象床面積	4,112.58㎡	5階	157.19㎡
		4階	699.59㎡
		3階	1,125.73㎡
		2階	1,280.12㎡
		1階	849.95㎡
(参考)	旧わかば園	床面積	990㎡
	旧スクリーニングサポートセンター	床面積	1,100㎡

(3) 外観

写真はいずれも竣工時のもの（株式会社松田組提供）。



正面



背面（北側より）



背面（北西側より）

(4) 各室・設備等の紹介

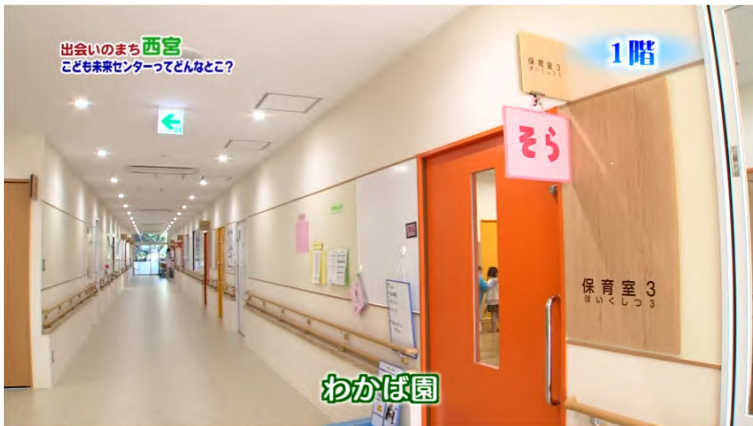
<1階>



<p>エントランス (玄関)</p>	<p>エントランスは、施設全体の主な出入り口となります。混雑を避けるため十分なスペースを設けるとともに、屋外用バギー置場も設けています。</p> <p>なお、こども未来センターでは、主に衛生上の観点から玄関で靴を脱ぎ、スリッパに履き替えていただいておりますが、そのための来所者用の靴箱（156人分）も設置するとともに、靴の着脱をゆったりとおこなっていただけるよう、腰掛けを設置しています。（なお、車椅子、バギーで来られた方のためには、泥落としマットを設置しているほか、清拭用具を備えております。）</p>
<p>総合受付 サロン</p>	<p>エントランスから入ってすぐに、総合受付を設け、施設全体の案内を行っています。総合受付の後ろには、保護者や利用者が休憩や語らいに利用いただけるサロンを配置しています。サロンには掲示板、情報コーナーを設けているほか、授乳室やプレイエリアも設け、おもちゃ、絵本なども備えています。</p>
<p>面談室</p>	<p>サロンから個別対応が必要な場合、移動して話を聞くスペース。準個室的な空間としてプライバシーが守られる環境としています。</p>
<p>授乳室</p>	<p>保護者が授乳をするスペースです。</p>
<p>通園療育 「わかば園」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室 ・遊戯室 ・医務室 ・バギー置場 	<p>保育室を6室、遊戯室を1室設け、安全に配慮するとともに、明るい雰囲気の中で安心して過ごせるように設計されています。保育室2と3、保育室4と5、遊戯室には可動式間仕切り（パーティション）を設置しており、利用形態にあわせてフレキシブルな活用ができる仕様になっています。</p> <p>また、保育室4・5・6の前にはデッキを設け、保育室のすぐ近くに屋外でも遊べる空間をつくっています。</p>
<p>こどもトイレ 2箇所</p>	<p>こどもトイレは各保育室に隣接して設けられており、子供の利用しやすさに配慮して、各種の衛生機器や便器等を配置しています。</p>
<p>調理室</p>	<p>わかば園での給食の提供を行うために、動線を考慮し、保育室と同じフロアに配置し、すぐに配膳できるようにしています。調理室の機器類はオール電化となっています。また、調理室専用の搬入口を設けています。</p>
<p>園庭</p>	<p>園庭は園児の遊び場として特に重要であり、南側の日当たりの良い位置に設けています。基本的に芝生敷の園児にやさしい園庭としているほか、多様な植栽、築山の造成など、豊かな緑空間の形成をめざしています。</p> <p>園庭の周囲には、花や実のなる木や常緑樹を中心に、季節を感じられる樹木を植樹しています。園庭には、ブランコ、滑り台などの遊具のほか、遮光ネット設置用のポール、ミストシャワー、災害時用の井戸などを設置しています。</p>
<p>駐車場</p>	<p>駐車場は、乗用車22台、軽自動車1台の駐車スペースを確保しています。駐車が少ない時間帯には、エントランス前スペースをロータリーとして使用できる設計としており、車寄せ部分には、庇を設け、雨の日でも、スムーズに乗降りが可能となっています。</p>



サロン



わかば園廊下

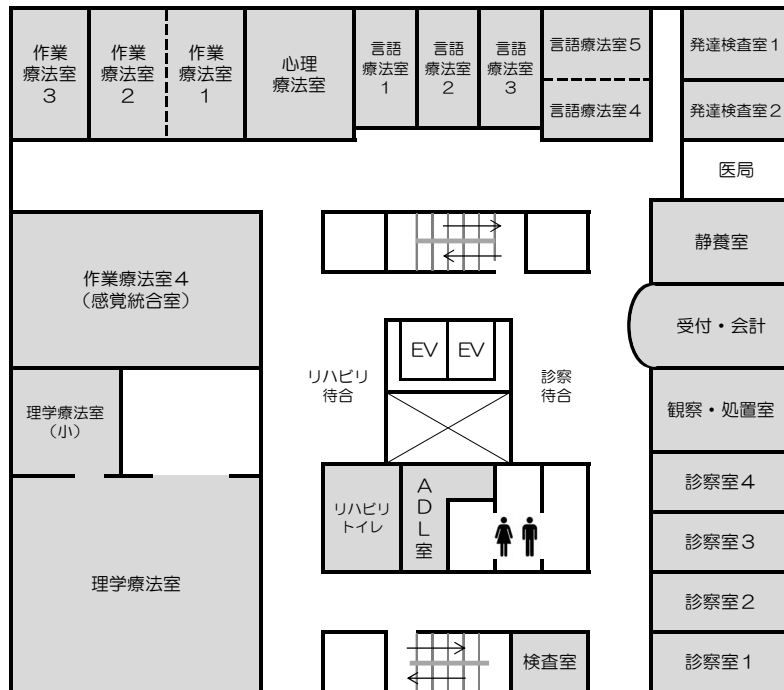


保育室4・5



こどもトイレ

< 2階 >



<p>受付・会計 診察待合 リハビリ待合</p>	<p>診療部門は2階に集約しています。エレベーターホール近くに受付・会計（業務委託）を設け、利用者の誘導、案内を行っています。 待合スペースは落ち着いた色調でまとめるとともに、診療部門とリハビリ部門にはそれぞれの待合を設けることで、各室へのスムーズな動線計画を図っています。</p>
<p>診察室</p>	<p>通常の病院などと比較すると、色調など落ち着いた雰囲気になっていますが、これは気軽に、安心して来所していただけるようにという考え方に基いて設計されました。診察室は4室で同時診察が可能となっています。また、診察室の裏に専用通路を設け、医療スタッフの迅速な移動や対応ができる設計となっています。</p>
<p>観察・処置室</p>	<p>採血、急変時及び外来児診察前の身体計測、救急処置等の処置室。整形診察での装具のかたどり時等にも利用します。</p>
<p>静養室</p>	<p>体調の悪化や、パニックの時などに子供が静かに落ち着ける部屋です。</p>
<p>医局</p>	<p>医師の執務室として利用する部屋です。</p>
<p>理学療法室 (PT室)</p>	<p>理学療法室では粗大運動（座位、歩行など）の獲得や、姿勢の保持・変換などの訓練を行います。（歩行訓練などを行うため、あるいは大道具を使うため）広いスペースと階段などの移動の練習に使う器具が設置されているのが特徴です。理学療法室には大と小を設けており、利用者の状況に応じて使い分けをすることが可能です。</p>
<p>作業療法室 (OT室)</p>	<p>作業療法室は4室設けています。作業療法室1～3室では将来の自立や社会生活への適応につながる各種の訓練を行います。また、可動式間仕切り（パーティション）を設置している部屋もあり、利用形態にあわせてフレキシブルな活用が可能です。 作業療法室4は、スウィングやボールプールなど、各種の器具が備えられ、感覚統合療法（S I : Sensory Integration）が実施できるようになっています。</p>
<p>言語聴覚療法室 (ST室)</p>	<p>言語聴覚療法室は5室設けていて、ことばやコミュニケーション、食事に関する訓練を行います。一部の部屋にはパーティションを設置しており、集団と個別のそれぞれの訓練の必要性に応じてフレキシブルに利用できるようになっています。</p>
<p>ADL室 リハビリトイレ</p>	<p>ADL（Activities of Daily Living）室には普段の生活に近い環境の部屋（キッチン、風呂など）を設けています。また、ADL室の隣には、リハビリトイレを設けており、これらの部屋で日常生活の動作訓練を行います。</p>
<p>発達検査室</p>	<p>子供の発達検査を行うための部屋を2室設けています。</p>
<p>検査室</p>	<p>防音、遮音仕様の検査室を設けており、主に脳波検査や聴覚検査を行います。</p>



← 診療受付・待合

↓ 理学療法室 (PT室)



理学療法室



作業療法室

← 作業療法室 (OT室4)



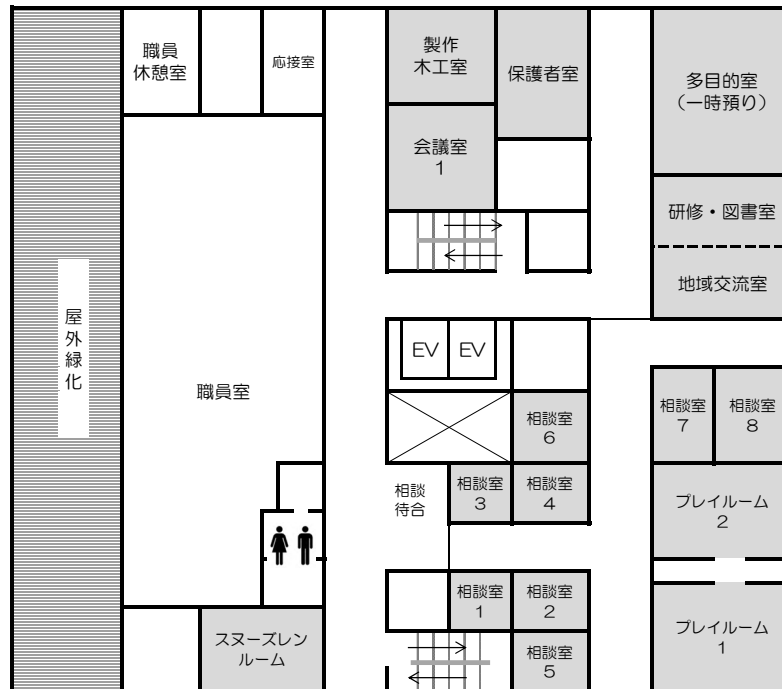
言語療法室

↑ 言語療法室 (ST室2)



↑ ADL室

< 3階 >



<p>事務室</p>	<p>職員間の相互連携を円滑に行うことをめざし、3階北側に全部門共通の職員室を配置しています。職員室では個人情報の管理等を考慮し、セキュアなエリア設計を行い、来客者の対応などは、受付カウンターで行う設計となっています（夜間はドアの施錠の他、カウンターをシャッターで閉鎖）。 空調・放送・防災などの施設の総合的な管理も職員室で行うことができます。</p>
<p>職員休憩室</p>	<p>職員が昼食等の休憩時に使用する部屋です（流し台・給湯スペースを含む）。</p>
<p>応接室</p>	<p>来客対応などに使用します。</p>
<p>会議室 1</p>	<p>内部の会議・作業等に利用します。</p>
<p>地域交流室 研修図書室</p>	<p>地域交流・地域団体の活動、ボランティアや保護者のサークル活動、職員研修・症例検討・専門図書室として使用しています。 支援会議や地域交流などに活用しています。</p>
<p>相談室 プレイルーム</p>	<p>プライバシーにも配慮して、落ち着いた空間で相談等ができるよう、相談エリアを区画する設計としています。 相談エリア内に大小の相談室を8室、プレイルームを2室設置しています。プレイルームでは、心理カウンセリングのほか、箱庭療法なども実施可能となっています。</p>
<p>多目的室 (一時預かり)</p>	<p>診療・リハビリ中に、きょうだい（未就学）を預けることができるスペースを設けています（要申込・有料）。乳児と幼児のコーナーを分離し、安心して、子供を預けることができる設計です。</p>
<p>スヌーズレン ルーム</p>	<p>光や音、触覚等を伝える道具を組み合わせ、ありのままの自分が受け止められ、自分で選び、自分のペースで楽しむことができるようなリラクゼーション活動を提供する空間として設計されています。 ※スヌーズレンの語源は2つのオランダ語、スニッフレン<クンクンとあたりを探索する>、ドゥースレン<ウトウトくつろぐ>から造られた造語であり、「自由に探索したり、くつろぐ」様子を表しています。</p>
<p>製作木工室</p>	<p>作業時の騒音に考慮し、下階のリハビリ部門の訓練室とは、離れた位置に設けられています。各種の木工機械や関連器具などを設置しています。</p>



相談エリア廊下



相談室 8



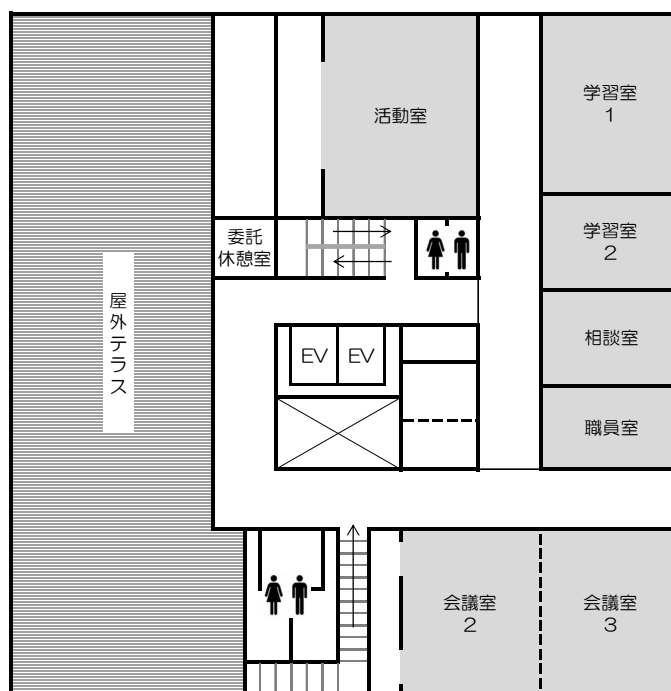
←スヌーズレンルーム入口

←バブルチューブ



多目的室 (一時預かり)

< 4 階 >



<p>学習室 (あすなる学級)</p>	<p>学校復帰をめざすためのあすなる学級が用いる教室です。学習室は2室設けており、大人数で授業を行う大きな教室と、子供の状況に合わせて個別に学習ができる小さな部屋が設置されています。</p>
<p>活動室 (あすなる学級)</p>	<p>学習室では行えない、音楽やレクリエーション活動をする際に利用します。</p>
<p>相談室 (あすなる学級)</p>	<p>子供の適応相談、進路相談、個別学習室として使用します。また、学校関係者との面談室としても使用しています。</p>
<p>職員室 (あすなる学級)</p>	<p>あすなる学級のための職員室は、子供の居場所のすぐ近くに設置されています。</p>
<p>委託業者休憩室</p>	<p>清掃、受付・会計業務委託業者職員の休憩用のスペースです。</p>
<p>会議室 2・3</p>	<p>プロジェクター・音響設備を備え、大人数が集まる講演会や会議などが開催可能です。また、パーティションを備えており、区分して使用することも可能です。災害時には福祉避難所として活用することを想定しています。</p>
<p>屋外テラス</p>	<p>屋上緑化を行い、リラックスできる空間です。まとまったスペースが確保されており、体を動かしたり軽い運動をしたりすることができます。また、児童等による施設内菜園の設備も設置されています。</p>



あすなる学級廊下



学習室 1 (あすなる学級)

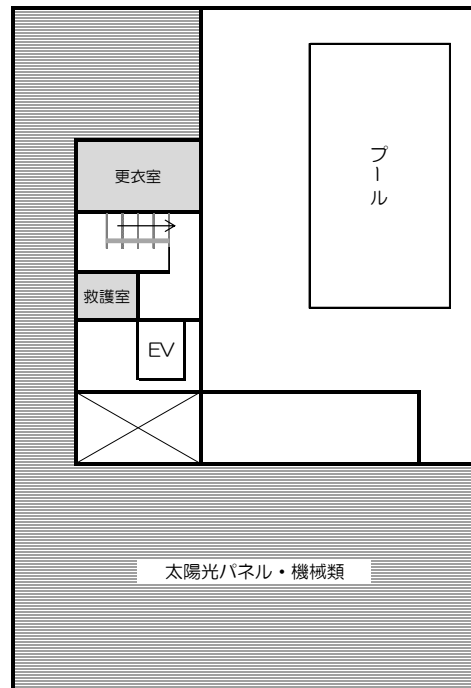


会議室 2・3



屋外テラス

<5階・屋上>



プール	わかば園（通園療育部門）が夏に使用するプールです。屋上に設置されており、大きさは水深0.7m、幅6m、長さ12mとなっています。プールサイドは防滑性の床とし周囲は壁を立ち上げる、手摺を設ける等、安全に配慮しています。
救護室	遊泳中に気分が悪くなったり、けがをしたりした場合の応急処置を行う部屋です。
更衣室・倉庫	その他、プールに付随する諸室として、園児及び保護者の更衣室、プール利用時に用いる遊具、補助具等を収納するための倉庫を設置しています。
洗濯室	通園・リハビリ等に使用する子供用タオルや汚物洗いに使用します。
屋上	屋上は、空調室外機、キュービクル等の設備機械置場となっています。振動や騒音対策を行い周辺に配慮します。また、太陽光発電パネルを設置しており、平均2.5kw/h程度の発電が可能です。

<各階共通・その他設備>

ライトコート (光庭、吹き抜け)	正方形平面でも無窓居室を避けるため中央にライトコート（吹抜）を配置しています。ライトコートは採光を満たすと同時に、施設の性格上長くなりがちな廊下の自然排煙口としても機能するしくみです。
トイレ	各階に男女別および多目的トイレを設置しています。 1階（1）、2階（1）、3階（1）、4階（2）
倉庫	施設の特長上、収納物品が多くなるため、倉庫を各階に配置しています。 1階（4）、2階（7）、3階（5）、4階（3）、5階（1）
防災設備	自家発電機、スプリンクラー、自動火災報知設備、避難用滑り台、救助袋、非常警報設備、放送設備、県警ホットライン、誘導灯 など



屋上プール

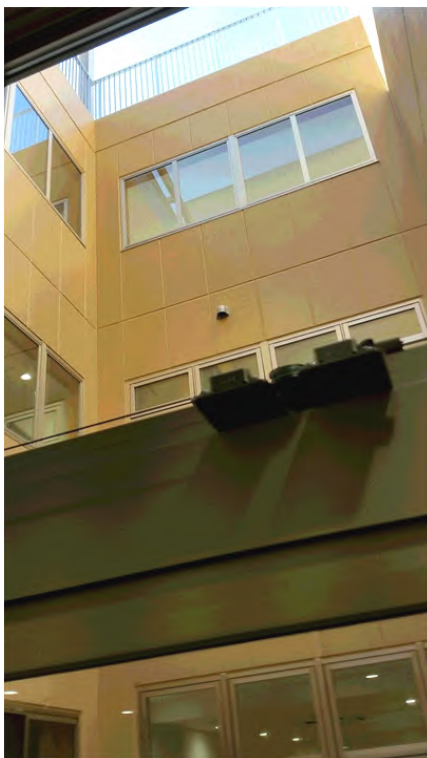
プール



↑シャワー



↑更衣室



←ライトコート（光庭、吹き抜け）

↓トイレ（1階）



5 沿革

(1) こども未来センター開所までの経緯

西宮市こども未来センターには、福祉・医療分野の「西宮市立わかば園」と、教育分野の「西宮スクーリングサポートセンター」という2つの前身となった施設がありました。

さまざまな理由で悩み、不安になっている子どもたちや保護者に対して、適切な支援を行っていくためには、福祉・教育・医療などを総合した視点に立った支援が必要と本市は考えました。

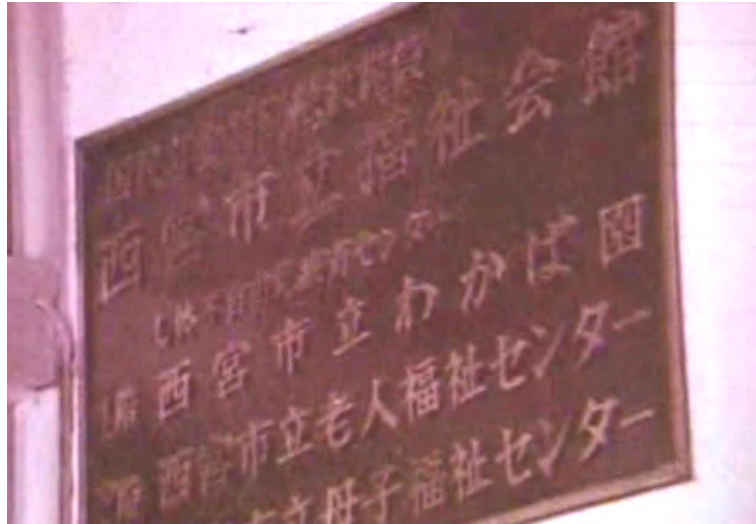
そこで、わかば園とスクーリングサポートセンターの移転・再編による新しい施設「西宮市こども未来センター」を平成27年（2015年）9月に開所し、福祉・教育・医療が連携し、一貫した支援を行うための拠点として事業を開始することとなりました。



(2) こども未来センター前史

ア (旧) わかば園

西宮市内において、就学前肢体不自由児の通園訓練施設が必要との保護者の声を受け、昭和42年(1967年)6月に、津門川町の福祉会館1階に「肢体不自由児母子通園療育センター 西宮市立わかば園」が開設されました(市単独事業。初代園長は早川 義貞理学療法士)。



開設当時のものと思われる(旧)わかば園の看板。
「肢体不自由児療育センター 西宮市立わかば園」
の文字が読み取れる。

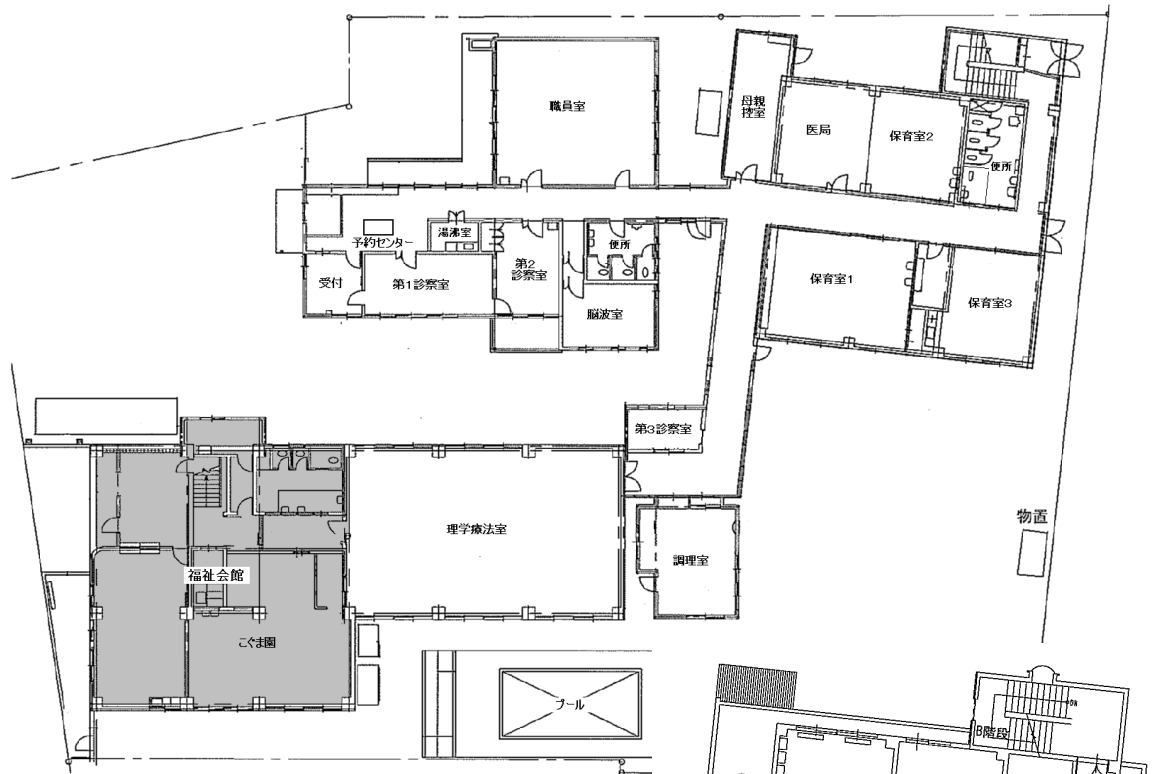
当時の市議会議事録によれば、設立予定の施設について「生後大体6カ月から就学前のお子さんを対象にいたしまして、訓練士を常置いたしまして、午前に大体20人、午後に20人、1回約2時間程度、総対象人員150名程度と見ております。これはいずれも通園制になっております。」という説明がされています。



開設当時のものと思われる(旧)わかば園の療育風景

昭和44年(1969年)12月1日には、厚生省より認可を受け、児童福祉法に基づく児童福祉施設(肢体不自由児通園施設)に移行することとなりました。

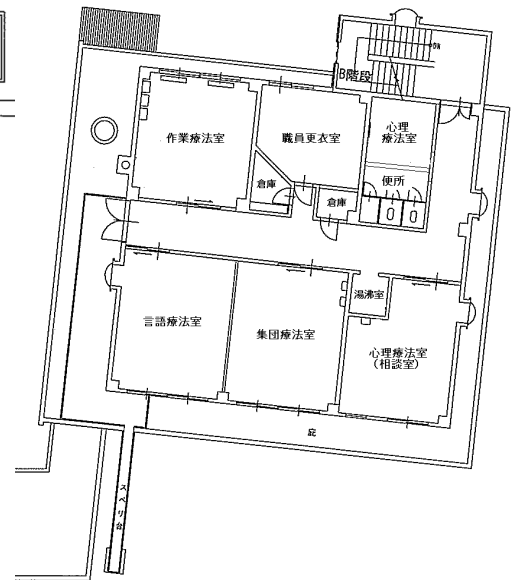
その後昭和 45 年に、施設の増築が行われ、福祉会館の 1 階と接続した形での（旧）わかば園施設が整備され、プールなども新設されるなどの施設整備が行われました。



↑ 1階平面図

（旧）わかば園の施設平面図（平成 27 年 8 月時点）

2階平面図→



←（旧）わかば園門柱

昭和 56 年（1981 年）は、国際連合が「完全参加と平等」をテーマとして、1981 年を国際障害者年として指定し、その後も国連・障害者の十年（1983～1992）などをきっかけに、日本の福祉においても、ノーマライゼーションの理念が普及するとともに、地域福祉への取り組みが進められる契機となりました。

そんな中、(旧)わかば園では、昭和 59 年（1984 年）5 月より専門医師が常駐化され、園長に就任しました（岩越 美恵 医師）。それと同時に、通園療育利用者以外にも、知的障害・発達障害なども含め 15 歳までの障害児の外来診療を行うこととなり、子供と保護者に対する支援という考え方に基づく取り組みを深めていくこととなりました。

そのころ（正確な時期は不明）に定められた（旧）わかば園の基本理念には、そのような考え方が強く反映されています。

（旧）わかば園 基本理念

わかば園では、国連およびわが国の障害者施策の理念であるリハビリテーションとノーマライゼーション、さらに利用者との相互関係を大切にすることを理念として、さまざまな障害児及びその保護者に対して、各種療育を提供しています。

具体的には、障害児の自立や自律、そして自尊心ある堂々たる社会参加に向けた発達支援と保護者に対する回復援助と育児支援です。

その後も福祉会館の改築等とあわせ、わかば園の施設及び設備の整備（昭和 60～61 年ごろ）が行われました。また、平成 6 年（1994 年）3 月にはわかば園診療所が、身体障害者福祉法に基づく更正（育成）医療機関に指定され、同年 4 月には、外来診療で実施する小児リハビリテーションの対象を養護学校生徒まで拡大するなど、支援の充実に向けた取り組みを継続的に実施してきました。

しかし平成 7 年（1995 年）1 月 17 日に阪神大震災が発生、幸いにも（旧）わかば園の施設自体は若干の被害にとどまりましたが、平常業務再開できたのは 2 月 27 日となりました。



震災直後の（旧）わかば園の診察室
（平成 7 年 1 月 17 日撮影）

下記は、平成 8 年（1996 年）に西宮市が製作した震災復興記念誌（1995・1・17 阪神・淡路大震災－西宮の記録－）からの（旧）わかば園関連部分の抜粋です。

第 2 章 被害状況（前掲書 p. 60）

建物の被害は、訓練室への渡り廊下と倉庫壁に計 3 ヲ所のクラックが入り、補修額 169,950 円。内部備品修理合計額 30,200 円であった。

園児 34 人は全員無事であり、同居家族も大事なし。ただし家屋の全・半壊の方が 7 人あり、又ライフラインの寸断から、計 15 人が市外に疎開。

職員は 24 人全員無事であったが、家屋の全・半壊の者は 5 人であった。（p60）

第 4 章 復旧事業（前掲書 p. 252）

○救助救援活動および復旧のプロセス

当日は実質上休園となったが、向かいの総合福祉センターと隣の福祉会館が 90 人の避難所となっていたため、出勤してきた看護婦と近くに住む職員 4 人とで地域の応急救護所としての活動に入った。同時に園児の安否確認を行った。

2 日目以降は毎朝ミーティングを行い、当日の仕事を決定していった。2 月 5 日までの休園期間に行った業務は、

1) 園児・外来児の被害実態調査

2) 肢体不自由児通園施設の持つ診療所をオープンしての障害児者・周辺住民のため

24 時間救護診療業務（入院を含む）

3) 全壊した園児家族や乳児をかかえた周辺住民家族の収容

4) 園児・外来児の一時預かり

5) 自主登園・自主療育のための施設開放

6) 本庁福祉関係業務

であった。

上記のうち、3) 4) 5) の利用者は少なかったが、2) の救護活動の方はこの間に当園の年間初診者数の約 2 倍にあたる 275 人の患者が訪れ、外傷やインフルエンザなどの対応に、休むひまもない忙しさであった。医師、看護婦のボランティアも計 6 人おり、代行していただいた。また、6) の本庁福祉総務課応援業務も残りの職員で、毎日被災者証明発行業務など市民対応を、これまた休むひまなく行った。

2 月 6 日からは、地域救護活動も少し落ちつき、在宅園児の希望もつゆり、交通事情を考え、園児を地域別に 3 班に分けて週 1 回登園を開始。来園できない児童には訪問療育を、疎開児童には近隣の療育施設の紹介を行った。

2 月 27 日からは平常療育を開始、これに伴い、診療所も本来の障害児者対象にもどし、1)～5) の業務は終了。ただし 6) の業務だけは 3 月中旬まで続けた。

ライフラインの復旧に伴い、疎開した園児達もしいにもどり、3 月 26 日の卒園式までには全員がそろうことができた。

療育再開後、最も苦労したのは園児の給食であった。電気の復旧は 1 月 17 日であったが、水道は 2 月 7 日、ガスは 2 月 28 日であったため、当初は給食なしの午前中だけのプログラムで行った。2 月 20 日からは、保育所の給食にヒントを得、当園でもいつもの給食材料委託先から、調理済みのものを取り寄せ、使い捨て食器に盛っては配膳した。

3 月 20 日、委託業者からの材料調達が可能になった時点で自園調理に切り換えた。

震災後も、訪問療育の開始（平成 8 年）、通園部門における音楽療法導入（平成 11 年）、ボランティア制度の導入（平成 11 年）など、療育の充実に取り組んできました。

そして、(旧)わかば園にとって、大きな転機となったのは平成 12 年（2000 年）10 月からの「障害児（者）地域療育等支援事業 わかばエール」の開始でした。

「わかばエール」は、わかば園が通園や通院している子供たちだけでなく、障害のある子供たちの地域での暮らしを支援することを目的に設立された部門ですが、その後、各種の相談業務や関係機関との連携などのさまざまな支援業務を行っていくこととなりました。



(旧)わかば園の玄関看板の下に設けられた
「西宮市障害者あんしん相談窓口 わかばエール」の表示
(平成 27 年 7 月頃撮影)

平成 18 年（2006 年）10 月、障害者自立支援法が施行されたことに伴い、わかば園診療所は障害者自立支援法に基づく自立支援医療機関の指定を受けることとなりました。

また、同法施行にともない、児童福祉法も改正されることとなり、(旧)わかば園においても、通園の利用形態が措置から契約に変更され、利用料の徴収等が開始されることとなりました。「わかばエール」についても、療育相談事業（市単独事業）と障害児等療育支援事業（県委託事業）として継続されることとなりました（その後、平成 20 年の中核市移行に伴い、障害児等療育支援事業も市の事業に移行）。



(旧)わかば園玄関



園庭（保育室3から）



保育室2（1階）



廊下（1階）



作業療法室（2階）

平成 19 年（2007 年）10 月、西宮市地域自立支援協議会が設立され、その部会のひとつとして「こども部会」が設置されました。この「こども部会」には（旧）わかば園も当初から参画（岩越園長が部会長を務める）し、現在もこども未来センターとして継続して、事務局を担っています。

平成 22 年（2010 年）6 月の議会において、当時の市長が「肢体不自由児通園施設わかば園については、老朽化が著しく、早急な対策を迫られている中で、近年増加しつつある発達障害児も対象とする総合療育センターとして、新たに施設整備することを検討してまいります。」と行政方針で述べ、（旧）わかば園の移転・建替に関する検討が開始されました。

その後、平成 23 年（2011 年）4 月に、第 3 代園長として山城 國暉医師が就任、また同年通園部門に知的障害児クラスが設置されました。



大関 琴欧州 来園（平成 23 年 12 月 21 日・保育室 1）

平成 24 年（2012 年）年 4 月には、児童福祉法改正（現行の障害種別ごとに分かれた施設体系を一元化する）に伴い、法的な位置づけが肢体不自由児通園施設から、医療型児童発達支援センターへと移行することになりました。

平成 25 年（2013 年）4 月に、第 4 代園長として山岡 小百合医師が就任しました。

平成 27 年（2015 年）こども未来センターの開所を控え、医療型児童発達支援センターとしての（旧）わかば園は、その幕を閉じることとなりました。

8 月 14 日には通園部門において、市長を来賓として迎え、わかば園の閉園セレモニーが開催されました。また、8 月 19 日をもって、最後の外来診療及びリハビリテーションを終了し、（旧）わかば園における業務を完全に終了し、同年 9 月から「福祉型児童発達支援センター」として業務を開始する「こども未来センター」に移転しました。



わかば園閉園式（平成 27 年 8 月 14 日）

①年表

1967(S42)年	6月	肢体不自由児療育センター「西宮市立わかば園」が市単独事業として開園、事業を開始。
1969(S44)年	8月	厚生省より児童福祉法に基づく肢体不自由児通園設として認可。
1974(S49)年	8月	介助制度発足。
1984(S59)年	5月	常勤医師の園長就任。「わかば園診療所」のオープン化。
1991(H3)年	4月	5歳児単独通園制度発足。
1994(H6)年	3月	身体障害者福祉法に基づく更正(育成)医療機関に指定。
	4月	外来児を養護学校生徒まで拡大。
1996(H8)年	4月	訪問療育開始。
1999(H11)年	10月	ボランティア制度導入。
2000(H12)年	10月	障害児(者)地域療育等支援事業「わかばエール」開始。
2006(H18)年	10月	障害者自立支援法の施行に伴う、児童福祉法改正により、「わかば園」の契約形態が措置から契約に移行する。 診療所は更正(育成)医療機関から自立支援医療機関へ移行。 「わかばエール」は療育相談事業(市単独事業)と障害児等療育支援事業(県委託事業)として継続。
2008(H20)年	4月	西宮市の中核市移行に伴い、「わかばエール」の障害児等療育支援事業が県委託事業から市の事業へと移行。
2011(H23)年	4月	相互通園制度による知的障害児の通園を一部開始
2012(H24)年	4月	児童福祉法に基づく医療型児童発達支援センターへ移行
2014(H26)年	4月	県の指定を受け「障害児相談支援」及び「計画相談支援」を開始
2015(H27)年	8月	こども未来センター開所にともない、(旧)わかば園の業務終了

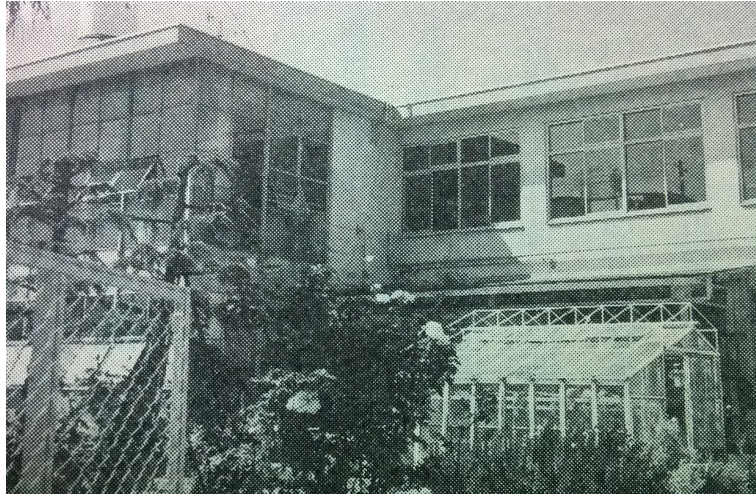
②施設概要

所在地	西宮市津門川町2番28号		
構造	鉄骨造 (地上2階建)		
敷地面積	2,248 m ² (福祉会館含む)		
容積対象床面積	990 m ²	1階ロビー廻り共用	20 m ²
		保育ゾーン	290 m ²
		診療ゾーン	50 m ²
		リハビリゾーン	300 m ²
		職員・共用ゾーン	240 m ²
		一時預り(福祉会館)	90 m ²

イ (旧) スクーリングサポートセンター

昭和 27 年 4 月 1 日、西宮市教育研究所が開設されました。教育相談所は、さまざまな教育に関する研究等を行う目的で設立されましたが、その業務の一環で教育相談が開始されたものと思われます。

当時は、西宮市教育委員会指導課内に置かれており、独立した施設ではなかったようです。



西宮市教育研究所

西宮市教育委員会が刊行した「続西宮市戦後教育史」では、教育相談について、次のような記述がみられます。

西宮市教育委員会における教育相談業務は、昭和 27 年（1952 年）に教育研究所が開設した当時から、学校や保護者の要請に応じて、その都度実施してきた。当時の教育研究所は指導課内にあり、所長、所員は指導課長、指導主事の兼務であった。したがって、教育相談も指導行政の一環として付随的に行われていた。

昭和 33 年 3 月に、津門呉羽町に独立施設としての教育研究所が竣工し、教育研究所も移転、5 月から業務を開始しましたが、この際に「教育相談室」が新設されました。当時の教育研究所条例においても、その事業内容としての教育相談が明記されています。

(条例第 3 条 事業)

(3) 児童生徒の教育相談に関すること。

前掲書によれば、当時の状況について次のような説明がされています。

昭和 33 年 3 月、教育研究所は独立して移転し、「教育相談室」が新設された。しかし、それは名前だけで、設備は整っていなかった。その直後から相談希望者の数は増加した。そして、翌年度には担当所員が増員されて 2 人の相談員となっている。34 年度末、間仕切りながら、8.5 平方メートルの教育相談室兼観察室と、マジックミラーをはさんで 22.5 平方メートルのプレールームが確保でき、遊戯療法が実施できるようになった。

その後も教育相談は、利用の増加と内容の多様化がみられるようになったことが前掲書には記載されています（なお、下記引用文中カッコ書きの部分は、昭和 42 年度の「西宮市立教育研究所概要」からの引用部分となることに注意）。

「教育相談の内容は年々多様化している。本年度も家庭、学校との緊密な連携を保ちながら、市民の子弟、子女の教育上の問題、悩みについて、毎週 5 日間、教育相談を実施し」とあるように、学習や生活上の問題をもつ子供たちのためにどのような指導法が最適であるかについて、家庭や学校の期待にこたえて相談業務を遂行してきたのであった。

昭和 60 年 3 月に西宮市立総合教育センターが開設され、教育相談室は同センターにおいて業務を継続することとなりました。

その際に制定された総合教育センター条例をみると、教育相談に関する規定は、
(条例第 3 条 事業) (3)教育に係る相談に関すること。
と記載されており、従来の教育研究所条例と文言が若干変更されています。

これについて、「続西宮市戦後教育史」には、次のように説明されています。

教育研究所は従来、主として学校教育を対象とした教育・研修の機関であったが、この改正により、「社会教育の充実と振興」の内容が明文化された。したがって、「教育に係る相談」についても、幼児、児童生徒から父母までを対象と（中略）したのである。



西宮市立総合教育センター

また、時を同じくして昭和 60 年 4 月、総合教育センターの教育相談室の分室（建石町）として、「あすなろ学級」が設けられました。前掲書には次のように説明されています。

通級は週 4 回で 1 人の教育相談指導員が指導した。「あすなろ学級」と呼び、「生徒にうるおいと心のゆとりを持たせ、再出発のため」の援助をするのである。指導内容は、学習、作業、運動、読書、ゲーム、実習、校外学習などで、必要に応じてカウンセリングを行っている。

平成7年1月17日に発生した阪神大震災では、総合教育センターは、1階廊下部分やブロック塀などに被害があったものの、全体としてみればダメージは比較的少ないものでした。しかし、総合教育センターは、避難所として多くの被災者の生活の場となりました。



避難所となった西宮市立総合教育センター（平成7年）

教育相談およびあすなろ学級関連についての、震災後の業務復旧は、次のような形で進められました（当時はあすなろ学級は建石町にあり、別の施設であることに注意）。

1月20日	教育相談業務を再開（来所と電話相談）
2月20日	適応指導教室「あすなろ学級」再開

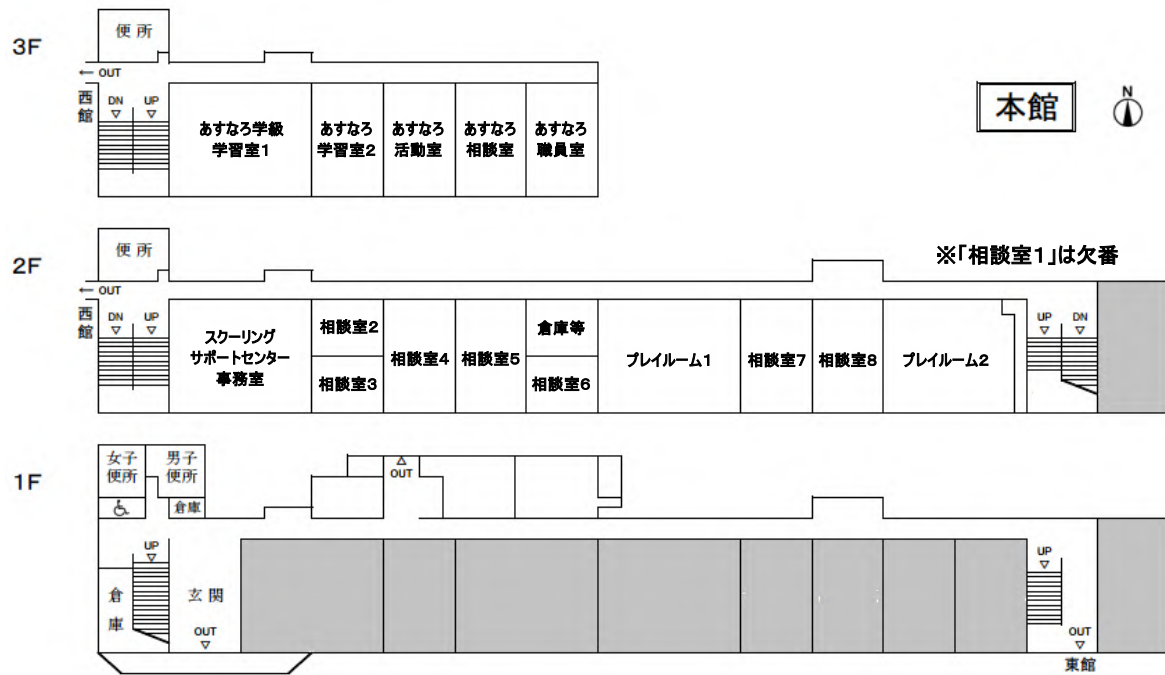
また、震災に関連して次のような「教育相談研修」が開催された記録が残っています。

5/25	「震災にあった子どもたちの心のケアについて」 （講師 神戸大学医学部 白瀧貞昭助教授）
6/29	「震災体験後の子どもへのかかわり」 （講師 近畿大学医学部 人見一彦助教授）
7/24	「震災後の心のケアについて」 （講師 近畿大学医学部 花田雅憲教授）

平成13年にあすなろ学級は総合教育センターに移転し、教育相談と同じ施設で業務を行うこととなりました。

平成18年には「西宮スクーリングサポートセンター」が総合教育センター内に設けられ、教育相談とあすなろ学級の機能が再編されることとなりました。

平成27年のこども未来センター開所とともに、業務の引継ぎ、再編が行われ、スクーリングサポートセンターとしての業務は幕をおろすこととなりました。



① 年表

1952(S27)年	4月	教育研究所(西宮市教育委員会指導課内)の創設。西宮市教育委員会における教育相談業務を、学校や保護者の要請に応じて実施。
1958(S33)年	3月	教育研修所の独立、移転。「教育相談室」の新設。
1959(S34)年	3月	教育相談室兼観察室、プレイルームの確保。 これにより、遊戯療法が可能となる。
1985(S60)年	4月	総合教育センター開設。センター内に「教育相談室」を移設。 教育相談の分室として適応指導教室「あすなろ学級」設置 (旧西宮西高等学校内) 「学校教育相談」推進のため、教職員研修や研究委託の実施。
2000(H12)年	4月	適応指導教室「あすなろ学級」を総合教育センター内に移転。
2006(H18)年	4月	「西宮市スクーリングサポートセンター」開設 来所相談・電話相談事業 教育相談員派遣事業 学校復帰支援事業

②施設概要

所在地	西宮市神祇官町2番6号		
構造	鉄筋コンクリート造 (地上3階建) の2・3階		
敷地面積	3,957 m ²		
容積対象床面積	3,884 m ² のうち 1,100 m ²	教育相談	475 m ²
		専門家チーム	75 m ²
		適応指導教室	240 m ²
		職員・共用ゾーン	310 m ²

(3) こども未来センター設立までの経緯

ア 基本構想策定経緯

老朽化・狭隘化が進む(旧)わかば園について、平成22年度より移転・建替についての検討が開始されることとなりました。あわせて、新施設の移転予定地としては高畑町の市有地を活用することも決まりました。

①基本構想(策定期間:平成22年10月~平成24年2月)

まず、新しい施設の基本的な方向性について定めることが最初の作業となりました。

それは、新しい施設をつくるにあたっては、単に(旧)わかば園を移転するだけにとどまらず、これからの子供の支援というもののあり方という視点から、改めて新たな構想を練る必要があったためです。

基本構想の策定を開始するにあたっては、庁内だけでの検討とはせず、広く希望や意見などをいただき、構想に生かしていくこととなり、利用者(保護者)、関係機関、学識経験者などから構成される「基本構想検討委員会」が設置されました。

この委員会では計7回にわたり、活発な意見交換が行われ、取りまとめられた意見が平成23年6月に市長への答申が行われました。

この答申について、庁内での最終調整を行い、平成23年9月に市議会常任委員会にて所管事務報告を行いました。その後、構想案についてパブリックコメント手続を通していただいた市民の意見の反映なども行い、平成24年2月に基本構想として策定されました。

この基本構想では、新しい施設がどのようなものであるべきかという基本的な方向性が固まったわけですが、主なポイントは次のようなものでした。

- ・新しい施設は子供の発達支援の中心的な拠点となるべき
- ・関係機関と連携しながら支援を展開していくべき
- ・相談しやすい開かれた施設であるべき
- ・子供の育ちのためには、福祉・教育・医療が連携して一貫した支援を行う必要があり、そのためには(旧)わかば園と、スクーリングサポートセンターの機能を再編して、一体的な支援を行っていくべき
- ・新しい施設においては、前述のさまざまな機能を展開することを踏まえ、必要な設計が行われるべき

基本構想のとりまとめ後、早急な新施設の実現に向け、大きく2つの流れの検討および準備作業が同時に進行させていくこととなりました。

ひとつは施設の支援のあり方や内容に関する検討で、これは後述の「基本計画」という形でとりまとめが行われることとなりました。もうひとつは施設の設計・建築に関わる検討で、こちらについては導入可能性調査から始まる一連のプロセスとして検討と作業が行われることとなりました。

両者の検討は同時並行的に行われましたが、支援のあり方と施設の設計とは密接に関連したものであり、双方の作業は相互参照しながら、順次行われていきました。

②基本計画（策定期間：平成24年2月～平成24年12月）

基本計画では、基本構想で定められた方向性をさらに深め、新施設の基本理念、支援コンセプト、利用者数及び必要な支援ニーズの推計などについての検討を深めていくこととなりました。

この段階では、専門的かつ詳細な作業が必要となるため、基本的な検討作業は主として庁内で行われる形となりましたが、外部の意見や検証も必要となるため、利用者（保護者）、関係者、有識者などからなる「運営準備委員会」を立ち上げ、検討作業の区切りごとに説明を行い、意見の聴取も行いつつ、検討作業がすすめられ、最終的に平成24年12月に基本計画として策定されました。

基本計画においては、まず基本理念がさだめられましたが、これは現在のこども未来センターの基本理念にそのまま引き継がれています。

そして、支援コンセプトとして、以下の4点が掲げられ、このコンセプトはこども未来センターの業務のあり方にも反映されることとなりました（下表参照）。

コンセプト	基本的な考え方	こども未来センターにおける反映
必要に応じた支援の実施	すべての子供に画一的な支援を行うのではなく、その子供ごとに必要性に応じた適切な支援のあり方を考え、実施していく。	こども未来センターの利用にあたっては、すべて「相談」を行い、その内容を踏まえて適切な支援を行っていく。
「つながり」の強化	適切な支援を適切な時期に実施するために、関係機関との連携、情報共有を積極的に行い、子供の支援のための連携拠点として活動していく。	センター内では情報システムを構築するとともに、福祉・教育・医療にわたる幅広い関係者や機関との連携を行い、早期発見の取り組みや適切な支援の実施にむけて取り組む。
「専門性」の強化	こども未来センターはその専門性を高めながら、センター内での支援に生かすとともに、子供の支援の中心拠点として関係機関との連携にその専門性を生かしていく。	センター内での研修や専門スタッフによる意見交換や協議を行い、よりよい支援をめざす。また、専門職による関係機関の支援や研修なども実施していく。
学校園・地域の支援力の育成	子供たちが普段の多くの時間を過ごす学校園や地域における環境整備や支援力を向上させていけるよう、連携や支援などを行っていく。	地域・学校支援課を設置し、支援会議やアウトリーチを行うほか、一般向けの研修、教職員向けの専門研修などを行っていく。

また、基本計画においては、新しい施設の利用者数や必要な支援ニーズ量の推計なども行われ、その結果は、設計などにも順次反映させていくとともに、こども未来センターにおける組織編成や専門職の配置などにも生かしていくこととなりました。

イ 設計から完成まで

①導入可能性調査（平成 23 年 11 月～平成 24 年 3 月）

公募型プロポーザル方式で決定した受託業者（株式会社日本経済研究所）が、こども未来センターの整備事業を効率的・効果的に推進するための事業手法や事業スキームを比較検討した上で、民間活力の導入可能性を調査して、最適な事業手法を導き出すことになりました。

まずは、整備事業を行う上での、法令などの前提条件の整理や部屋のゾーニングを決めるための設計案を作成しました。次に、民間事業者（設計業・建設業・メンテナンス業）に対して、センターの整備事業への関心や参画しやすい事業手法を調査しました。その結果、市の意向を設計に十分に反映させ、民間事業者のノウハウや創意工夫を得ることができ得る事業手法として、基本設計先行 VE 提案型が最適となりました。さらに、財政負担の比較（VFM 試算）を検討した結果、本事業においては「基本設計先行 VE 提案型 DB（デザインビルド）方式」が最適な事業スキームとなりました。

②アドバイザー（平成 24 年 7 月～平成 25 年 12 月）

導入可能性調査で決定した「基本設計先行 VE 提案型 DB（デザインビルド）方式」により整備を進めるための一連の手続きにおいて、専門的な知識を有する受託業者（株式会社日本経済研究所）からの支援・助言を受けて、業務を円滑に進めました。

まずは、基本構想や導入可能性調査の結果を参考として、センターの基本理念や目標、支援コンセプトとセンター整備の基本方針などを合わせた基本計画書を作成しました。次に、入札公告資料（入札説明書・要求水準書など）の作成を行い、入札における民間事業者の公平な競争環境を整えました。

VE 提案に関しては、基本設計で固めた平面計画や配置計画に影響のない範囲としました。

また、選定委員会で決定された事業者との契約交渉を行いました。

③基本設計（平成 24 年 6 月～11 月）

導入可能性調査で検討した設計案をもとに、基本設計受託業者（株式会社石本建築事務所）が設計をし、市とアドバイザー（株式会社日本経済研究所）を合わせた 3 者で合同の会議を行い、設計書をまとめることになりました。

基本設計の検討にあたっては、利用者や職員からヒアリングを行いました。職員室を 3 階、診察・リハビリ関係の部屋を 2 階にまとめることで、利用者にとって分かりやすい導線になるように部屋を配置しました。部屋の配置や大きさを決定する上では、廊下幅を安易に狭くしないで、部屋内の家具や備品の形や大きさなども同時に考えました。駐車場は園庭面積を確保した上で、ロータリー部分を設けて、タクシー通園に配慮した形としました。

また、避難所としての設備（非常用発電設備など）や不審者対策としての防犯設備（防犯カメラなど）、屋上には太陽光発電設備を設置するものとしました。

④選定委員会（平成 24 年 1 月～7 月）

センターの整備事業に参画意向を示した事業者の提案内容の審査に際して、公平性・競争性・透明性を確保するとともに、幅広い専門的見地からの意見を参考とすることを目的に委員会を設置しました。入札公告によって 3 者が参画意向を示し、提出された提案書（VE 提案など）の評価点と価格点を合計した総合評価点によって、事業者（東レ建設株式会社）が決定しました。

提案書では、暖色系の色彩をベースとした明るく温かみのある雰囲気、遮音性を確保することでプライバシーを守りながらも、閉塞感を解消できるような安心感のある空間づくりを計画しており、基本計画で示した施設のコンセプトを十分理解した内容でした。また、その他にも廊下、遊具、トイレを始め、障害児施設という視点に立って細部が設計され、利用者（児童、保護者、職員）へのきめ細やかな配慮が各所に感じられるほか、環境に配慮した提案や長寿命化のための提案が幅広くかつ具体的になされている点が評価されました。

⑤実施設計（平成25年10月～平成26年5月）

基本設計書をもとに、実施設計業者（株式会社アール・アイ・エー／平田建築設計株式会社）が設計書をまとめました。

実施設計の検討にあたっては、利用者や職員からヒアリングを行いました。廊下の補助手すりは使い勝手の良い高さが必要箇所を整理しました。家具詳細図、建具（外部・内部）の仕様は各部屋の利用方法や指詰め防止対策などを整理して決定しました。衛生設備（便器、洗面台など）は利用者が使いやすい配置や高さにして、多目的トイレ内にベッドを配置しました。また、センター前の通学路へ配慮するために、回転灯を設置することとしました。

⑥工事（平成26年7月～平成27年7月）

実施設計書をもとに、建設業者（東レ建設株式会社／株式会社松田組）が工事を始めました。設計・施行一括発注のため、施工中で再検討が必要な内容については、実施設計業者と再検討することができました。

実施設計書の仕様から建設業者が壁クロス・床材・建具などを選択し、そこから施設のコンセプトにあった色彩のものを市が選択しました。また、部屋内の家具などを配置したことで生じる問題（床暖房の範囲、天井にある鉄格子の範囲など）は隔週で実施される定例会議の場において解決しました。

また、近隣協議において要望された交通量調査を実施し、その結果から通学時間帯に配慮した警備員の配置、工事車両の乗り入れを行いました。

西宮市立こども未来センター 工事概略工程表

工種名	平成26年(2014年)						平成27年(2015年)					
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
土工事	すきとり・地盤改良											
杭工事		杭工事										
山留工事			山留打設				山留引抜き					
躯体工事				基礎工事	ビット底版工事 ～1階スラブ工事			1階土間～デッキ床 バルコニー床工事				
鉄骨工事							鉄骨建方～デッキ敷き					
外装工事							外部足場組	外装工事			足場解体	
内装工事									内装工事			
屋上プール工事									屋上防水工事～屋上プール工事～プールサイド工事			
設備工事							電気・機械設備工事					
外構工事					防火水槽工事						外構工事	

ウ 各種検討会議

①基本構想検討委員会（外部委員）

<委員名簿>

役職	所属団体	氏名	備考
委員長	武庫川女子大学文学部非常勤講師 西宮専門家チーム相談員(元西宮養護学校長) 西宮市幼児期の教育・保育審議会委員	酒井 修一郎	
副委員長	西宮市立わかば園園長 西宮市立地域自立支援協議会こども部会会長	岩越 美恵	H23.3 まで委員
	西宮市立わかば園園長	山城 國暉	H23.4 から委員
委員	武庫川女子大学教授 (教育研究所 子ども発達科学研究センター)	河合 優年	
	大阪教育大学名誉教授 青葉園療育指導医	小西 正三	
	わかば会父母の会会長 (西宮市立わかば園通園児父母の会)	西村 祥子	H23.3 までの所属名 (委員は継続)
	西宮市肢体不自由児者父母の会会長	吉田 知英	
	社団法人 西宮市手をつなぐ育成会会長	山本 加津美	
	ゆうきっこクラブ代表	野草 美千代	
	西宮すなご医療福祉センター院長	服部 英司	
	社会福祉法人 ほっとスマイル理事長	赤石 貞子	
	西宮市健康福祉局長	片桐 茂	H23.3 まで委員
	西宮市健康福祉局担当理事	山本 晶子	H23.4 から委員

<開催履歴>

回数	開催日	主な内容
第1回	平成 22 年 11 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・わかば園の歴史と理念 ・国の動向等の背景 ・西宮市における障害児教育の現状と課題 ・具体化への主たる検討課題
第2回	平成 22 年 12 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・新しいわかば園の基本理念(総論) ・新しいわかば園の基本的機能について ・総合化について ・センター的役割について
第3回	平成 23 年 1 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・新しいわかば園のの基本理念についての確認 ・新しいわかば園基本機能(総合化) ・市内のネットワーク(センター的機能)について
第4回	平成 23 年 2 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・市の福祉行政について ・他機関との関係を整理し、検討、解決すべき問題 ・西宮市立北山学園および西宮すなご医療福祉センターとの関係性 ・新しいわかば園(総合療育センター)の役割の整理
第5回	平成 23 年 3 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間まとめ(報告書)案について ・第 5 章 新しいわかば園(総合療育センター)の役割の整理
第6回	平成 23 年 4 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想報告書(案)について ・教育委員会特別支援教育グループとの合築案について
第7回	平成 23 年 6 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想のまとめについて

②基本構想検討会議（庁内）

<委員名簿>

	役職	役職	氏名	備考
委員長	副市長		藤田 邦夫	H26.6 まで委員
	副市長		松永 博	H26.6 から委員
副委員長	副市長		本井 敏雄	H23.12 から H26.6 まで委員
委員	健康福祉局理事(こども・子育て担当) *H25.3 まで こども支援局長 *H25.4 から		山本 晶子	H27.3 まで委員
	こども支援局長 *H27.4 から		坂田 和隆	H27.4 から委員
	総合企画局長 *H24.3 まで 政策局長 *H24.4 から		田原 幸夫	
	総務局長		松永 博	H26.3 まで委員
	総務局長		佐竹 令次	H26.4 から委員
	健康福祉局長		中尾 敬一	H26.3 まで委員
	健康福祉局長		田中 厚弘	H26.4 から H27.3 まで委員
	健康福祉局長		土井 和彦	H27.4 から委員
	教育次長(学校教育部担当)		伊藤 博章	H25.3 まで委員
	教育次長(学校教育部担当)		田近 敏之	H25.4 から H26.3 まで委員
	教育次長(学校教育部担当)		前川 豊	H26.4 から委員

<開催履歴>

回数	開催日	主な内容
H23・第1回	平成 23 年 7 月 19 日	・基本構想の検討課題について
H23・第2回	平成 23 年 7 月 28 日	・拡充する機能について ・教育委員会との合案について
H23・第3回	平成 23 年 8 月 25 日	・施設面の再検討 ・施設規模について
H23・第4回	平成 23 年 8 月 31 日	・基本構想のまとめについて
H23・第5回	平成 23 年 12 月 2 日	・パブリックコメントの結果と基本構想の修正について
H24・第1回	平成 24 年 7 月 25 日	・基本計画について ・基本設計について ・その他の関連議題
H24・第2回	平成 24 年 10 月 18 日	・基本計画について ・基本設計について ・その他の関連議題
H24・第3回	平成 24 年 11 月 28 日	・入札に係る諸条件(選定方法等)について ・今後のスケジュールについて
H24・第4回	平成 24 年 3 月 28 日	・入札公告資料について ・施設整備費について ・選定スケジュールについて
H25・第1回	平成 25 年 8 月 6 日	・落札者決定について ・運営に関するスケジュールについて
H25・第2回	平成 25 年 11 月 28 日	・検討会議ロードマップ ・事業分野毎の現状分析と課題について ・事業運営の考え方 ・新センターの組織体制
H25・第3回	平成 26 年 2 月 18 日	・教育と福祉の連携のあり方について ・情報管理について ・新センター開業に向けた準備について
H26・第1回	平成 26 年 5 月 9 日	・児童発達支援センター等施設組織体制について ・児童発達支援センター等施設名称について
H26・第2回	平成 26 年 11 月 14 日	・新センター開業に向けた整理事項について ・所管事務報告について ・新センターの組織について
H26・第3回	平成 27 年 5 月 20 日	・こども未来センター設置条例について ・こども未来センターアドバイザーボード(仮)の設置について ・こども未来センター開所式典について

③運営準備委員会（外部委員）

<委員名簿>

役職	所属団体	氏名	備考
委員長	武庫川女子大学文学部非常勤講師 西宮専門家チーム相談員(元西宮養護学校長) 西宮市幼児期の教育・保育審議会委員	酒井 修一郎	
副委員長	武庫川女子大学教授 西宮専門家チーム相談員	石川 道子	
	関西女子短期大学講師	太田 颯子	
	西宮市地域自立支援協議会会長	玉木 幸則	
	ゆうきっこクラブ代表	野草 美千代	
委員	東山ぼぼ保育園園長 西宮市地域自立支援協議会こども部会部会長	東野 弘美	
	社団法人 西宮市手をつなぐ育成会会長	山本 加津美	
	西宮市肢体不自由児者父母の会会長	吉田 知英	
	わかば会父母の会会長 (西宮市立わかば園通園児父母の会)	分部 春代	

<開催履歴>

回数	開催日	主な内容
第1回	平成 24 年 8 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・運営準備委員会について ・児童発達支援センター等施設整備事業の経緯等について ・施設整備の基本方針について ・支援の方向性について
第2回	平成 24 年 8 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・わかば園、西宮市スクーリングサポートセンターの現状と課題について ・新センターで実施する支援について
第3回	平成 24 年 9 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援の現状と課題について ・新センターでの地域支援のあり方について
第4回	平成 24 年 12 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画について

④PFI等検討委員会（庁内）

<委員名簿>

役職	役職	氏名	備考
委員長	副市長	藤田 邦夫	
副委員長	副市長	本井 敏雄	
委員	総合企画局長	田原 幸夫	
	総務局長	松永 博	
	健康福祉局長	中尾 敬一	
	健康福祉局理事(こども・子育て担当)	山本 晶子	
	教育次長(学校教育部担当)	伊藤 博章	
	企画総括室長	太田 聖子	
	総務総括室長	田中 厚弘	
	財務部長	須山 誠	
	施設部長	小林 英夫	
	福祉総括室長	廣田 克也	
	こども部長	多田 祥治	
	教育総括室長	戎野 良雄	
学校教育部長	田近 敏之		

<開催履歴>

回数	開催日	主な内容
第1回	平成 23 年 8 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業概要について ・整備スケジュールについて ・整備手法の検討について ・導入可能性調査の実施について
第2回	平成 24 年 1 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・導入可能性調査の中間報告と事業スキームの方向性について
第3回	平成 24 年 2 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI等導入可能性調査の最終報告について

⑤事業者選定委員会（外部委員）

<委員名簿>

役職	所属団体	氏名	備考
委員長	関西大学准教授	木下 光	
副委員長	大阪大学准教授	吉岡 聡司	
委員	武庫川女子大学教授	石川 道子	
	武庫川女子大学非常勤講師	酒井 修一郎	
	西宮市健康福祉局参与	津田 哲司	

<開催履歴>

回数	開催日	主な内容
第1回	平成 25 年 1 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・落札者決定基準の検討
第2回	平成 25 年 6 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・一次審査までの流れの確認 ・具体的な採点方法の検討 ・スケジュール等の確認
第3回	平成 25 年 7 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回選定委員会後の経過報告 ・入札及び開札

エ 各種システム機器類の導入

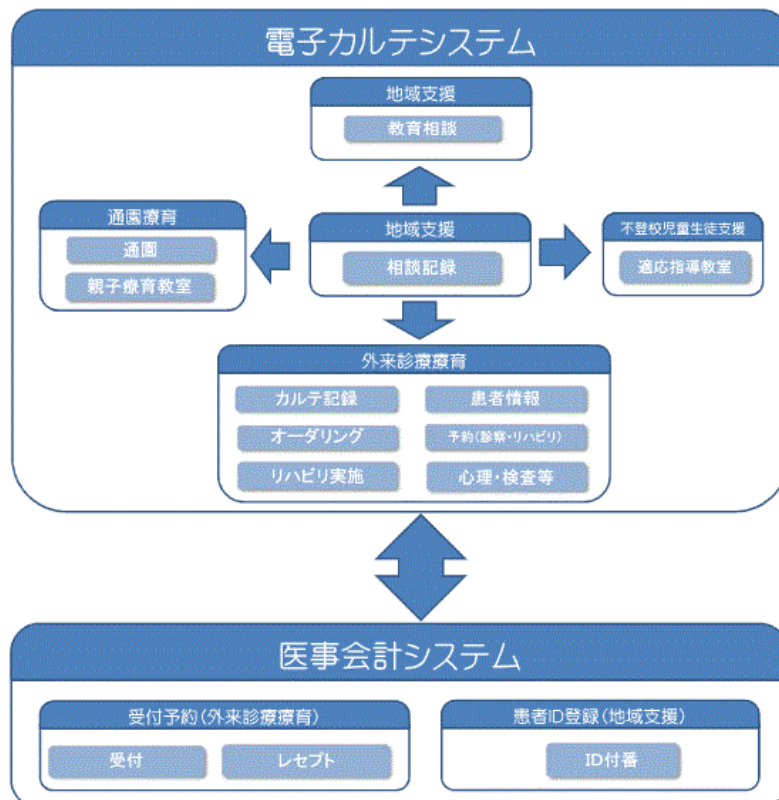
①電子カルテ・医事会計システム

旧わかば園では、診療におけるカルテ、相談記録などの情報管理を紙データで行っていたため、情報の連携や共有化ができておらず、支援に携わる関係者間で共通認識がしづらかったり、情報セキュリティリスクが現存している状況にあり、これらの課題を解決していく必要がありました。

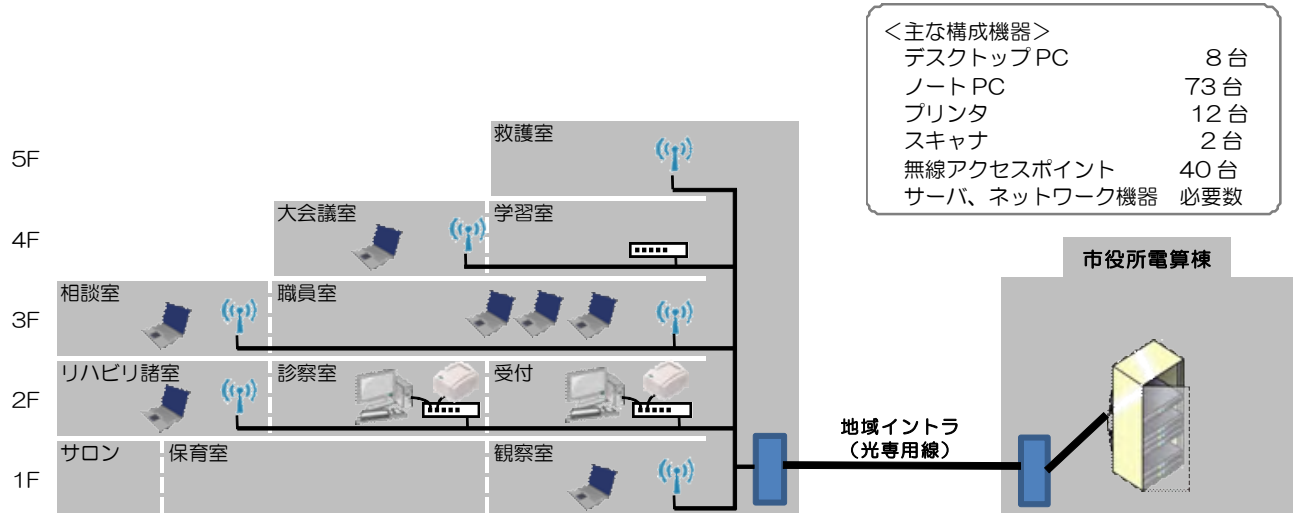


こども未来センターの開設を機に、情報の機密性・完全性・可用性を確保しながら、センター内の各機能が必要な情報共有を行い、円滑かつ効率的な事業展開ができるよう、電子カルテ・医事会計システムの導入に取り組みました。

(将来構築する子供・子育て総合システムとの連携も視野に入れたシステム開発を行う。)



本システムは、本庁電算棟にサーバを設置し、地域イントラ網を経由して新センターと接続する。センター内の診察室や受付にはデスクトップPCを設置するほか、職員室・相談室・リハビリ諸室などには、無線LANを構築し、ノートPCを持ち込んで業務を実施できる。



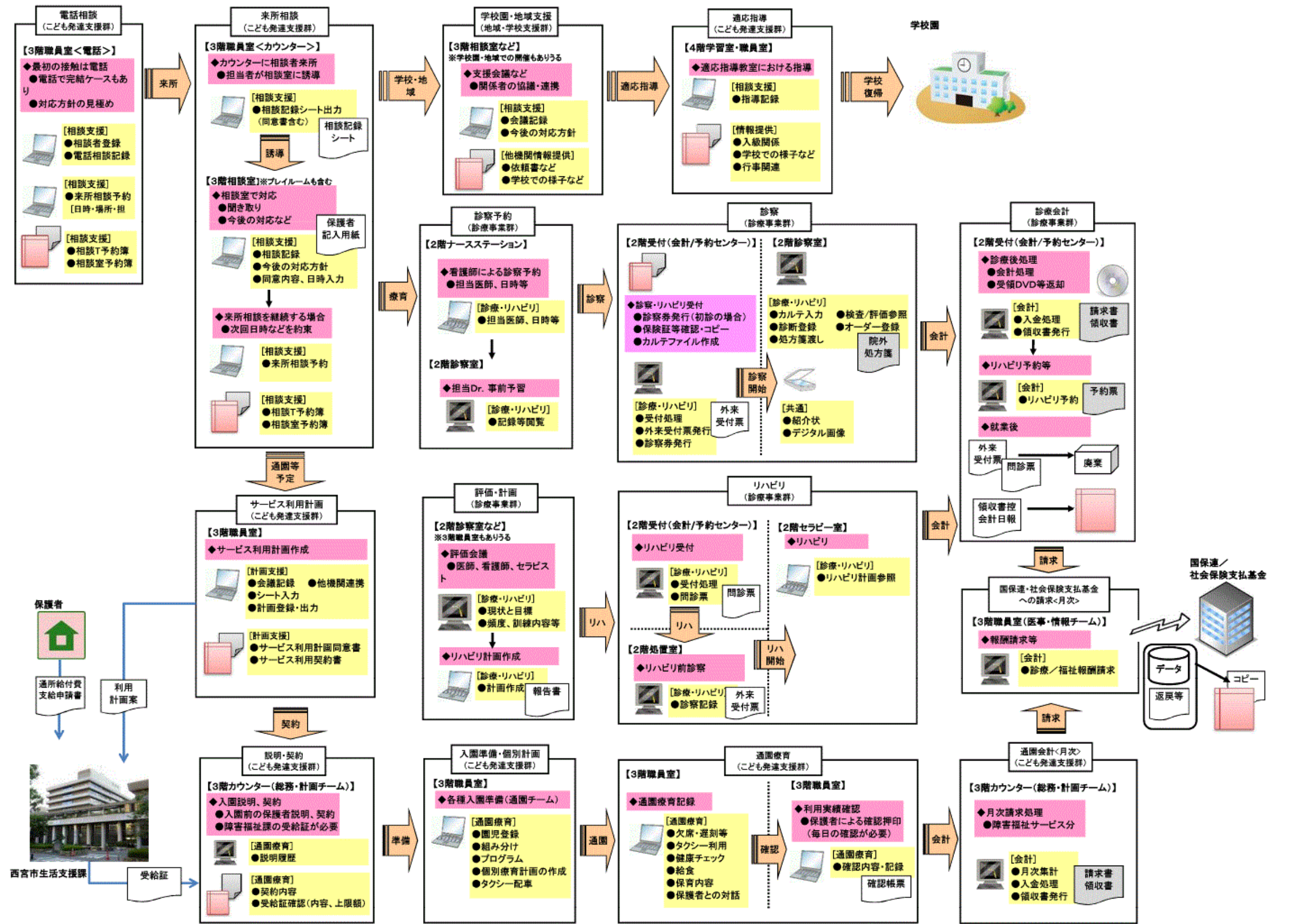
＜業務システム関連経費＞

単位: 千円

費目別経費内訳(単位:千円)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	計
委託料 ○システム構築関連費用	45,556,236	0	0	0	0	0	45,556,236
○導入時初期作業	8,493,660	0	0	0	0	0	8,493,660
◆システム保守経費	5,329,270	9,177,883	9,177,883	9,177,883	9,177,883	9,177,883	51,218,685
役務費 ○地域イントラ回線工事	283,878	0	0	0	0	0	283,878
賃借料 ◆ハードウェア賃借料	3,765,636	6,455,376	6,455,376	6,455,376	6,455,376	2,689,740	32,276,880
合計	63,428,680	15,633,259	15,633,259	15,633,259	15,633,259	11,867,623	137,829,339

(再掲)ライフサイクルコスト	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	計
○初期経費(イニシャルコスト)	54,333,774	0	0	0	0	0	54,333,774
◆運用経費(ランニングコスト)	9,094,906	15,633,259	15,633,259	15,633,259	15,633,259	11,867,623	83,495,565
合計	63,428,680	15,633,259	15,633,259	15,633,259	15,633,259	11,867,623	137,829,339

児童発達支援センター等施設業務システム 業務・運用フロー



160303こども未来センターシステム関係フロー図.xlsx

②社会性発達評価装置 (Gaze Finder)

大阪大学大学院、大阪大、千葉大、浜松医大、金沢大、福井大及び「公益社団法人 こどもの発達科学研究所」が JVC ケンウッド社と開発した GazeFinder (社会性発達評価装置) を平成 28 年 5 月に導入しました。

この装置は、子供を大人の膝の上に乗せて約 2 分間映像を見てもらい、注視点を測定することにより、定量的に社会性発達を評価することができます。

このことを応用して、自閉症スペクトラム症等の発達障害の早期発見に活用しています。

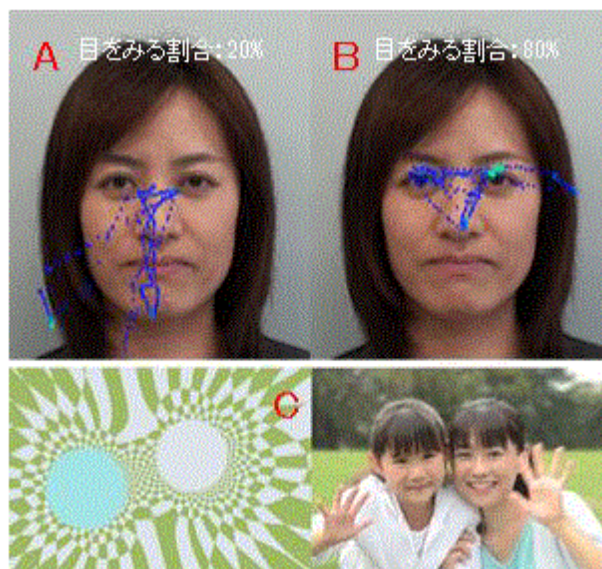
Gazefinder



社会性発達評価装置「Gazefinder」本体



評価結果映像イメージ



[公益社団法人 こどもの発達科学研究所 HP より]

(4) 開所式・記念イベント

業務開始に先立ち、8月27日午前に開所式を午後からは内覧会を開催しました。開所式では、今村岳司市長の式辞や来賓の方々からの祝辞をはじめ建設に携わっていただいた施工業者に感謝状の贈呈等を行いました。また、内覧会では、子供たちによる演奏や合唱、絵本画家の武内祐人さんによるライブペインティングを行い、約200名の方々が来場されました。

開所式・内覧会の模様は、新聞など多くのマスコミに取り上げられたほか、市の広報番組「出合いのまち西宮『こども未来センターってどんなところ?』」としてサンテレビで放映されました。



第一部 開所記念式典 10:40~11:30 於: 4階会議室

1. 開式の辞
2. 市長式辞 市長
3. 来賓祝辞 市議会議長
兵庫県関係者
4. 来賓紹介
5. 未来センター説明(施設長)
6. 感謝状贈呈(施工業者)
7. 障害者団体による演奏(和太鼓「ふたば」)
8. くす玉割
9. 閉会の辞

※終了後 施設案内(午前10時40分~午前11時30分)

第二部 施設内覧会 13:00~16:30

[施設案内]

[アトラクション]

於: 4階会議室、1階遊戯室・多目的室

- ・ライブペイント イラストレーター・絵本作家 武内 祐人 氏
- ・合唱 西宮市少年合唱団
- ・歌と踊り ゆうきっこエンジェル
- ・吹奏楽 深津中学校吹奏楽部



武内 祐人氏によるライブペインティング作品(サロン横に展示)

開所直後の9月10日には、阪神タイガースのマスコット「トラッキー」が、通園療育「わかば園」を訪問してくれました。また、11月10日には西宮阪急で開催されたアートイベントに招待いただき、わかば園とあすなろ学級からもアーティスト JUNICHI さんの作品づくりに参加することができました。また3月には、こども未来センターからの初めての巣立ちとなる立志式（あすなろ学級）、卒園・退園式（わかば園）がそれぞれ開催されました。



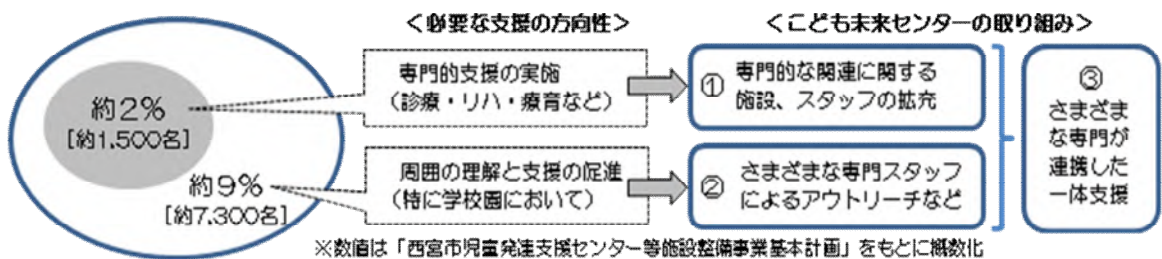
II こども未来センターのしくみ

1 こども未来センターにおける支援の構造

基本計画で行った推計では、何らかの支援を必要とする子供は、人口比率で約 11%程度存在すると見込みましたが、必要な支援のありかたを考えたとき、大きく二つの方向性があると考えました。

ひとつは、診療・リハビリ・療育など、子供に対して直接実施する専門的な支援であり、もうひとつは、普段の生活場面における理解促進、環境設定を進めるために、学校・幼稚園・保育所などに対して行う、アウトリーチなどの支援です。

こども未来センターの開設にあたっては、この構造を念頭におきつつ、それぞれの層ごとに、必要な支援を実施していけるようなしくみをつくり、取り組むこととしています。

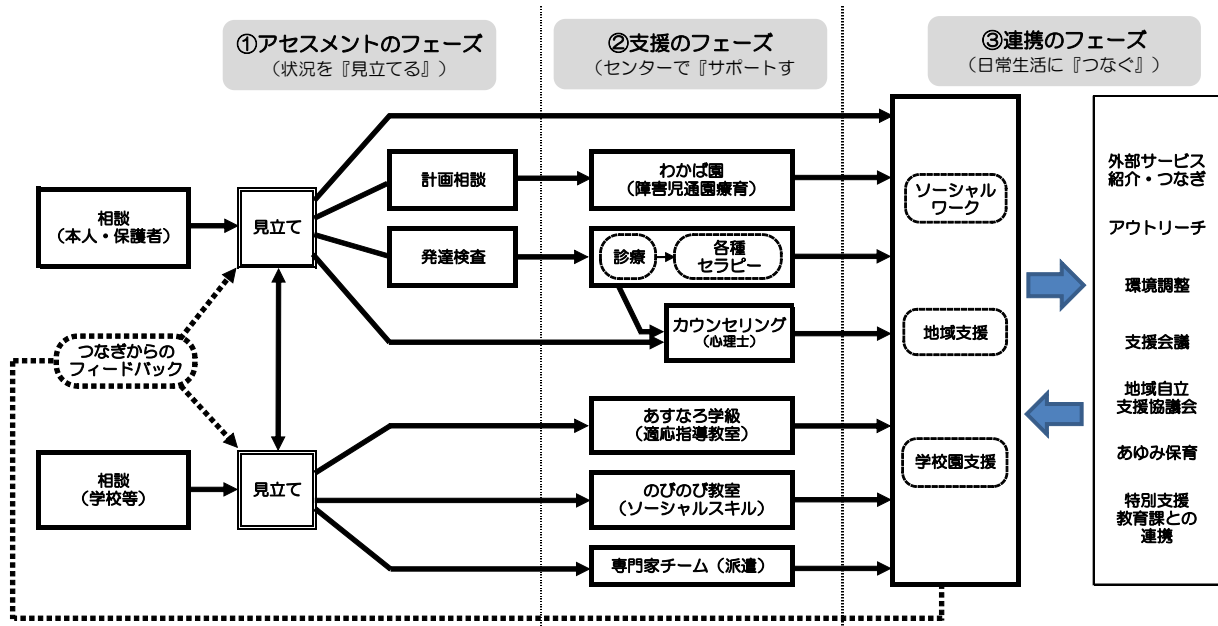


2 こども未来センターの支援サイクル

こども未来センターは、福祉・教育・医療の枠組みを越え、ライフステージに応じた一貫した支援を行っていくため、3つのフェーズからなる「支援のサイクル」を構築している。

最初のフェーズでは相談窓口が、相談内容に応じて必要な支援の「見立て」を行うものである。次のフェーズでは（必要性に応じて）専門的な支援を提供するものである。そして最後のフェーズは日常生活に関わる関係者とのへの連携を形作る、というものである。

3つのフェーズは、1回流して終わりではなく、『③連携』のあとにそのフィードバックを再び『①アセスメント』に戻し、“支援のサイクル”を形成し、回しながら、支援の精度をさせつつ、関係者による支援ネットワークを構築することを企図している。



3 こども未来センターの広報・周知

こども未来センターを市民に周知し、必要な支援につなげていく上で広報は重要な意味を有している。広報の基本メッセージは「子供の発達や育ちに関する不安や悩みがあるならば、こども未来センターに相談してほしい」というものとなっている。

西宮

市政

8/25

Nishinomiya City News

平成27年(2015年)

今号の主な記事 1464号

- ◇敬老月間開催するイベント等を紹介……………2面
- ◇白水峡公園墓地への墓参バスの利用者募集……………3面
- ◇保育所の短期体験・園庭開放……………4面
- ◇保健だより……………4面
- ◇国勢調査にご協力を……………8面
- ◇西宮湯川科学記念こども科学教室を開催……………8面

●発行(毎月10・25日) / 西宮市役所: 〒662-8567 六瀬寺町10-3 ☎0798-35-3151(代表) ●ホームページ <http://www.nishi.or.jp/>

●編集/政策局戦略部広報課 ☎0798-35-3400 ✉vo_kouhou@nishi.or.jp ●携帯サイト「ふるむ西宮」<http://www.nishi.or.jp/i/>

9/1 こども未来センター開所

こども未来センターは、「西宮市立わかば園」と「西宮市スクーリングサポートセンター」を移転・再編し、**福祉・教育・医療が連携して**、さまざまな悩みや不安のある子供に対し、**切れ目のない一貫した支援**を行っていきます。

問 発達支援課(0798-65-1936)

子供に関する不安や悩み 何でも相談してください

心身の発達や育ちが心配です…

- ・言葉がなかなか出てこない
- ・身体の発達に遅れがあるような気がする

学校に行きたがらないんです…

- ・友達とうまく遊べない
- ・学習のつまずきや遅れが心配

**障害のある子の子育てについて
相談したい**

- ・福祉サービスについて聞きたい



まずは気軽に お電話ください (0798-65-1881)



▲子供も保護者もくつろげるサロン

専門の相談員がさまざまな悩みや不安に対して、相談に応じます。必要に応じて、来所相談(予約制)を行います。

●●●● Q&A センターについて知ろう ●●●●

Q: どんなサポートが受けられるの??

A①: 専門的なりハビリテーション

・18歳までの子供の運動発達の遅れや言葉の発達の遅れがある場合、必要に応じて医師が診察を行います。診察の結果、医療的サポートが必要であれば、医師、理学療法士、言語療法士、作業療法士などによる専門的なりハビリテーションなどを受けることができます。

A②: 通園による障害児保育(療育)

・小学校入学前の子で発達に課題がある場合、基本的な生活習慣を身に付けたり、豊かな人間関係を築くことなどを目指した通園保育を受けることができます。

A③: 学校復帰へ向けた支援

・不登校などの場合、適応指導教室「あすなる学級」で、長期間学校に登校できない状態にある西宮市立の小・中学生を対象に、学習活動や体験的な活動を行い、学校への復帰を目指した支援を行います。

A④: 学校や幼稚園、保育所などと連携

必要に応じて、相談者の同意を得たうえで、学校園や保育所、関係機関等と連携し、つながりある支援を行います。

Q: いつ相談できるの??

A: 土曜でも大丈夫!

相談受付時間	月曜～土曜の午前9時～午後7時 (土曜は5時まで)
--------	------------------------------

Q: どこにあるの??



アクセス: 阪急西宮北口駅から南東へ850㌫。阪急バス「高畑町」から南西へ360㌫。「西宮営業所前」から東へ250㌫

こども未来センター開所時の市政ニュース紙面

4 9

III 事業概要

1 相談支援

18歳までの子供の心身の発達や療育・福祉サービスに関すること、不登校・情緒不安定・性格等や教育に関する事など、悩みや困ったことについて、専門の相談員が電話や面談等により相談に応じます。

取り組み内容	概要	利用実績
電話相談	こども未来センター利用のすべての入口となるのが電話相談です。 悩みや不安、今の状況などを伺い、対応の方向性を一緒に考えます。 (月～金曜日の9:00～19:00、土曜日の9:00～17:00に受付。 日曜・祝日・年末年始を除く)	2,477件
来所相談	センターでのさまざまな支援サービスを利用したり、関係機関との連携を検討する場合は、相談員が面接をさせていただき、もう少し詳しくお話を伺います。 相談内容を踏まえ、センター内の各種支援や、関係機関との連携などによる支援につないでいきます。	914件
訪問・その他	相談支援は原則的に電話、来所で実施しますが、必要な場合に相談員が訪問したり、各種支援会議を主催あるいは参加したりします。	930件

(1) 電話相談・来所相談

<電話相談・来所相談等実績>

(単位:件数)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
相談件数	2,373	2,536	3,363	3,409	3,390	3,329	3,345	4,321
(実人数)			(531人)	(566人)	(629人)	(795人)	(883人)	(1893人)
電話	1,798	1,887	2,550	2,730	2,685	1,683	1,629	2,477
来所	496	586	722	612	660	687	735	914
訪問	79	63	91	67	45	58	41	136
その他						901	940	794

(再掲)形態別内訳	H25	H26	H27
相談件数(延べ)	3,329	3,345	4,321
電話相談	1,683	1,629	2,477
電子メール	8	0	7
来所相談	687	735	914
訪問	58	41	136
同行	16	13	1
個別支援会議	71	122	127
関係機関	804	795	610
個別支援その他	2	10	49

(再掲)内容別内訳	H25	H26	H27
相談件数(延べ)	3,329	3,345	4,321
健康・医療	1,594	1,572	1,798
障害や病状の理解	248	96	144
福祉サービスの利用等	435	644	1,330
家計・経済	0	1	14
生活技術	5	1	10
社会参加・余暇活動	12	4	1
保育・教育	813	850	604
就労	0	0	1
不安の解消・情緒安定	128	142	216
家族関係・人間関係	19	23	158
権利擁護	41	3	7
その他	34	9	38

(2) 保護者支援

ア 保護者の交流の場の提供

保護者同士が気軽に話せる交流の場として定期的に、暖・暖↑（ダウン症児の保護者の会）の企画・実施、TESLi（地域校に通う保護者の会）の開催支援を行っています。その他保護者からのご希望に応じて交流の場を設定しています（人数は延べ数）。

<交流の場の提供の実績>

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
暖・暖↑	3回 (30人)	3回 (21人)	3回 (27人)	3回 (13人)	3回 (18人)	3回 (18人)	3回 (19人)	0回 (0人)
TESLi	4回 (26人)	4回 (19人)	4回 (19人)	4回 (17人)	4回 (13人)	4回 (14人)	4回 (13人)	1回 (3人)

イ みやっこファイルかき方教室

子供が健やかに成長し、地域でその人らしく暮らし続けるために役立つように、と作られた「みやっこファイル」の活用、利用相談のためにかき方教室を開催しています。

<みやっこファイル書き方教室実績>

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
かきかた教室	-	-	-	5回 (20人)	12回 (22人)	7回 (11人)	8回 (16人)	0回 (0人)

ウ ペアレントトレーニング

こども未来センターの医師が発達障害児の保護者を対象にグループワークを通して我が子の課題に気づき、適切な対応ができるように指導、助言を行います。

【グループ編成】

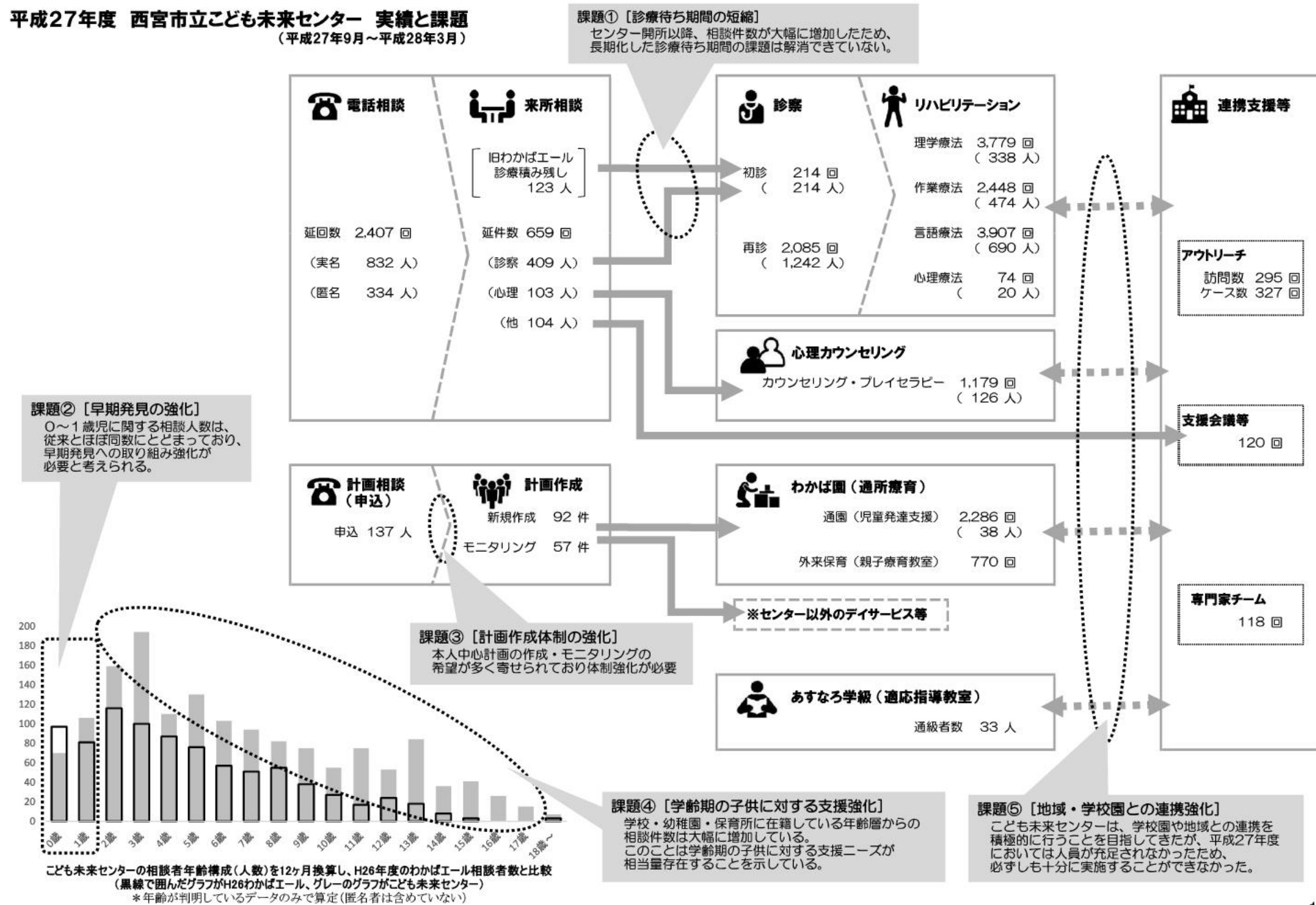
- 3グループ実施（各グループ月1回、6回シリーズ）
 - ・初級グループ（第1金曜日）
 - ・中級グループ（第4金曜日）
 - ・中級グループ〔2回以上受講者〕（第3金曜日）

<ペアレントトレーニング実績>

	H23	H24	H25	H26	H27
初級グループ					14
中級グループ(新)					10
中級グループ(継)					12
合計	0	0	0	0	36

(3) 相談後のつなぎ

平成27年度 西宮市立こども未来センター 実績と課題
(平成27年9月～平成28年3月)



2 計画相談支援（本人中心支援計画）

障害福祉サービス等を利用する際に作成することとなっている「本人中心支援計画」（障害児支援利用計画、サービス等利用計画の西宮市における呼称）の作成やモニタリングを行い、本人やご家族の現在の状況や希望などを整理し、課題や方針などについて、支援関係者間での認識共有を図ります。

取り組み内容	概要	利用実績
計画作成	<p>障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に、子供の保護者からの依頼を受け、その子供が最も適切なサービスを受けられるよう、相談支援専門員が関係機関との連絡調整及び共通理解を図るための計画書を作成します。</p> <p>※平成 24 年 4 月の障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、原則として障害福祉サービス・障害児通所支援サービスを利用する際に計画の作成が必要になりました。</p>	作成件数 92 件
モニタリング	支援開始後、一定期間ごとにモニタリング（継続障害児支援利用援助）を行い、計画の見直しを行います。	モニタリング件数 57 件
支援会議	本人を中心とした計画作成について、本人（保護者）、関係施設（学校園、児童デイ等）の関係者、担当相談支援専門員が一堂に会し、協議します。	
説明会	本人中心支援計画案を作成する必要性や計画案の作成後からサービス利用の流れを説明し、さらに計画案作成の契約を行なうための説明会を月 2 回開催しています。	契約件数 280 件

本人中心支援計画案（サービス等利用計画案）							
氏名：		日時： 年 月 日		会議参加者：			
書 き 込 み の 場	大きな希望・目標	それに向かって、1年（半年）位の具体的な実行計画（一定の実行期間を提示）	それぞれの役割				
			本人	（家族）	（支援A）	（支援B）	（行政・その他自由に追加可能）
書 き 込 み の 場	どこで、誰と、どんな暮らしがしたいのか						
日 中 活 動 へ し ら せ な い	平日の日中はどこで、どんな仕事（勉強）がしたいのか						
余 暇 ・ 楽 し み ・ 活 動	休日や仕事のあと、どこで、誰と、どんなことがしたいのか						
本人署名：		事業所名・相談支援専門員：			次回見直し予定日： 年 月 日		
		基幹型相談支援員：					

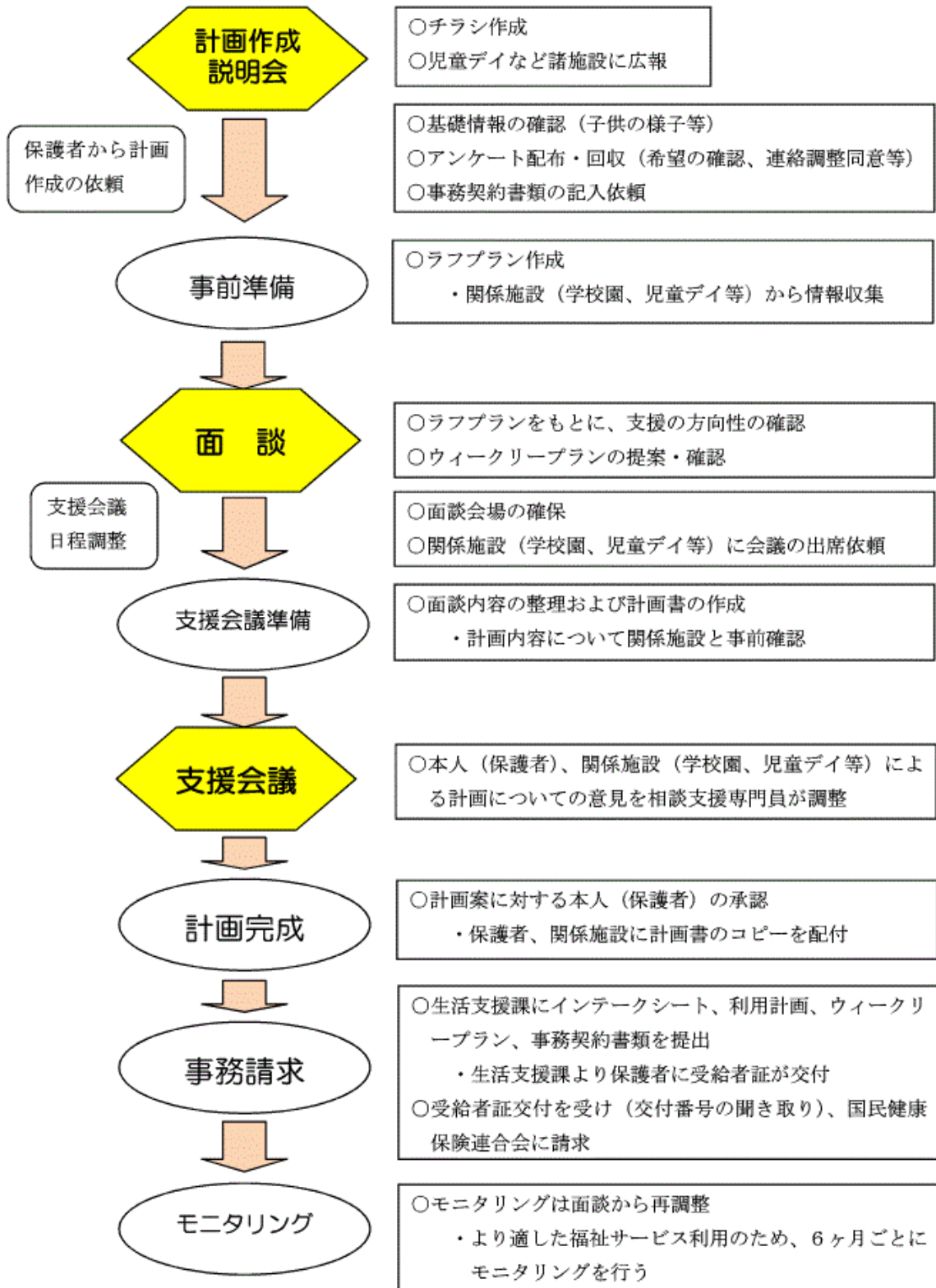
本人中心支援計画フォーマット

<計画相談支援実績>

（単位：件数）

	H26	H27
新規作成	42	92
モニタリング		57

障害児支援利用計画作成の流れ



3 診察・小児リハビリテーション

(1) 診療所

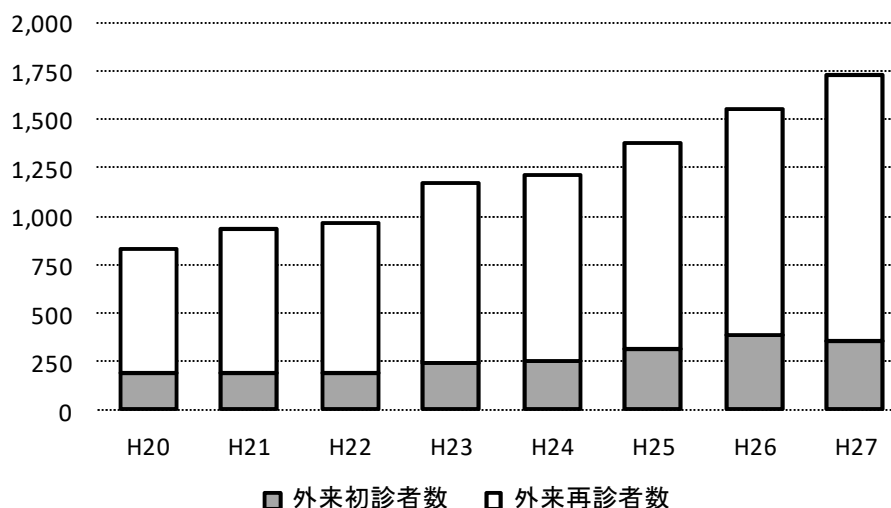
こども未来センター診療所は、センター内における医療的な側面からの支援を行うのが主な業務です。診療所の特徴は、単に診療だけを行うのではなく、本人の日常生活の充実や向上につなげていくことを主眼とした取り組みを行っているところにあります。

診療所内で、さまざまな小児リハビリテーション（理学療法・作業療法・言語聴覚療法・心理療法）を行うだけでなく、センター内の関係部門や学校・幼稚園・保育所等と連携した、各種の支援などにも力を入れ、センターの基本理念である「こども自身の自分らしい豊かな人生を実現する」ことに向けた総合的な支援を目指しています。

取り組み内容	概要	利用実績
診察(小児科・整形外科)	18歳未満の身体・知的・発達に関する診療を行います。	利用者数 1,726人 延べ利用件数 3,741件
小児リハビリテーション (理学療法・作業療法・ 言語聴覚療法・心理療法)	医師の処方に基づき、各種の小児リハビリテーションを実施します。	
わかば園園児の健康管理・療育支援	わかば園(通園療育部門)園児の健康管理のほか、療育支援を行います。	
各種の技術指導等 (障害児等療育支援事業)	必要に応じて、利用者や学校園等に対する技術指導などを行います。	
関係医療機関との連携	必要に応じて、地域や専門の医療機関の紹介や情報共有を行います。	

① 診察実績

(単位:人)								
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
外来診療者数	833	936	968	1,174	1,215	1,382	1,558	1,726
外来初診者数	193	195	188	241	257	310	390	359
外来再診者数	640	741	780	933	958	1,072	1,168	1,367



②初診児数の状況

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
療育初診数	193	195	188	241	257	310	390	359
運動発達障害(①+②)	56	64	71	62	64	80	107	88
①脳性麻痺	5	14	13	11	11	13	15	16
うち低体重出生(内数)	(4)	(5)	(4)	(9)	(7)	(5)	(7)	(6)
②その他の運動障害	51	50	58	51	53	67	92	72
うち知的障害(内数)	(15)	(14)	(31)	(16)	(16)	(31)	(28)	(8)
精神発達障害(③+④+⑤)	119	120	107	163	171	200	238	220
③知的障害	21	16	14	16	12	41	37	28
④自閉性障害	81	81	80	138	148	157	190	179
⑤LD/ADHD等	17	23	13	9	11	2	11	13
言語性発達遅滞							39	47
その他	18	11	10	16	22	30	6	4

<年齢別内訳>

	H24	H25	H26	H27
0歳台	15	34	37	37
1歳台	41	42	61	43
2歳台	45	47	50	45
3歳台	52	55	81	65
4歳台	28	29	46	26
5歳台	24	29	28	36
6歳台	12	16	19	20
7歳台	13	15	11	10
8歳台	9	12	15	21
9歳台	7	13	11	24
10歳台	2	8	9	12
11歳台	4	3	8	4
12歳台	3	3	4	3
13歳台	2	1	7	5
14歳台	0	3	3	3
15歳台	0	0	0	3
16歳台	0	0	0	2
17歳台	0	0	0	0
	257	310	390	359

<紹介元内訳>

紹介元	H24	H25	H26	H27
紹介なし(利用者からの直接相談等等)	39	60	80	63
専門機関からの紹介	173	197	243	217
保健福祉センター(地域保健)	92	91	123	98
医療機関(病院・開業医)	59	74	99	81
療育機関(転入ケース含む)	18	27	13	28
子ども家庭センター	4	5	8	10
学校園からの紹介	25	30	45	56
幼稚園・保育所	14	14	21	22
小学校	11	16	24	34
各種相談機関からの紹介	9	10	14	18
市役所	2	5	3	9
子育て総合センター	3	3	5	6
総合教育センター	4	2	6	3
その他	11	13	8	5
計	257	310	390	359

(2) 理学療法 (PT : Physical Therapy)

理学療法とは病気、けが、高齢、障害などによって運動機能が低下した状態にある人々に対し、運動機能の維持・改善を目的に、主に運動などの手段を用いて行われる治療法です。理学療法の直接的な目的は運動機能の改善で、日常生活活動(ADL)の改善を図り、最終的には生活の質(QOL)の向上を目指すものです。

区分	対象	概要	利用実績
理学療法	何らかの原因で運動発達の遅れや運動機能に困難さがある乳幼児から18歳までの児童	子供の持っている潜在能力や発達の力を育て、様々な日常生活の活動性や自立度の向上に取り組み、子供(とその家族)が住んでいる地域の中で現在や将来にわたり、少しでも心身ともに健やかに、豊かな生活が送れるように支援します。	利用者数 356人 延べ利用件数 6,088件

<PT外来実人数(平成27年度)>

PT	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	合計
								小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	
脳性麻痺	1	7	9	7	9	6	5	7	6	6	9	2	8	5	7	9	6	2	1	112
中枢神経疾患後遺症	1		2	1	1	2	2	1		1			1	2			1			15
先天性脳形成不全		3			1					2										6
難治性てんかん			2	1	1				1											5
染色体遺伝子疾患		7	10	15	4	10	6	5	1	1	1	2		1	1	2	2			68
神経筋疾患			1		2		1	1	2											7
筋・骨格・運動器疾患	1		1	1			2		1	1	2		1							10
精神運動発達遅滞	1	4	4	5		2	1	2	1		1		1							22
運動発達遅滞	2	38	25	10	7	3	1													86
その他の運動障害		1	1	1		1	1	1												6
協調運動障害				1	1	3		1		1			1							8
自閉症スペクトラム障害			1							2	1				1					5
知的障害				1	1	1														3
その他	1		1		1															3
	7	60	57	43	28	28	19	18	12	14	14	4	12	8	9	11	9	2	1	356

(3) 作業療法 (OT : Occupational Therapy)

作業療法は、発達時期に障害を受けた子供達に対して、遊びを中心とした色々な作業活動を利用して、個々の子供の発達課題（運動機能、日常生活技能、学習基礎能力、心理社会的発達など）や現在、将来にわたる生活を考慮した治療を行います。また、たとえ障害があっても家庭や学校、社会で生き生きと生活ができるように指導、援助を行います。

区分	対象	概要	利用実績
作業療法	何らかの原因で運動機能・感覚機能・認知機能に困難さがあり、育てにくさや個々の技能の獲得のしにくさ、幼稚園・学校などへの不適応が生じている0歳から18歳までの児童	<p>家庭生活や学校生活で、生き生きとその人らしい生活ができるように、子供とご家族に以下の目的の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆粗大運動機能の発達を促す (座位・立位・移動動作など) ◆巧緻運動機能の発達を促す (つかむ・つまむ・はなす・両手動作・目と手の協調) ◆日常生活活動能力の発達を促す (食事・更衣・排泄・入浴・学習などの技能) ◆学習基礎能力の発達を促す (方向・形・数・色・大きさなどの概念発達) ◆心理社会性の発達を促す (小集団の運動遊び・ゲーム等を通し対人面・自己統制能力・役割遂行など) 	利用者数 479人 延べ利用件数 3,921件
集団作業療法	小学生 中学生	<p>運動遊び、机上作業を中心とした様々なグループ活動を通じて、友達と協力して活動するために、ルールの理解、動きのコントロール、友達の気持ちを考える、自分の思いをうまく表現する、などを学び、友達とのふれあいを楽しみ、共同作業に自信が持てるようにしていきます。</p> <p>保護者には、集団内の子供の様子を見ていただき、子供の発達についての理解を深め、今回、子供が学んだスキル・経験を家庭、学校生活に活かせるように、具体的な関わり方や対応を保護者の方と一緒に考えていきます。</p>	3グループ (低学年 ・高学年 ・中学生) 計14名 延べ28回

<OT外来実人数(平成27年度)>

OT	0						7						13			16			合計	
	1	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12	中1	中2	中3	高1	高2	高3			
脳性麻痺	1	6	5	5	3	6	6	7	5	5	5	2	3	1				60		
中枢神経疾患後遺症			1	1	2													4		
先天性脳形成不全					1				2				1					4		
難治性てんかん		1	1		1	1												4		
染色体遺伝子疾患		2	9	2	7	6	4	2	2	5	1		1					41		
神経筋疾患				2	2		1	1										6		
筋・骨格・運動器疾患			1	1			1		1	1								5		
精神運動発達遅滞		2	4	2	3	6	5	2	2	1	1			1				29		
運動発達遅滞	1		1	1	2	1												6		
その他の運動障害			1				1		1									3		
協調運動障害	1			1	3		1	1	2	1	2	1						13		
自閉症スペクトラム障害			3	19	29	51	31	28	37	30	19	11	4	3				265		
学習障害(LD)									2									2		
注意欠陥・多動性障害(ADHD)					1	1		1	2	2								7		
知的障害			1	3	2	5	8	4			4	1	1	1				30		
その他																		0		
合計	0	3	12	27	36	54	79	58	46	55	46	27	18	7	6	4	1	0	0	479

(4) 言語聴覚療法 (ST : Speech-Language-Hearing Therapy)

言語聴覚療法とは、発声発語機能、言語機能、聴覚機能、高次脳機能、摂食・嚥下機能など、主としてコミュニケーション機能に障害のある人に対して、言語聴覚士が検査、訓練および助言、指導その他の援助などの専門的関わりによって、対象者の機能の獲得や維持・向上を図り、生活の質の向上を支援します。

区分	対象	概要	利用実績
言語聴覚療法	音声や言語、嚥下・摂食等に遅れや問題のある乳幼児から18歳までの児童	<p>子供の発達段階に応じて、遊びを取り入れながら個々の目標とする課題を訓練として行い、保護者にもその目的を説明し、家庭での具体的な関わりにつながるよう指導します。また、園内の他職種との連携だけでなく、必要に応じ保護者の承諾を得て子供が所属する関係機関の先生方とも連携をとりながら訓練を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆音声や発音の問題に対して、発達段階や理解の度合いに応じて、正しい発音を獲得するための指導を行います。 ◆コミュニケーションの問題に対して、発達段階や理解の度合いに応じて、運動やいろいろな感覚を通して、子供の理解を助けることばかけの仕方やことばを引き出すための関わり方について訓練を行い、保護者にも家庭での具体的な対応方法について指導、援助を行います。 ◆嚥下や摂食の問題に対して、発達段階や理解の度合いに応じて個々の問題の解決や軽減に繋がる安全で適切な訓練を行います。保護者に対しても適切な食形態や食事介助の仕方を指導します。 	利用者数 769人 延利用件数 6,141件
集団言語聴覚療法	年中児 年長児	<p>友達と関わっていく上で必要なことばの理解や正しいことばの使い方の学習を促します。特に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供同士のやりとりを活発に行う ・子供同士で協力する・相手の話に耳を傾ける ・状況を理解して協力する <p>などを目的とし、幼稚園・保育所とも連携をとります。また、報告書を作成し、学校生活にスムーズに引き継ぎます。</p>	4グループ 計30名 延べ48回
	学齢児	<p>小集団の中で友達との関わり方や、学校生活に必要なコミュニケーションスキルを学習し、友達とのやりとりの経験を積み、自信をつけ学校生活につなげます。また、保護者にも支援方法を伝え、報告書を作成し、担任教師との連携に役立てていただきます。</p>	[低学年] 4グループ 計28名 (延べ48回) [高学年] 1グループ 6名(延12回)

< ST外来実人数 (平成27年度) >

ST	0							7						13			16			合計
	1	2	3	4	5	6	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3		
脳性麻痺	4	4	4	2	4	4	3	1	5	2			2						35	
中枢神経疾患後遺症			1	1	1	2													5	
先天性脳形成不全	1	1		1	1				1										5	
難治性てんかん			1	1			1												3	
染色体遺伝子疾患	4	5	14	6	11	8	5	2	3	1	1								60	
神経筋疾患				2		1		1											4	
筋・骨格・運動器疾患						1													1	
精神運動発達遅滞	2	1	2	3	3	1	4	1				1							18	
運動発達遅滞	2	1	2	2															7	
その他の運動障害						1													1	
協調運動障害			1	1					2										4	
自閉症スペクトラム障害		14	48	79	82	88	63	46	20	15	13	10	2	1					481	
学習障害(LD)		3	10	18	4	5	2	1		1									44	
注意欠陥・多動性障害(ADHD)					1	3		1		1									6	
知的障害			1	8	7	9	12	6	5	4	1	3	1						57	
その他	1	1	2	7	6	4	5	5	3	1	1	1	1						38	
合計	1	14	34	98	128	121	129	89	61	34	24	18	11	4	3	0	0	0	0	769

(5) 心理療法

心理士が、利用者（クライアント）の多種多様な価値観を尊重しつつ、臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、問題解決のサポートを行います。

取り組み内容	概要	利用実績
心理療法・ カウンセリング	<p>子供を対象として、心理療法の1つである「遊戯療法」を行います。遊戯療法では、心理士が子供と友好的な関係を結び、ありのままに受け入れます。そして、子供のもつ潜在的な力を尊重し、自らが成長するお手伝いをします。</p> <p>◆自己治癒の機能： 遊びは内面を表出するものであり、自由に生き生きとエネルギーを発散すること、つまり、遊びを通じて自らの成長する力を促進することができる。</p> <p>◆コミュニケーションの媒体： 大人が言葉を交わしてコミュニケーションをとるように、子供は遊びを介してコミュニケーションをとります。そして、子供の心の深層にまで関わるすることができます。</p>	<p>利用者数 26 人 延べ利用件数 145 件</p>
保護者支援	<p>子供の発達に関して悩みを抱えている保護者に個別の相談を受け、保護者の心的負担を軽減するお手伝いをします。</p>	
発達検査	<p>子供の発達状況や発達のバランスを客観的に知るために必要に応じて行います。診断の際に利用したり、今後の療育方針を立てる上でも役立てていきます。</p>	<p>利用者数 676 人 延べ利用件数 676 件</p>

<心理療法実績>

	(単位:件数)							
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
心理療法	210	119	77	69	276	321	345	145
発達検査	349	496	442	560	569	589	634	676

(6) 障害児等療育支援事業

外来での親子療育教室（わくわくクラブ、ありんこぐみ、つぼみぐみ、個別保育、体験保育、集団 ST（保育部分））、心理療法・カウンセリング、福祉用具の相談・製作などの PT 相談、OT 相談・ST 相談、栄養相談、健康相談などを行います。

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
外来療育全体	1,872	1,996	2,577	2,649	2,655	2,219	2,363	2,287
保育	1,458	1,671	2,221	2,352	2,020	1,642	1,803	2,024
集団保育	1,319	1,514	2,052	2,198	1,832	1,449	1,610	1,904
個別保育	139	157	169	154	188	193	193	120
各種療育等	210	119	77	69	276	321	346	145
心理療法	210	119	77	69	276	321	346	145
各種相談・指導	204	206	279	228	359	256	214	118
医師	13	16	84	54	111	51	48	1
作業	2	2	4	0	35	0	2	0
言語	1	0	3	0	35	0	1	0
栄養士	6	5	5	3	2	2	4	1
補装具・福祉用具	182	183	183	171	176	203	159	116

*福祉用具の相談・製作などの PT 相談とは、福祉用具（車いす、座位保持装置、装具など）を作製する際に理学療法士が子供の特性等を配慮して製作支援、相談に応じることを言います。

*OT 相談・ST 相談とは OT（作業療法士）または ST（言語聴覚士）が保険診療によらない専門相談に応じることを言います。

*栄養相談とは、医師の指示のもと、食事の栄養状況やカロリー計算等を実施することにより栄養士が専門相談に応じることを言います。

*健康相談とは、親子療育教室等の実施の前に医師が子供の健康状態を確認することを言います。

<一時預かり事業>

診療・療育等を利用する利用者の利便性向上を図り集中しやすい環境を整えることを目的に診療・療育の対象児童の就学前の兄弟姉妹の一時預かりを業務委託により行っています。

【対象】 生後 8 か月以上の就学前児童

【費用】 1 時間 300 円

【委託先】 社会福祉法人 桜谷福祉会

	H27
登録者数	200人
利用実績(キャンセルは含まない)	1,090回
40分(1コマ)	1,038回
80分(2コマ)	52回
(参考)キャンセル数	195件

4 通所支援

就学前の肢体不自由児、知的・発達障害児に対して、保育士による療育を行っています。子供の日常生活を大切に、子供と保護者を支えること、親子で遊ぶことが楽しいと思えるような豊かな親子関係を大切にしています。

取り組み内容	対象	内容	利用実績
わかば園 (通園療育)	2歳児(4月1日 で満1歳の子 供)から就学 前の肢体不 自由児、知 的・発達障 害児	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的生活習慣を大切に、一人一人に応じた安定した身体づくりをしていきます。 ・安心して遊べる環境をつくり、さまざまな遊びの提供をしていき、親子で楽しく遊ぶ中で、豊かな親子関係を築いていきます。 ・一人一人の持っている力を生活や遊びの具体的な場で発揮出来るよう援助していき、毎日の生活がより広がり、充実したものになるよう、いろいろな経験を積み重ねていきます。 	在籍者数 38人 延べ保育回数 3,798回
親子療育教室 (集団保育)	通園療育を行 っていない0 ～3歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・親子療育教室(集団保育)を実施しています。 ・親子で楽しくいろいろな遊びをしながら、コミュニケーションを深めていきます。 ・子育て相談や情報提供などを行うなど、同じ年頃の子供を持つお母さん同士の交流の場としています。 	在籍人数計 764人 保育日数計 210日 延べ出席日数計 1,412日 ※親子療育教室 の実績を合計
個別保育	満8ヶ月に満 たない子供 や、集団保 育が困難な 子供	<ul style="list-style-type: none"> ・対象の子供に対して、個別保育を提供しています。 ・保護者の不安をやわらげ、集団保育に繋がります。 	計 48回
体験保育	入園予定児	<ul style="list-style-type: none"> ・園児になるにあたり、該当クラスの様子や生活の流れを知ってもらい、無理なく慣れてもらうことを目的に実施します。 	計 72回
保育所等訪問 支援事業	保育所、幼 稚園、小 学校など に在籍し ている障 害のある 児童	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフが保育所・幼稚園・学校等に訪問し、子供が園や学校での生活を楽しく送れるように、個々の特性に配慮し、集団生活における工夫やアドバイスを先生や保護者に行います。 	計 16件

(1) 通園療育（児童発達支援センター「わかば園」）

ア わかば園の概要

2歳児（4月1日で満1歳の子供）から就学前の肢体不自由児、知的・発達障害児に対して、年齢や個々の状態に合わせた集団保育、食事指導、各種相談（育児相談、栄養相談、補装具、進路相談など）その他、近隣の保育所児との交流保育、季節ごとの行事なども行います。

日々の保育場面にこども未来センター診療所のセラピストが定期的に参加し、快適な環境設定やご家族の情報などを、随時、各部門が情報を共有することで、支援の充実に向けた連携を図っています。

わかば園では、保護者の方に具体的な療育・育児方法を身につけていただくため、親子一緒に参加していただくこととしています（親子通園）。

<親子通園のキーワード>

たのしむ	親子で一緒に遊んで、楽しさを共感しましょう
つながる	いろいろな人と出会って、つながりを豊かにしていきましょう
まなぶ	他の親子や先輩からも、たくさん遊びましょう
きづく	子供の姿や移り変わりから、うれしい気づきをみつけましょう

イ わかば園のクラス編成と保育の流れ

通園対象			通園日				
障害種別	年齢	組	月	火	水	木	金
肢体不自由	2歳(新)	つき			○		
	2歳(継続)				○		○
	3歳	ほし		○		○	
	4歳		○	○		○	
	5歳		○	○		○	○
知的障害 ・発達障害	2歳	そら	○		○	○	○
	3歳		○	○	○		○

時間	活動
9:40	順次タクシー登園、診察、検温、 出席ノート、身辺整理
10:00	集まり、名前呼び、歌、ふれあい遊び、 検温、出席ノート、身辺整理 各クラスに応じた保育 季節の遊び、製作、 身体を使った遊び、感触遊び
11:50	給食
12:35	ゆったり保育(保護者食事)
13:00	個々に応じた活動
13:40	おかえり
14:00	タクシー降園

※保育は1限50分、一日3限で実施しています。

1限目（10:00～10:50）

2限目（11:00～11:50）

3限目（13:00～13:50）

※保育の中で1限分は訓練になる場合あり(年齢による)

※毎週木曜日 年長、年中クラスで音楽療法(どれみクラブ)を実施。

ウ 年間行事・給食・保護者支援

①年間行事

月	行事
4月	療育説明会・一学期開始・クラス懇談会
5月	クラス進路勉強会(クラス毎)
6月	歯科検診・療育公開日
7月	養護学校見学(4歳児親子)・救急法講習 プール開き・夏祭り・家族参加デー
8月	家族参加デー・一学期終了・夏休み
9月	二学期開始・遠足(肢体)
10月	わかばっこ広場遠足(発達)
11月	
12月	クリスマス会・二学期終了・冬休み
1月	三学期開始
2月	
3月	卒園式

※誕生会はクラス毎に実施

※その他開催予定

- ・福祉機器展
- ・5歳児幼稚園交流
- ・公立保育所交流 など

②給食

わかば園の給食は公立保育所の献立に基づいて実施するとともに、衛生管理を徹底し、安全な給食提供が出来るよう努めています。

また、園児の摂食機能に応じた食事形態(普通食、刻み食、ミキサー食)やアレルギー食、ケトン食、注入食などの特別食にも対応した給食提供を行います。必要に応じて、栄養指導を行います。

→「西宮市立こども未来センター食費徴収要綱」参照

ごはん		おかず		特別食	
普通	25	普通	25	アレルギー食(牛乳)	1
軟飯	5	ミキサー(ムース食)	9	アレルギー食(卵)	1
お粥	3	刻み食	2	アレルギーミキサー食(卵)	1
ミキサー粥	3			経管栄養	2
計	36	計	36	計	5

③保護者支援

【クラス懇談】

保護者一人一人のニーズや評価会議で検討した援助内容をもとに懇談を行います。学期に一回の懇談に加え、必要に応じて随時懇談を行います。

【保護者研修】

公立の幼稚園・養護学校・北山学園などの見学、卒退園児の保護者による子育てや進路についての経験談を聞く機会を設けています。

【家族参観】

保護者及び家族に日頃の療育内容について知ってもらい、理解を深めてもらいます。

エ 通園方法

わかば園への通園方法は、原則として利用者1～3組を1グループとして、各家庭と園をタクシーで送迎します（グループの組み合わせは園が指定）。

→「西宮市立こども未来センター通園タクシー利用要綱」参照

【分離保育プログラム】

子供たちの自立・自律に向けて、就学1年前の利用児（5歳児）を対象に、分離保育で療育を実施しています。

→「西宮市立こども未来センター分離保育プログラム実施要綱」参照

【並行通園プログラム】

子供が地域の保育所や幼稚園、児童デイ等を利用しながら、わかば園通園療育を受ける並行通園プログラムを実施しています。

→「西宮市立こども未来センター並行通園プログラム実施要綱」参照

【介助通園制度】

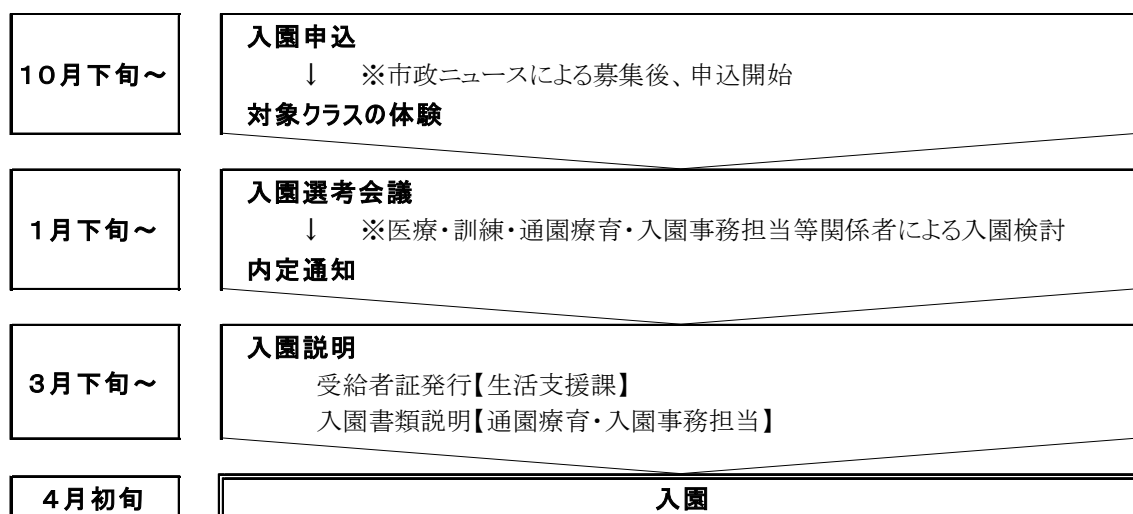
園児の保護者が病気、出産などのために親子通園が困難な場合、センター職員が介助を行うことにより、療育を継続することのできる制度があります。

場合	期間
保護者が病気、家族の介護のため2週間以上通園が困難になった場合	上限3か月
保護者が妊娠のため通園が困難となった場合	産前8週間、産後12週間 多胎の場合 産前14週間 32週未満の早産の場合は、予定日から12週まで

→「西宮市立こども未来センター介助通園制度実施要綱」参照

→「西宮市立こども未来センター介助通園タクシー利用実施要綱」参照

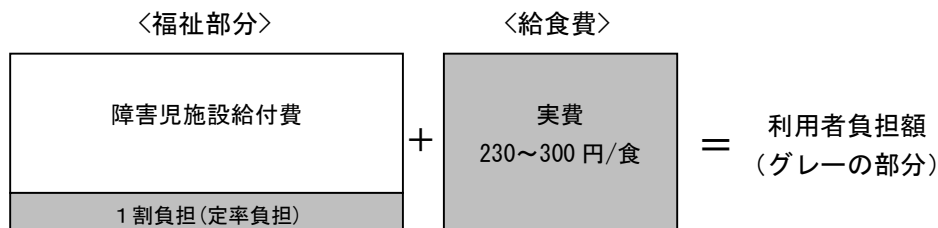
オ 入園の流れ



カ 利用料・利用者負担

①利用料のしくみ

利用者負担額は、福祉部分の各定率負担分と給食費（実費）の合計。



- * 1日の福祉部分の利用料は、タクシー通園制度により配車したタクシーに乗車した時点で支払い義務が発生し、各自で登園（自力登園）される方については、登園した時点で支払い義務が発生する。
- * 食費は、当日午前9時から午前9時20分までに連絡がなければ、キャンセル料（実費分）を徴収する。
- * 障害児施設給付費は、保護者に代わり代理請求、代理受領する。

(月額)	通園使用料	給食費(1食)	所得区分の認定方法
生活保護	0円	230円	生活保護受給世帯
低所得	0円	230円	市町村民税非課税世帯に属する者である場合
所得1	4,600円	250円	市町村民税課税世帯に属する者であって、課税世帯員の所得割合計額が28万円未満の場合
イ 所得2	37,200円	300円	市町村民税課税世帯に属する者であって、課税世帯員の所得割合計額が28万円以上の場合

②利用者負担額の支払方法

利用者負担額は、1ヶ月ごとに翌月20日までに、現金徴収する。

③利用者負担の軽減措置等

- ・「通園療育」の月毎の利用者負担の額（福祉部分）は、児童福祉法により上限が定められている。
- ・「通園療育」の利用状況により、当施設への月々の利用者負担は変わる。
- ・福祉部分には多子軽減措置があり、幼稚園・保育所又は障害児通所支援を利用する就学前の児童が同一世帯に2人以上いる場合に、第2子以降の利用者負担額の軽減を行う制度。（利用者負担額 第2子：半額 第3子以降：0円）
- ・福祉部分の実費負担に対し、毎月の利用者負担額から9,600円を控除した額を補助する制度がある。
- ・児童デイ等を利用した場合、福祉部分について、利用者負担上限額管理が適用される場合があり、利用する場合は、要連絡。
- ・世帯内で介護・福祉サービスを複数受けている場合、高額障害児施設給付費の制度がある。

④サービスの利用に関する留意事項

<受給者証>

- ・入園時には必ず受給者証「障害児施設受給者証」を提示し、記載事項等に変更があった場合は要連絡。

<児童発達支援提供実績記録票>

- ・利用者は、当日提供された通園内容を記載した『児童発達支援提供実績記録票』の内容を確認、捺印する。

＜わかば園の事業実績＞

①通園児の在籍者数

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
通園在籍者数(人)	34	28	28	35	36	31	32	38
保育回数(延べ)	3,105	2,206	2,059	2,983	3,589	3,126	3,603	3,798
保育	2,924	2,063	1,903	2,742	3,299	2,903	3,399	3,569
音楽療法	181	143	156	241	290	223	204	229

※通園児数は各年度3月1日現在

②通園児の疾患別表

疾患区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
脳性まひ	17	15	13	10	14	7	8	10
中枢神経疾患後遺症	2	1	1	2	1	1	2	2
精神運動発達遅滞	3	5	7	8	7	5	4	5
染色体・遺伝子異常	7	2	2	6	6	8	10	11
多奇形症候群	1	2	1	1				
難治性てんかん	3	1	1	1	2		1	2
末梢神経・筋疾患	0	1	3	2	2	2	1	
二分脊椎	0	0	0	1	1	1		
その他(自閉症スペクトラム等)	1	1	0	4	3	7	6	8
合計	34	28	28	35	36	31	32	38

③通園児の移動能力別

移動能力別	H22	H23	H24	H25	H26	H27
移動不可	8	6	13	9	6	7
寝返り	7	7	6	3	6	5
這う	7	7	7	2	2	6
つたい歩き	1	4	1			1
器具による歩行	1	3	2	5	3	2
独歩	4	8	7	12	15	17
合計	28	35	36	31	32	38

④通園児の言語能力別

言語能力別	H22	H23	H24	H25	H26	H27
発声なし		3	6	3		
発声のみ	17	15	18	9	12	15
喃語	4	8	7	7	4	7
単語	4	2	4	7	6	5
二語文	3	5		3	1	6
会話		2	1	2	5	5
合計	28	35	36	31	28	38

⑤通園児の日常生活能力別

	H24				H25				H26				H27							
	0歳	2歳	4歳	6歳	0歳	2歳	4歳	6歳	0歳	2歳	4歳	6歳	0歳	2歳	4歳	6歳				
食事	36	0	17	10	9	31	0	14	11	6	32	0	15	15	2	38	0	23	11	4
全介助	27		11	9	7	15		5	6	4	13		3	8	2	18		10	5	3
一部介助	8		5	1	2	14		8	4	2	19		12	7		17		11	5	1
自立	1		1			2		1	1		0					3		2	1	
着脱衣	36	0	17	10	9	31	0	14	11	6	32	0	15	15	2	38	0	23	11	4
全介助	32		14	10	8	21		7	8	6	22		8	12	2	26		16	6	4
一部介助	4		3		1	9		6	3		10		7	3		11		6	5	
自立	0					1		1			0					1		1		
排泄	36	0	17	10	9	31	0	14	11	6	32	0	15	15	2	38	0	23	11	4
全介助予告無	35		16	10	9	26		10	10	6	25		11	12	2	22		13	6	3
全介助予告有	0					0					4		1	3		1				1
一部介助	0					0					1		1			13		8	5	
自立	1		1			5		4	1		2		2			2		2		

⑥卒退園児の就園・就学先

進路	H24		H25		H26		H27		
特別支援学校	西宮養護学校	8人	西宮養護学校	5人	西宮養護学校	2人	西宮養護学校	4人	
その他の施設等	北山学園	3人	北山学園	4人	北山学園	4人	北山学園	2人	
普通校	深津小学校	1人	名塩小学校 用海小学校	1人 1人					
公立保育所	鳴尾北保育所 甲東北保育所	1人 2人	今津南保育所 今津文協保育所	1人 1人			浜甲子園保育所	1人	
私立保育所									
公立幼稚園			夙川幼稚園 門戸幼稚園	1人 1人			用海幼稚園	1人	
私立幼稚園	甲東幼稚園 こばと幼稚園	1人 1人	こばと幼稚園 公同幼稚園	1人 1人		すずらん幼稚園 こばと幼稚園 海星マリア幼稚園 北六甲幼稚園 甲武幼稚園 星陵台めぐみ幼稚園 西南幼稚園	1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人	阪急幼稚園 こばと幼稚園 武庫川幼稚園 夙川短大幼稚園	1人 2人 1人 1人
児童発達支援事業所								西宮たんぽぽ カチーナ	1人 1人
転居				2人					1人
計		17人		19人		13人		16人	

(2) 親子療育教室（外来保育）

通園療育を行っていない0～3歳児を対象に親子教室（集団保育）を実施しています。

また、満8ヶ月に満たない子供や、集団保育が困難な子供には個別保育を実施しています。（本事業は「在宅支援外来療育等指導事業」として実施）。

※利用者負担 いずれも1クール150円

親子療育教室クラス編成 平成27年度

親子教室名	対象年齢	時間	回数	1クール回数
わくわく	2・3歳児	9:00～9:45	週1回	15回
ありんこ	0・1歳児	9:00～9:45	月2回	—
つぼみ	2歳児～	9:00～9:45	月3回	—
おひさま	3歳児	15:00～15:45	週1回	10回
いるか	4歳児	15:00～15:45	週1回	10回

ア わくわく（2～3歳児の保護者参加による、グループ保育）

【目的】 親子で楽しく遊ぶことにより、コミュニケーションを深めながら色々な遊びを経験します。また、子育て相談や情報提供を行なうなど、同じ年頃の子供を持つお母さん同士の交流の場としています。

【回数】 週1回 9時00分～9時45分 1クール15回（概ね3ヶ月間）

【対象】 2・3歳児

<わくわく参加状況>

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成24年度	在籍人数	30	35	40	41	40	40	49	31	26	28	32	31	423
	保育日数	5	11	11	9	8	9	9	12	6	9	11	12	112
	延べ出席数	53	84	94	84	70	93	72	71	40	64	71	70	866
平成25年度	在籍人数	25	20	25	25	16	16	21	21	13	12	16	10	220
	保育日数	15	11	15	15	6	13	14	14	7	7	9	8	134
	延べ出席数	72	75	75	65	24	60	42	58	34	36	41	26	608
平成26年度	在籍人数	9	9	15	11	6	12	19	13	20	14	19	15	162
	保育日数	7	8	9	6	3	8	9	7	8	5	11	7	88
	延べ出席数	23	30	29	24	14	40	44	40	45	30	60	46	425
平成27年度	在籍人数	28	21	21	27	21	13	19	12	19	14	20	13	228
	保育日数	8	8	9	10	3	6	9	7	7	8	8	8	91
	延べ出席数	69	71	78	76	18	30	52	39	36	38	46	43	596

イ ありんこ（0～1歳児の保護者参加による、グループ保育）

【目的】 小さな集団の中で、親子で楽しく遊ぶことにより、母子関係を深め、子供の発達を促します。

【回数】 月2回（隔週） 9時00分～9時45分

【対象】 0・1歳児

<ありんこ参加状況>

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成24年度	在籍人数	17	18	16	19	19	18	23	30	33	38	37	40	308
	保育日数	6	11	11	9	8	9	10	14	8	13	13	10	122
	延べ出席数	21	36	40	45	36	40	50	84	54	78	85	86	655
平成25年度	在籍人数	9	13	17	20	22	24	22	24	27	30	33	34	275
	保育日数	4	6	7	9	8	10	8	11	10	11	13	8	105
	延べ出席数	11	23	46	36	43	60	44	55	48	55	68	58	547
平成26年度	在籍人数	11	17	20	23	23	31	37	49	46	50	56	60	423
	保育日数	3	5	3	8	4	10	12	10	13	12	16	12	108
	延べ出席数	25	53	48	60	31	75	101	75	89	86	141	115	899
平成27年度	在籍人数	21	25	31	33	33	34	37	40	43	49	52	52	450
	保育日数	7	6	8	7	3	3	6	6	5	5	9	6	71
	延べ出席数	44	57	82	67	33	30	68	53	44	46	78	54	656

ウ つぼみ（園児対象児ではあるが体力がなく、コンスタントに登園できない子供のクラス）

【目的】 小さな集団の中で、親子で楽しく遊びます。就学前の子供を持つ親同士の交流の場です。子育て相談に応じます。毎週1回来園することで生活リズムを整えます。（園児に向け、コンスタントに来園し体力をつけ、色々な遊びを経験します。）

【回数】 月3回 9時00分～9時45分

【対象】 肢体不自由児 2歳児～

<つぼみ参加状況>

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成24年度	在籍人数	2	2	2	2	1	1	1	1	1	2	1	1	17
	保育日数	2	1	3	2	3	1	2	3	2	1	4	3	27
	延べ出席数	3	1	3	2	3	1	2	3	2	1	0	0	21
平成25年度	在籍人数	2	6	6	8	7	6	3	7	3	3	6	1	58
	保育日数	2	4	4	3	3	4	2	4	2	3	3	1	35
	延べ出席数	2	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	31
平成26年度	在籍人数	0	0	3	3	3	3	3	2	2	3	3	4	29
	保育日数	0	0	2	2	3	3	4	3	2	4	3	3	29
	延べ出席数	0	0	4	5	6	5	6	3	2	7	6	5	49
平成27年度	在籍人数	4	4	4	4	4	4	3	4	4	4	4	5	48
	保育日数	3	3	4	3	1	1	3	2	0	3	3	3	29
	延べ出席数	5	8	14	8	3	4	9	6	0	11	8	12	88

エ おひさま教室（わかば園に通園、わくわくクラブに在籍していた子供で、地域の幼稚園

・保育所に在籍していたり、家庭で過ごしている子供のクラス）

【目的】 教室で身に付けた自信と意欲を園での生活に活かすことを子供の目標とし、保護者には教室での児童の様子を知り、接し方など子育てに参考にしてもらいます。

【回数】 週1回 15時00分～15時45分 1クール10回（概ね3ヶ月間）

【対象】 知的・発達障害 3歳児8名

<おひさま教室参加状況>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
在籍人数	0	6	6	6	0	0	0	5	0	0	0	0	23
平成27年度 保育日数	0	3	4	2	0	0	0	1	0	0	0	0	10
延べ出席数	0	12	10	8	0	0	0	1	0	0	0	0	31

オ いるか教室（地域の幼稚園・保育所に在籍していたり、家庭で過ごしている子供のクラス）

【目的】 教室で身に付けた自信と意欲を園での生活に活かしてもらうことを子供の目標とし、保護者には教室での子供の様子を知り、接し方など子育ての参考にしてもらいます。

【回数】 週1回 15時00分～15時45分 1クール10回（概ね3ヶ月間）

【対象】 知的・発達障害 4歳児8名

<いるか教室参加状況>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
在籍人数	0	0	0	0	0	0	0	5	5	5	0	0	15
平成27年度 保育日数	0	0	0	0	0	0	0	4	4	2	0	0	10
延べ出席数	0	0	0	0	0	0	0	13	18	10	0	0	41

(3) 個別保育

ありんこに入るまでの8ヶ月未満の子供について個別保育を提供しています。
保護者の不安をやわらげ、集団保育に繋げていきます。

<個別保育参加状況>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成24年度	1	1	2	0	8	3	3	3	1	1	3	1	27
平成25年度	3	3	2	2	5	8	11	4	8	7	4	10	67
平成26年度	9	4	5	1	3	5	3	1	1	2	2	4	40
平成27年度	4	5	6	8	4	1	7	5	4	3	1	0	48

(4) 体験保育

園児になるにあたり、該当クラスの様子や生活の流れを知ってもらい、無理なく慣れてもらうために、体験保育を行っています。 時間：10時00分～14時00分

<体験保育参加状況>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成24年度	11	14	9	11	12	11	14	13	11	25	11	19	161
平成25年度	8	17	10	8	2	9	5	10	4	14	28	10	125
平成26年度	5	8	8	3	8	16	12	13	21	31	9	5	139
平成27年度	5	9	8	4	0	6	8	9	6	6	6	5	72

(5) 保育所等訪問支援事業

保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障害のある児童を対象に、本人に対する支援（集団生活適応のための訓練等）、訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導等）を行います。（有料。世帯の所得に応じた負担）

<保育所等訪問支援事業>

	H26	H27
保育所等訪問支援事業(延べ件数)	1	16

5 スクリーニングサポート

不登校児童生徒や学校生活で配慮を必要としている児童生徒に対して、きめ細かな支援を行い、学校復帰や学校生活の安定に向けたさまざまな支援を行います。

取り組み内容		内容	利用実績
適応指導 (不登校)	適応指導教室 (あすなる学級)	<ul style="list-style-type: none"> ・あすなる学級(適応指導教室)は、長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学習等の援助を行いながら、学校への復帰を目標に運営している教室です。 ・あすなる学級では、単に学習の援助だけでなく、通ってくる子どもたちの力を広く育むために、子ども未来センターのさまざまなスタッフが連携して、支援等にあたります。 ・あすなる学級では、児童・生徒ひとりひとりの状況にあわせ、学校や保護者と相談しながら、支援を行い、学校復帰をめざして学習支援や心理支援を行います。 	児童生徒数 33人
	居場所サポーター	不登校傾向のある児童生徒に対し、その教室復帰に向けた取り組みをしている市立小中学校に、主として相談室等で学習や心の支援をする居場所サポーターを派遣しています。	小学校6校 中学校1校 (学校派遣回数 延べ111回)
学習支援	西宮市在家庭 学習支援システム (あすなる Web クラブ)	Web を活用した学習によって、基礎的・基本的な学力を身につけ、学校復帰やあすなる学級への通級を目指すものです。	
学校生活支援	学校生活支援教室 (のびのび教室)	小学校の通常学級に在籍する児童の内、LD・ADHD・高機能自閉症等により、学校生活で配慮を必要としている児童に対して、安定した学校生活や集団活動が行えるよう支援するため当該児童の支援を行うとともに、在籍小学校との連携体制づくりを行うことを目的としています。	※H28 より実施

(1) 適応指導教室（あすなる学級）

通級児童生徒一人ひとりの集団への適応力を高めることで、当該児童生徒が学校復帰を果たすことを目的としています。そのため、保護者や学校と綿密に連携を図っています。

あすなる学級の通級日は月曜日から木曜日で、人との関わりを深める豊かな体験学習を通して生きる力をはぐくむ諸活動を実施しています。

【主な活動内容】

・マイスタディタイム ・教科学習 ・表現活動 ・スポーツタイム

【主な体験活動】

・校外学習 ・調理実習 ・農業体験 ・ボランティア活動 ・文化体験活動

	月	火	水	木	金	
9:15～9:25	朝の会					
9:30～9:45	読書タイム					
1 9:45～10:15	マイスタディタイム					
2 10:25～11:10	国語	算数・数学	英語	体験活動	チャレンジデー	
3 11:20～12:05	マイスタディタイム	マイスタディタイム	スポーツタイム			
12:05～12:50	昼食・昼休み・相談タイム					
4 12:50～13:20	表現	スポーツタイム	マイスタディタイム	学習活動		
5 13:30～14:00			交流活動	チャレンジタイム		
14:00～14:15	終わりの会					

<あすなる学級の児童生徒数>

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
児童生徒数	49	48	44	43	46	41	45	33

平成27年度内訳	男子	女子	計
小学生	0	0	0
中学1年生	0	2	2
中学2年生	6	8	14
中学3年生	7	10	17
	13	20	33

(2) 居場所サポーター

心理的又は情緒的理由により、教室に入れない、あるいは長期間学校に登校できない状態にある児童生徒の教室復帰に向けた取り組みをしている小中学校に対して、主として相談室等で学習や心の支援をするサポーターを派遣することにより、教室復帰を円滑にすることを目的としています。

【派遣するサポーター】

教職を目指す、あるいは臨床心理・社会福祉を学ぶ大学生や大学院生、教員免許取得者等にサポーターとして依頼し、派遣しています。

【活動時間】

月曜日～金曜日の週1回、午前または午後の3時間程度。
1校あたり36回までとなります。

(3) 西宮市在家庭学習支援システム（あすなるWebクラブ）

Webを活用した学習によって、基礎的・基本的な学力を身につけ、学校復帰やあすなる学級への通級を目指すものです。

家庭でパスワードを入力するとシステムに入ることができ、自宅で単元別プリントや、高校入試問題の過去問題の学習をして基礎学力を高めるものです。小学校の教材もあり、個々のレベルに合わせて学習することができます。

あすなるWebクラブ
マルチブラウザ対応版

家庭学習サービス ログインページ

学校コード
(家庭学習用)

ログインID

パスワード

学校コード・ログインIDを保持する

ログイン

お知らせ

[推奨環境](#) [お問い合わせ先](#) [よくあるご質問](#)

(4) 学校生活支援教室（のびのび教室）

- 【講師】 稲富 眞彦 氏（関西学院大学教育学部教授）他
 【対象】 西宮市立小学校通常学級在籍児童
 【開催回数】 高学年・低学年 各8回、保護者教室 各1回
 【内容】
- ・ライフスキルの習得（ソーシャルスキルやコーピングスキルなど）
 - ・感情の整理及び心の安定（フォーカシング）
 - ・自己表現の喜び体験と自己肯定感の向上（アートセラピー）

回	タイトル	概略	ねらい
1	はじめまして、こんにちは	・出会いのカード ・メッセージボールパス	相互理解を深め、信頼関係を育む。
2	こころもからだもリラックス	・からだで感じる気持ち ・呼吸法とからだほぐし	自分の気持ちに気づき、マネージメントできる。
3	好きな色をつかおう！	・アートの時間	色を使った表現をもとに心のバランスを図る。
4	メンバーと仲良くなろう	・どっちが好き？ ・さんれもの冒険	メンバーと協力して、問題を解決する力を養う。
5	今日のこころの天気は？	・こころの天気 ・大きな木	自分の気持ちに気づき、マネージメントできる。
6	こころすっきり、からだほっこり	・こころの整理箱 ・私の安全なところ	自分の気持ちに気づき、マネージメントできる。
7	好きなものを描こう！	・アートの時間	自由画から観察力、発想力、創意工夫する力などを楽しみながら自分で確認できる。
8	ありがとう、また会いたいな	・感情パズル ・ハートビーイング	言葉が与える影響を知り、友だちと良好な関わりを持つことができるようになる。

6 学校・幼稚園・保育所との連携・支援

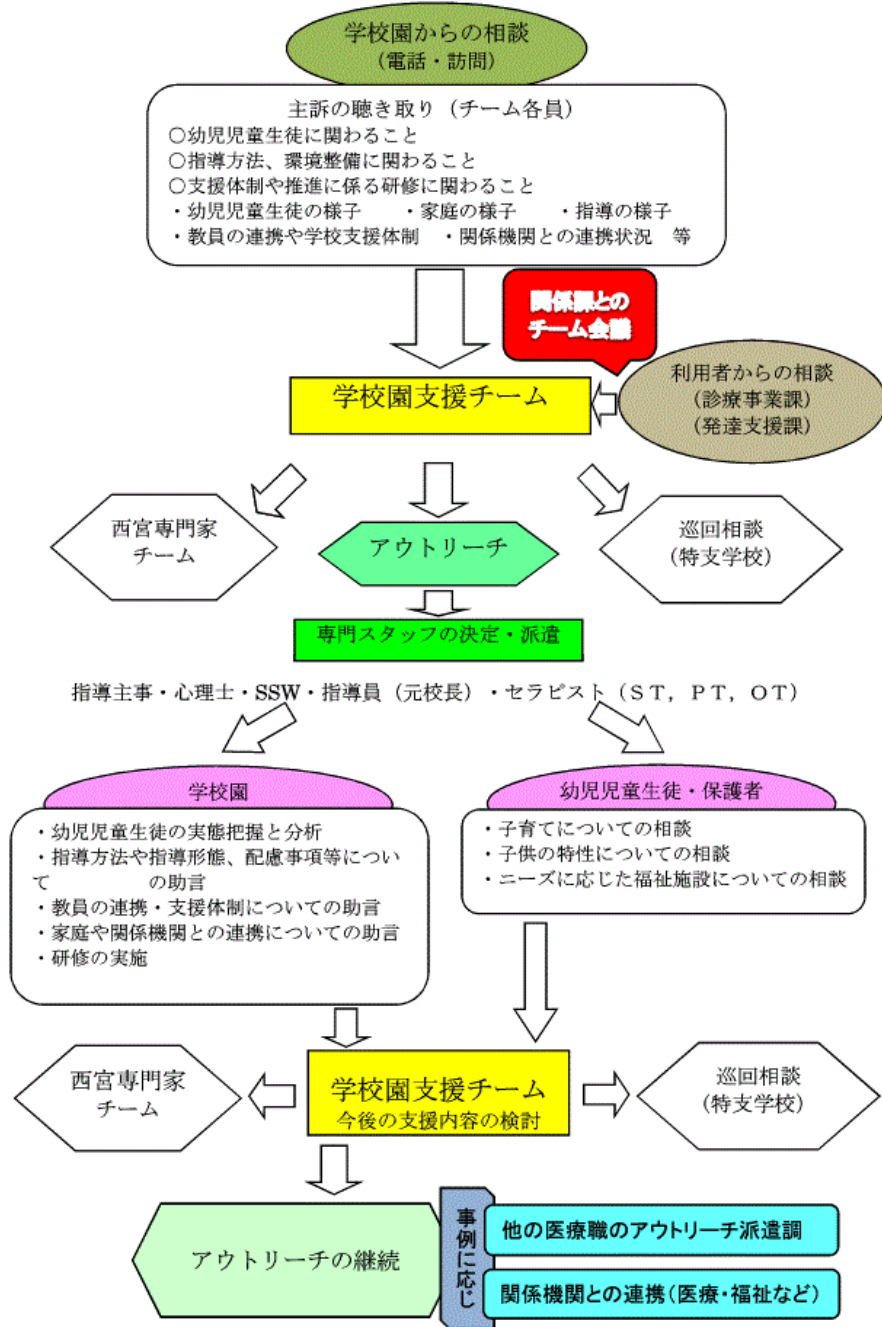
さまざまな課題のある子供を支援するうえで、子供をとりまく環境や状況を整え、関係者が連携することは大きな意味を持っています。こども未来センターは、子供が普段の生活で最も長い時間を過ごす学校・幼稚園・保育所等と連携し、必要な支援を行います。

取り組み内容	内容	利用実績
相談	電話等による相談 学校園、保育所、関係機関からの相談に対して、内容を伺い今後の対策を共に考えます。必要に応じてその後面談等行いながらニーズの整理についてお手伝いします。その上で支援ツールについて紹介したり、当センター内外と協働しながら支援策について提案しています。	
	センター専門職によるもの 学校からの要請はもとより定期的に学校園諸施設を訪問(アウトリーチ)し、生育環境や発達障害などが原因で集団生活に不応を起している幼児児童生徒に関する事、その他障害の状況に応じた生活改善や克服に関する事など、相談員(臨床心理士・スクールソーシャルワーカー)がその対応や支援方法について提案し、学校園支援体制に参画しています。	総派遣回数 332回 校種別派遣回数 幼稚園37 小学校239 中学校10 高等学校3 関係機関43
アウトリーチ	西宮専門家チーム(*)の派遣 発達障害等による生活や学習上の困難を改善または克服するための教育的支援を求めている学校園及び保育所等、あるいは幼児児童生徒及びその保護者に対して、早期の実態把握や望ましい対応について専門的な意見を示してもらいます。	総派遣回数 210回 校種別派遣回数 幼稚園10 小学校141 中学校11 高等学校0 研修等48
	巡回相談員(特別支援学校専任コーディネーター)の派遣調整 特別支援学校は、地域の特別支援教育推進の中核的な役割(センター的機能)が求められており、専任のコーディネーターが配置されています。高い専門性のある特別支援学校専任コーディネーターと連携を図り、必要に応じて支援を求めている学校の実情を伝えるとともに、派遣の依頼をしています。	
技術指導	施設支援一般指導事業 来園および訪問により、障害児が通う保育所、幼稚園、学校、施設などの職員からの相談に応じ、主として診療所のスタッフによる技術指導を行います。	354人
判定支援	あゆみ面接 現在保育所に通所していたり、今後入所予定の乳幼児のうち、加配保育士による支援が必要かどうかの判定支援をするための医師を派遣しています。	
	就園相談 次年度就園予定の幼児の内、加配保育補助員による支援が必要かどうかの判定支援をするための臨床心理士を派遣しています。	

*)専門家チーム:医学、心理、教育等の各分野において、発達障害等に関する専門的知識を有する医学関係者、心理関係者、教育関係者により構成しています。

＜こども未来センター アウトリーチ実施フロー＞

学校園支援チーム業務【アウトリーチ】



＜施設支援一般指導事業 実績＞

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
在宅支援訪問療育等指導事業	6	11	9	3	2	3	0	0
施設支援一般事業	83	91	84	88	113	200	243	354

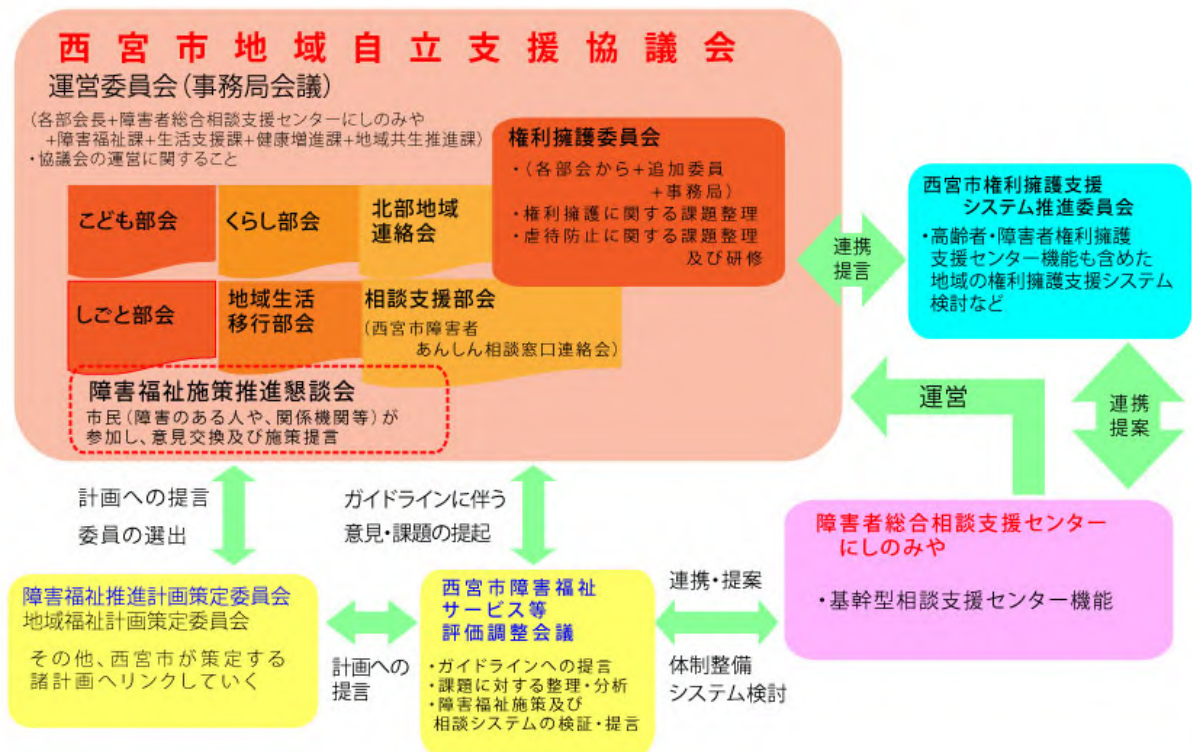
*在宅支援訪問療育等指導事業：スタッフが、在宅障害児（者）の家庭や幼稚園、学校等を訪問し、健康・リハビリ・看護・発達・福祉用具などの相談や指導を行うもの。旧わかば園時代に実施していたが、こども未来センターでの実施例はなし。

7 地域との連携

さまざまな課題のある子供に対して、より広い協力や連携が必要な場合に、関係機関などとの連携をとりながら支援を行います。また、早期の気づき・発見を早期の支援につなげていけるよう、ネットワーク作りを行っています。

種別	区分	内容	実績
西宮市地域 自立支援協議会 (みやっこ会議)	こども部会	事務局として運営を担っています。 ・部会:毎月第2水曜日 13:00~15:30 ・事務局会議:毎月第4火曜日 17:30~19:30 ・セミナー: 「みやっこ会議兼特別支援教育ネットワーク会議」	セミナー 8月5日開催 230名参加 ※相談支援部 会と共催
	相談支援部会	相談支援専門員が参加しています。 ・部会:毎月第2水曜日 10:00~12:00 ・事務局会議:毎月第3水曜日 18:00~20:00	
	運営委員会	・運営委員会:奇数月第1木曜日 10:00~12:00 ・事務局会議:偶数月第1木曜日 10:00~12:00	
	その他	全体フォーラムや「西宮市民まつり」「輪イ和イひろば」等に参加しています。	
関係機関 ・団体等	障害者総合相談 支援センター にしのみや	みやっこ会議や障害児相談支援・計画相談支援等の 相談支援事業の他、当センターの利用者が成人に向 うにあたり、つなぎ先としても連携しています。	
	地域保健課 (西宮市保健所)	10か月、1歳6か月、3歳児健康診査等を契機に支援 の必要な子供に関して当センターへの紹介元として、 及びその後の支援についても連携しています。	こども未来 センターへの 紹介件数 98件
	子育て総合 センター	子育て一般の広い相談の中で必要に応じて当センタ ーへのつなぎや「ひょうごっ子悩み相談センター」で実 施する教育相談を共に担当して連携しています。	こども未来 センターへの 紹介件数 6件
所属関係 団体等	近畿肢体不自由児 施設連絡協議会 (近肢連)	近畿地区の肢体不自由児等の発達支援を行う施設・ 事業所で構成されており、施設・事業所間や関係機関 との連絡・調整、情報交換をはじめ、障害のある子 供たちの医療・保健・福祉に関する調査研究などの活 動を行なっています。 ①療育研究大会 ②部会研修(看護部会、給食部会、 理学療法・作業療法部会、言語部会、 心理相談部会、保育部会)	
	西宮市要保護児童 対策協議会	虐待を受けている児童を始めとする要保護児童の早 期発見や適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊 婦への適切な支援と、関係する機関の連携による組織 的・効果的な対応を図るため設置している西宮市要保 護児童対策協議会(通称みやっこ安心ネット)の実務 担当者会議にスクールソーシャルワーカーが出席する など連携を図っています。	

＜西宮市地域自立支援協議会（みやっこ会議）の組織・構成＞



(出典) 西宮市地域自立支援協議会サイト (<http://nishi-jiritushien.jp/>)

8 講座・研修・人材育成

保護者や関係者・教職員等に対するさまざまな講座や研修等のプログラムを実施しています。また、医師・セラピスト・保育士などの施設実習の受入を行い、人材育成に協力しています。

取り組み内容		内容	利用実績
一般向け	発達障害の学習会	毎日の育児に生かせるような関わり方のヒントや支援グッズの作成、福祉サービス・進路など役立つ情報提供及び保護者間の交流会を行います。 【講師】こども未来センタースタッフ 【対象】発達障害のある就学前児の保護者 【実施形態】3回の学習会がセット (年に3セット開催)	年3回開催 (6月,10月,2月) 参加者数 45人
	講座	発達に応じた介助法や遊び方、発達検査を通した子供の理解、計画相談などについての講義を行います。 【講師】こども未来センタースタッフ 【対象】障害のある子供の保護者	7回開催 参加者数 52人 (延べ100人)
専門職向け	発達障害セミナー	発達障害児の発達特性についての理解を深め、日々の保育・教育場面に生かせる具体的な対応や支援方法について学びます。 【講師】こども未来センタースタッフ 【対象】保育所・幼稚園・学校の教職員	3回実施 参加者 61人 (延べ112人)
	身体障害セミナー	脳性麻痺の幼児期・学童期における発達の課題についての理解を深め、日々の保育・教育場面に生かせる具体的な対応・支援方法を学びます。 【講師】こども未来センタースタッフ 【対象】保育所・幼稚園・学校の教職員	3回実施 参加者 37人 (延べ67人)
	特別支援教育 コーディネーター スキルアップ研修	子供の発達を医療、心理、福祉、教育など多様な観点からアセスメントできる力を養うとともに、具体的な支援方法の提案や組織的対応のコーディネートなど、教育現場における子供の発達支援の指導的立場となる教職員を育成することを目的としています。 【講師】外部専門家 【対象】西宮市立小中学校教員	※H28より実施
教職員 研修企画 への協力	特別支援教育課	特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任、そのほか特別支援に関わる教職員に向けた研修を特別支援教育課と連携し、計画・実施しています。	
実習生受入	臨床実習	医師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・保育士の教育機関(大学・専門学校等)からの実習生を受け入れています。	計 23人
その他	ボランティア活動 (受入)	、わかば園内での活動(通園児の食後の見守り、療育活動中の保護者支援、環境整備(教材等の製作、用具の修理、活動準備等)、行事等での対応(案内配布、当日の活動支援))にご協力いただいています。	回数 243回 (3人)

(1) 一般向け

ア 発達障害の学習会

子供の発達をもっと知って、もっとうまく関わって、育児をもっとやりやすくして、子育てを楽しめるように、そして保護者が気軽に話せる交流の場とするために企画された3回シリーズの学習会です（平成24年度より開始）。

プログラム内容

- | | |
|-----|----------------------------------------------------------|
| 1回目 | 「ことばの発達について」（言語聴覚士）
「困った行動について」（心理士） |
| 2回目 | 「日常の中の困りごとについて」（作業療法士）
「体験してみよう！子どもの姿勢や動作の助け方」（理学療法士） |
| 3回目 | 「福祉サービスや就園・就学について」（相談員）
「日常に役立つ絵カードづくり」（保育士） |

実人数	H24	H25	H26	H27
学習会	56人	74人	35人	36人

イ 講座

子供の心身の発達を育み、安心・安定した環境で生き生きと暮らせるように、発達に関する基礎的な知識や家庭で取り組む工夫、子育てのポイント、ご家庭のメンタルケア、地域連携などについて理解を深めるための講座です（平成25年度より開始）。

プログラム内容

- ◆「成長発達を促す遊びについて」（看護師）
- ◆「保護者のためのストレスマネジメント」（心理士）
- ◆「体・手・目の使い方が苦手な子への援助」（作業療法士）
- ◆「学童期の成長と生活～姿勢の介助や日常生活での工夫～」（理学療法士）
- ◆「地域でイキイキ子育てしましょう」（相談支援専門員）
- ◆「親子での遊びを通してのコミュニケーション」（言語聴覚士）
- ◆「発達検査からみえる子どもの姿」（心理士）
- ◆「子どもの気持ちになってみよう！」（保育士）

	H25	H26	H27
講座	7回 (89人)	8回 (34人)	7回 (100人)

(2) 専門職向け

ア 発達障害セミナー

発達障害の子供の教育・保育に関わっている保育士、幼稚園・学校教諭、及び関係機関職員に対し、発達障害児の発達特性についての理解を深め、日々の保育・教育場面に生かせる具体的な対応や支援方法について学びます。

【27年度実績】

3回実施 参加者 61人（延べ112人）

イ 身体障害セミナー

脳性麻痺の子供の教育・保育に関わっている保育士、幼稚園・学校教諭、及び関係機関職員に対し、脳性麻痺の幼児期・学童期における発達の課題についての理解を深め、日々の保育・教育場面に生かせる具体的な対応・支援方法を学びます。

【27年度実績】

3回実施 参加者 37人（延べ67人）

ウ 特別支援教育コーディネータースキルアップ研修

【講師】 和久田 学 氏(子どもの発達科学研究所主席研究員・大阪大学大学院特任講師)

【対象】 西宮市立小中学校教員 20名

【内容】 社会心理、生命科学、教育支援 24時間

回	分類	タイトル	内容	時間
1	社会心理	オリエンテーション 制度と法律 合理的配慮	本研修の位置づけ・発達障害者支援法・障害者差別解消法 ・特別支援教育と合理的配慮	1.5
	生命科学	脳の発達と発達障害	発達障害の正確な理解・被虐待児の理解	1.5
2	教育支援	行動支援の方法	行動目標の立て方・行動支援の方法・応用行動分析の考え方	1.5
	教育支援	事例検討会の方法 模擬事例検討会	事例検討会の方法・模擬事例検討会	1.5
3	社会心理	被虐待児への支援	被虐待児への具体的支援方法	1.5
	社会心理	家庭支援 ケースワーク	家庭支援の方法、連携	1.5
4	教育支援	学習支援	学習障害児への対応・ワーキングメモリー実行機能への支援	1.5
	教育支援	コンサルテーション	コンサルテーションの方法・模擬事例検討会	1.5
5	教育支援	巡回相談	各学校の実際を視察(演習)	3
6	教育支援	巡回相談	各学校の実際を視察(演習)	3
7	教育支援	巡回相談	各学校の実際を視察(演習)	3
8	生命科学	子供のこころと脳の発達	感覚と認知と行動の関連・思春期と脳の発達	1.5
	教育支援	支援の発展のために	典型例の研究・予防的介入・最先端の知見	1.5

(3) 研修企画協力

特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任、そのほか特別支援に関わる教職員に向けた研修を特別支援教育課と連携し、計画・実施しています。

研修名	対象	人数	回数
特別支援教育コーディネーター研修	幼小中高特のコーディネーター	85	3
特別支援学級担任研修	小中の特別支援学級担任	150	4
特別支援教育支援員研修	小中の特別支援教育支援員	61	2
保育補助員研修	幼の保育補助員	35	1
ノートテイク研修	難聴の子供に関わりのある教職員	30	1

※その他、特別支援学校主催の研修や県教委主催の研修についても紹介とりまとめをしています。

(4) 実習生受入

実習内容	学校名	人数	時期
PT臨床実習	甲南女子大学	1	平成27年6月～7月
	神戸学院大学	1	平成27年4月～5月
	平成リハビリテーション専門学校	1	平成28年2月
OT臨床実習	神戸医療福祉専門学校(三田校)	1	平成27年11月～12月
	大和大学	1	平成27年9月
	平成リハビリテーション専門学校	1	平成28年2月
	兵庫医療大学	1	平成28年2月
ST臨床実習	神戸総合医療専門学校	1	平成27年10月～11月
医師実習	兵庫医科大学	2	平成28年1月～2月
看護師実習	神戸常盤大学	10	平成27年12月
保育実習	聖和短期大学	1	平成28年2月
	甲子園短期大学	2	平成28年2月
<合計>		23	

(5) ボランティア

市民の社会参加ニーズに応え、わかば園内での活動（通園児の食後の見守り、療育活動中の保護者支援、環境整備（教材等の製作、用具の修理、活動準備等）、行事等での対応（案内配布、当日の活動支援））を支援しています。ボランティアの育成を通じて、地域に開かれた施設を目指します。

	H23	H24	H25	H26	H27
ボランティア	246回 (7人)	258回 (11人)	245回 (6人)	257回 (6人)	243回 (3人)

IV 西宮市立北山学園(福祉型児童発達支援センター)

1 北山学園の概要

就学前の知的障害児を対象とし、遊びや活動を通じて社会に適応できるよう個別的・集団的に訓練を行い、障害児の生活を支援することを目的として、昭和44年8月に知的障害児通園施設として設立され、平成18年度からは、指定管理者社会福祉法人甲山福祉センターが管理・運営しています。

その後、児童福祉法に基づき、平成24年4月に児童発達支援センター(福祉型)に移行し、子供が日々の生活により適応できるようにしていくとともに、子供への理解・受容・成長につながる保護者支援や、必要な地域支援等を行うことにより、子供自身が自分らしい豊かな人生を実現することをめざしています。

(平成27年度より、障害福祉課から、こども未来センターの所管に移行)

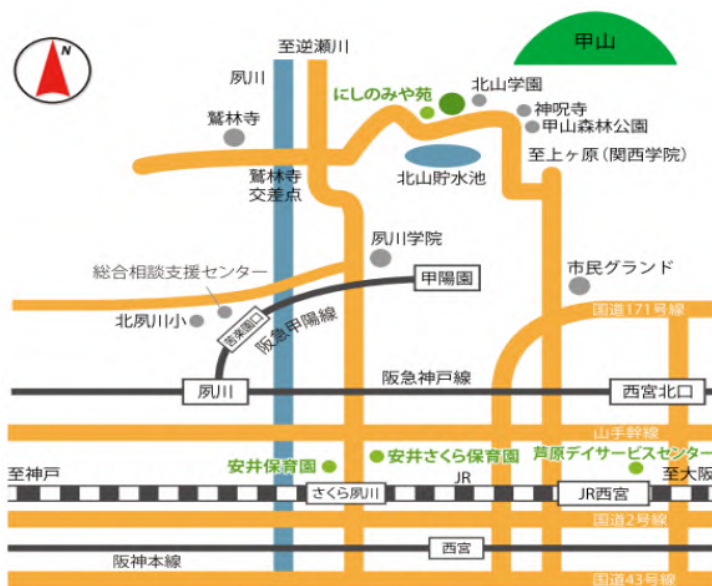
<学園の方針>

- ①豊かな自然環境を生かし、子どもたちがのびのびたくましく育つことを目指します
- ②子どもらしく生き生きと育つためにひとりひとりにきめ細かな療育活動を提供します
- ③発達相談や療育相談を通して子育てをサポートします
- ④地域社会と交流することで信頼される福祉施設を目指します

(1) 保育時間等

登園日・時間	月～金 9:00～14:30
休園日	土曜日、日曜日、祝祭日、お盆、年末年始、その他園が定めた日
通園方法	通園バスあり
対象児	3歳児から就学前の知的・発達障害児

(2) アクセス



最寄のバス停 阪神バス・阪急バスともに「甲山墓園前」下車すぐ

(3) 施設概要

所在地	〒662-0011 西宮市甲山町 53 番地
電話・FAX	0798-71-8027・0798-71-9114
竣工年月日	昭和 44 (1969) 年 8 月 1 日
開園年月日	昭和 44 (1969) 年 8 月 11 日
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
敷地面積	4,839,180 m ²
専用床面積	69,442 m ²
指定管理者	社会福祉法人 甲山福祉センター
代表者	理事長 服部 英司
施設長(園長)	森裏 みな子

(4) 沿革

1969(S44)年	8月	定員30名で北山学園を開園
1970(S45)年	8月	学園プール設置
1993(H 5)年	4月	保育時間の延長
1995(H 7)年	1月	震災後、地域保育を実施
1996(H 8)年	4月	週5日登園になる
1997(H 9)年		総合木製遊具の寄付を受ける(中央競馬馬主社会福祉団体)
1998(H10)年	8月	バス車庫棟等増改築工事(中央競馬馬主社会福祉財団)
2000(H12)年	4月	外来保育「ぼっぼくらぶ」を開始
2002(H14)年	8月	夏期に甲山青年の家で1泊2日宿泊キャンプを開始
2004(H16)年	4月	学園で園児分の給食を調理、単独厨房の開始
2006(H18)年	3月	学園バス購入(学園キャラクターやバスイラストに絵本作家のたかいよしかず氏のイラスト)
2008(H20)年	4月	発達検査を西宮すなご医療福祉センター(旧砂子療育園)より臨床心理士がきて実施
2009(H21)年	4月	通園バス2便と北部地域タクシーでの送迎開始
2010(H22)年	4月	定員30名を定数の弾力化で33名受入
2010(H22)年	5月	園庭日除けネット設置
2010(H22)年	6月	気管切開処置児受け入れの為、パート看護師採用
2010(H22)年	10月	水曜日保育時間を45分間延長
2011(H23)年	5月	西宮・山口公民館と塩瀬公民館で親子教室を開始、保育時間を15分間延長
2011(H23)年	6月	プール日除けネット設置
2012(H24)年	4月	「知的障害児通園施設北山学園」より、「児童発達支援センター北山学園」に移行

(5) 親子教室 ぼっぼクラブ

“集団に参加するのはちょっと苦手かなあ〜”と感じたり、“なんだか少し気になるなあ〜”と不安に思うお子さん(1歳半〜就学前)を対象に、親子教室をしています。(年間 3クール実施)

実施日・時間	隔週金曜日 10:00~11:45
定員	親子で6組
参加費	無料(行事によっては、必要な場合あり)

付 録

1 施策体系

<西宮市第4次総合計画（中間改定）>

政策名	施策名	基本方針
いきがい・つながり		
すこやか・はぐくみ	12 学校教育の充実	<p>育ちや学びの連続性を踏まえ、「確かな学力の定着」「豊かな心の醸成」「健やかな体づくり」を基本に、子供一人ひとりの発達に応じた学習環境の充実を図ります。</p> <p>【事務事業】</p> <p>121248 スクール・サポーターセンター管理運営事業</p> <p>121246 スクール・サポーターセンター整備事業</p>
あんしん・あんぜん	17 障害のある人の福祉の充実	<p>すべての人の人権が尊重され、人権が侵害されず保障される社会の実現に向けて、障害のある人が地域でその人らしく自立した生活をおくれるよう、相談支援体制や在宅生活支援の充実をはじめ、居住空間、雇用・就労の機会、日常的な居場所の確保など、地域をあげた包括的な自立支援のための仕組みづくりに取り組んでいきます。</p> <p>【事務事業】</p> <p>131703 児童発達支援センター等管理運営事業</p> <p>131702 児童発達支援センター管理運営事業</p> <p>131720 児童発達支援センター整備事業</p>
うるおい・かいてき		
にぎわい・そうぞう		

2 事務事業評価（平成 27 年度実施事業）

①121248 スクーリングサポートセンター管理運営事業

【P. 91】

事務事業の実施概要 (PLAN・DO)	心理的又は情緒的理由により長期間学校に登校できない状態にある児童生徒（以下「不登校児童生徒」という。）や様々な理由で学校に適応しにくい児童生徒に関わる問題を解決するため、該当児童生徒や学校に対して適切な指導および援助を行う。平成 27 年度は「西宮市立わかば園」の移転・建替にあたり「わかばエール」機能と複合させ、18 歳未満の子供たちを対象に常に適切なサポートを行う施設として再整備を行った。
対象	18 歳未満の子供とその保護者
成果（対象をどのような状態にしたいか）	不登校児童生徒や様々な理由で学校に適応しにくい児童生徒に関わる問題を解決する。すべての子供達が地域社会や学校園の中でいきいきとくらし、自分らしい豊かな人生を送ることができる。
基本方針	現状どおり継続

②121246 スクーリングサポートセンター整備事業

【P. 93】

事務事業の実施概要 (PLAN・DO)	西宮市では、肢体不自由児のための通園施設「西宮市立わかば園」を昭和 42 年 6 月に創設し、国に先駆けて肢体不自由児の診察・療育に取り組んできた。近年、全国的にも西宮市でも発達に課題や障害がある子供の支援のためのニーズは高まってきているが、創設後 50 年近く経過した現在のわかば園ではそれらのニーズに対応することが困難になってきている。そこで、わかば園を移転・建替えるにあたり、スクーリングサポートセンターの施設と複合させ、幼児期から青年期にかけて常に適切なサポートを行う施設として再整備を行い、平成 27 年 9 月に開所した。様々な課題や不安を持つ子供が、その可能性を最大限に伸ばすことができるよう、医療・福祉・教育の関係機関が連携し、切れ目のない適切なサポートを行うことができる施設を目指す。
対象	18 歳までの子供とその保護者
成果（対象をどのような状態にしたいか）	全ての子供たちが、地域社会や学校園の中で生き生きとくらし、健やかに成長・発達し、自分らしい豊かな人生を送ることができる。
基本方針	完了

③131703 児童発達支援センター等管理運営事業

【P. 95】

事務事業の実施概要 (PLAN・DO)	児童福祉法に基づく医療型児童発達支援センターとして、外来診療療育、通園療育、地域支援（相談支援・療育支援）等の事業を行っている「わかば園」の管理運営事業である。（～平成27年8月末）近年、発達に課題や障害がある子供の支援のためのニーズが高まり、50年近く経過した施設ではそれらのニーズに対応することが困難になってきた。そこで、「わかば園」を移転・建替えるにあたり、学校生活で生じる悩みの相談や不登校の児童生徒の学校復帰のための支援を行う「スクーリングサポートセンター」を複合させ、様々な課題や不安を持つ子供が、その可能性を最大限に伸ばすことができるよう、医療・福祉・教育の関係機関が連携し、切れ目のない適切なサポートを行うことができる施設として再整備した「こども未来センター」の管理運営事業を行っている。（平成27年9月～）
対象	発達上の課題のある児童とその保護者
成果（対象をどのような状態にしたいか）	子供が日々の生活により適応できるようにしていくとともに、子供の理解・受容・成長につながる保護者支援や、必要な地域支援等を行うことにより、子供自身が自分らしい豊かな人生を実現することを目指す。
基本方針	拡充

④131702 児童発達支援センター管理運営事業

【P. 97】

事務事業の実施概要 (PLAN・DO)	児童福祉法に基づき、昭和44年8月に知的障害児通園施設として設立された北山学園は、平成24年4月に児童発達支援センターに移行した。就学前の知的障害児を対象に遊びや活動を通じて社会に適応できるよう個別的・集団的に訓練を行い、障害児の生活を支援する施設の管理運営を行っている。
対象	発達上の課題のある児童とその保護者
成果（対象をどのような状態にしたいか）	子供が日々の生活により適応できるようにしていくとともに、子供への理解・受容・成長につながる保護者支援や、必要な地域支援等を行うことにより、子供自身が自分らしい豊かな人生を実現することを目指す。
基本方針	現状どおり継続

⑤131720 児童発達支援センター整備事業

【P. 99】

事務事業の実施概要 (PLAN・DO)	建物の老朽化と多様化する発達支援ニーズに対応するために各室の面積不足の解消を図る。また、児童福祉法の改正趣旨に沿って、わかば園を発達支援の中核施設「児童発達支援センター」として整備する。なお、福祉と教育の相互連携をめざして、教育委員会が所管する「西宮市スクーリングサポートセンター」と合築し、「西宮市立こども未来センター」を設置する。
対象	発達障害児を含め様々な課題を抱えている児童とその保護者
成果（対象をどのような状態にしたいか）	老朽化している建物の移転・建替え・環境整備と合わせて、近年増加している発達障害児を含めた発達支援ニーズ等へ対応するため、各部各室の不足の解消を図り、障害のある子供とその保護者が西宮市民として、自分らしく豊かに生きることを実現する。
基本方針	完了

事務事業評価表「スクーリングサポートセンター管理運営事業」 1

平成27年度実施事業

平成28年度 西宮市事務事業評価シート

I. 事務事業に関する基礎情報													
事務事業名		スクーリングサポートセンター管理運営事業			作成年月日		平成28年 6月30日						
					事業番号		121248						
担当部署		こども支援局 こども未来部 地域・学校支援課											
主管課長等		濱路 学			事業開始年度		平成27(2015)年度						
法的根拠	その他(市規則等含)	平成15.5.16文部科学省初等中等局長通知「不登校への対応の在り方について」			予算科目	会計	01	款	50	項	05	目	20
					目名		教育指導費						
					事業分類	117 施設管理運営							
総合計画の体系	編	01	まちづくり										
	政策	02	すこやか はぐくみ										
	施策	12	学校教育の充実										
II. 事務事業の実施概要 (PLAN・DO)													
事業概要	心理的又は情緒的理由により長期間学校に登校できない状態にある児童生徒(以下「不登校児童生徒」という。)や様々な理由で学校に適応しにくい児童生徒に関わる問題を解決するため、該当児童生徒や学校に対して適切な指導および援助を行う。平成27年度は「西宮市わかば園」の移転・建替にあたり「わかばエール」機能と複合させ、18歳未満子どもたちを対象に常に適切なサポートを行う施設として再整備を行った。												
対象	18歳未満の子供とその保護者												
対象・意図	成果(対象をどのような状態にしたいか)	不登校児童生徒や様々な理由で学校に適応しにくい児童生徒に関わる問題を解決する。すべての子供達が地域社会や学校園の中でいきいきと暮らし、自分らしい豊かな人生を送ることができる。											
実施形態(一部委託の場合はその範囲・内容)	直営												
市民等との協働の有無(協働の範囲及び内容)	無												
類似事業の有無(該当する事業及び所管課)	無												
事業の成果や効果を示す指標名(説明)		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	最終目標値	達成率(%)						
①	1日の教育相談件数	単位	目標	—	20.0	24.0	28.0	57.1					
		件	実績	—	16.0	—	最終目標年度	平成30年度					
式・説明		相談員8人×相談者2.5人=20人/1日 28年は相談者3人/相談員1人・1日とする											
②	学校等派遣延べ回数	単位	目標	—	400.0	500.0	600.0	55.3					
		回	実績	—	332.0	—	最終目標年度	平成30年度					
式・説明		アウトリーチ総派遣件数332回(実績値)											
③	適応指導教室在籍児童生徒の学校への復帰率	単位	目標	—	70.0	70.0	100.0	65.6					
		%	実績	—	65.6	—	最終目標年度	平成30年度					
式・説明		在籍児童生徒32名、内21人復帰→65.6%											
平成27年度実施内容	●相談支援 教育相談件数3,807件(発達相談との重複ケース件数含む) 27年事業日数242日												
	●学校・幼稚園・保育所等との連携・支援												
	アウトリーチ 総派遣回数 332回												
	校種別派遣回数 幼稚園37 小学校239 中学校10 高等学校3 関係機関43												
	西宮専門家チーム 総派遣回数 210回												
	校種別派遣回数 幼稚園10 小学校141 中学校11 高等学校0 研修等48												
	●職員研修・特別支援に関わる教職員に向けた研修												
	特別支援教育コーディネーター研修 85人 3回												
	特別支援学級担任研修 150人 4回												
	特別支援教育支援員研修 61人 2回												
保育補助員研修 35人 1回													
ノートテイク研修 30人 1回													
●不登校児童生徒支援													
適応指導学級(あすなろ学級) 児童生徒数33名(小学生0名、中学生33名) 27年登校日数133日													
居場所サポーター支援件数 小学校6校 中学校1校 (学校派遣回数 のべ111回)													
活動実績(量)を示す指標名		単位	H25年度実績	H26年度実績	H27年度実績	対前年比(%)	H28年度計画						
①	教育相談支援延べ件数	件	—	—	3,807.0	—	4,600.0						
②	教育相談支援活動日数	日	—	—	242.0	—	293.0						
③	適応指導教室の開講日数	日	—	—	133.0	—	140.0						

事務事業評価表「スクーリングサポートセンター管理運営事業」2

平成28年度 西宮市事務事業評価シート

121248

Ⅲ. 事業費（コスト）の推移						
コストの内訳 (単位: 千円)	区分	H25年度決算	H26年度決算	H27年度決算	H28年度予算	
	事業費	A	-	-	61,624	68,602
		うち嘱託人件費	-	-	50,310	47,446
		嘱託人件費以外	-	-	11,314	21,156
	人件費	B	-	-	32,568	35,364
		従事職員数	-	-	4.00	4.20
	合計	(A + B) C	-	-	94,192	103,966
	Cの財源内訳	国庫支出金	-	-	1,476	1,540
		県支出金	-	-	0	0
		地方債	-	-	0	0
		その他	-	-	0	0
		一般財源	-	-	92,716	102,426
	コスト調整額	D	-	-	8,954	8,244
	(加算)減価償却費		-	-	5,518	5,738
	(加算)退職給与引当		-	-	3,436	3,608
(控除)コスト対象外		-	-	0	1,102	
トータルコスト(C + D) E		-	-	103,146	112,210	
Ⅳ. 事務事業の点検 (CHECK)						
評価項目	評価内容	評価内容の説明				
必要性	事業の社会的ニーズ	社会的ニーズはかなりある	発達障害を中心に支援ニーズが急増しており、療育ニーズに加え、情報やアセスメントの共有を軸とした地域・学校園等との連携ニーズも高まっている。こうしたことから、公的な立場から生かした支援の中核拠点としての役割が望まれている。			
	市の関与の妥当性	法令・条例の根拠は無い(市規則等の場合など)				
成果・有効性	成果の達成状況	目標を概ね達成できている	平成27年9月のセンター開所以降、発達相談・教育相談ともに増加し、多様なニーズにも対応をしている。またアウトリーチによる学校園等支援を実施し、それぞれの課題解決に参画してきたことで、その派遣依頼の件数も増えてきている。			
	市民ニーズの傾向	かなり増えることが予想される				
	市民満足度	データなし(アンケート調査等を実施していない)				
コスト・負担	コストの節減度	ほとんど変わらない	支援については専門的対応が求められること、また、今後もニーズが増えることが見込まれ、コスト削減は困難である。			
	将来コスト増減見込み	現状どおりで推移				
	受益者負担の適正度	受益者負担を求めるべきものではない				
執行方法	外部委託の可能性	外部委託が不可能な事業である	事業の遂行には一定のキャリアや経験が求められること、また、すべて再編され、学校園等への派遣事業など今年度から始まった事業もあることなどから、外部委託を考えるには次期尚早と思われる。			
	実施方法の効率性	業務改善を既に実施し、効果が一部表れている				
評価結果から明らかになった課題事項など		学校園等派遣回数は9月に子ども未来センターに移ってから本格的に稼働が始まったが、さらなる連携強化が不可欠。子どもに関わる地域との連携も薄く、今後連携強化が必要。				
Ⅴ. 今後の改善策 (ACTION)						
事務事業の今後の方針	基本方針	11 現状どおり継続				
	改善・見直し内容	28年度で対応するもの		29年度以降で対応する予定のもの		
		潜在しているニーズの掘り起こしのため、学校園等への派遣を拡充する他、関係課との連携をより密にして、アウトリーチを充実させる。相談については、より利用者の思いを踏まえた「支援のつなぎ」を行い、適応指導教室については、学校復帰率の向上に努める。		地域との積極的な連携を行うとともに、より個のニーズに応じた支援となるよう、子育て関係各課との連携を強化していく。		
注意事項 (1) 内部事務(事業分類コードが119、120、121)の場合は、成果指標、活動指標を設定していない。 (2) 投資的事業(事業分類コードが222、223)の場合は、成果指標を設定していない。						

事務事業評価表「スクーリングサポートセンター整備事業」 1

平成27年度実施事業

平成28年度 西宮市事務事業評価シート

I. 事務事業に関する基礎情報													
事務事業名		スクーリングサポートセンター整備事業			作成年月日		平成28年 6月30日						
					事業番号		121246						
担当部署		こども支援局 こども未来部 地域・学校支援課											
主管課長等		濱路 学			事業開始年度		平成23(2011)年度						
法的根拠	その他(市規則等含)	平成15.5.16文部科学省初等中等局長通知「不登校への対応の在り方について」			予算科目	会計	01	款	50	項	05	目	32
					事業分類	222		スクーリングサポートセンター施設等整備					
総合計画の体系	編	01	まちづくり										
	政策	02	すこやか はぐくみ										
	施策	12	学校教育の充実										
II. 事務事業の実施概要 (PLAN・DO)													
事業概要	<p>西宮市では、肢体不自由児のための通園施設「西宮市立わかば園」を昭和42年6月に創設し、国に先駆けて肢体不自由児の診察・療育に取り組んできた。</p> <p>近年、全国的にも西宮市でも発達に課題や障害がある子供の支援のためのニーズは高まってきているが、創設後50年近く経過した現在のわかば園ではそれらのニーズに対応することが困難になってきている。</p> <p>そこで、わかば園を移転・建替えるにあたり、スクーリングサポートセンターの施設と複合させ、幼児期から青年期にかけて常に適切なサポートを行う施設として再整備を行い、平成27年9月に開所した。</p> <p>様々な課題や不安を持つ子供が、その可能性を最大限に伸ばすことができるよう、医療・福祉・教育の関係機関が連携し、切れ目のない適切なサポートを行うことができる施設を目指す。</p>												
	対象	18歳までの子供とその保護者											
	成果 (対象をどのような状態にしたいか)	全ての子どもたちが、地域社会や学校園の中で生き生きと暮らし、健やかに成長・発達し、自分らしい豊かな人生を送ることができる。											
	実施形態(一部委託の場合はその範囲・内容)	一部委託(民間等) スクーリングサポートセンター基本設計等を委託している。											
	市民等との協働の有無 (協働の範囲及び内容)	無											
類似事業の有無(該当する事業及び所管課)	無												
事業の成果や効果を示す指標名(説明)													
①	式・説明	単位	目標	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	最終目標値	達成率(%)				
			実績	-	-	-	-	-	-				
②	式・説明	単位	目標	-	-	-	-	-	-				
			実績	-	-	-	-	-	-				
③	式・説明	単位	目標	-	-	-	-	-	-				
			実績	-	-	-	-	-	-				
平成27年度実施内容	平成27年7月31日竣工												
	平成27年9月1日西宮市立こども未来センター開所												
活動実績(量)を示す指標名				単位	H25年度実績	H26年度実績	H27年度実績	対前年比(%)	H28年度計画				
①	施設整備工事進捗率			%	0.0	28.3	100.0	353.4	-				
②					-	-	-	-	-				
③					-	-	-	-	-				

事務事業評価表「スクーリングサポートセンター整備事業」2

平成28年度 西宮市事務事業評価シート

121246

Ⅲ. 事業費（コスト）の推移						
コストの内訳（単位：千円）	区分	H25年度決算	H26年度決算	H27年度決算	H28年度予算	
	事業費	A	3,400	66,743	163,530	—
	うち嘱託人件費		0	0	0	—
	嘱託人件費以外		3,400	66,743	163,530	—
	人件費	B	1,757	2,797	2,850	—
	従事職員数		0.22	0.35	0.35	—
	合計 (A + B)	C	5,157	69,540	166,380	—
	国庫支出金		0	0	0	—
	県支出金		0	0	0	—
	地方債		0	47,900	113,500	—
	その他		0	0	0	—
	一般財源		5,157	21,640	52,880	—
	コスト調整額	D	116	-66,406	-153,675	—
	(加算)減価償却費		0	0	0	—
	(加算)退職給与引当		116	337	301	—
(控除)コスト対象外		0	66,743	153,976	—	
トータルコスト (C + D)	E	5,273	3,134	12,705	—	
Ⅳ. 事務事業の点検 (CHECK)						
評価項目	評価内容	評価内容の説明				
必要性	事業の社会的ニーズ	社会的ニーズはかなりある	発達面や学習面、生活面などに課題がある子供は増加の傾向にあり、様々な支援や成長を促す取組が行われている。特別支援教育に対する理解も進み、社会的ニーズはかなりある。			
	市の関与の妥当性	法令・条例の根拠は無い（市規則等の場合など）				
成果・有効性	成果の達成状況	評価対象外	評価対象外			
	市民ニーズの傾向	評価対象外				
	市民満足度	評価対象外				
コスト・負担	コストの節減度	評価対象外	評価対象外			
	将来コスト増減見込み	評価対象外				
	受益者負担の適正度	評価対象外				
執行方法	外部委託の可能性	評価対象外	評価対象外			
	実施方法の効率性	評価対象外				
評価結果から明らかになった課題事項など						
Ⅴ. 今後の改善策 (ACTION)						
事務事業の今後の方針	基本方針	41 完了				
	改善・見直し内容	28年度で対応するもの		29年度以降で対応する予定のもの		
注意事項 (1) 内部事務（事業分類コードが119、120、121）の場合は、成果指標、活動指標を設定していない。 (2) 投資的事業（事業分類コードが222、223）の場合は、成果指標を設定していない。						

事務事業評価表「児童発達支援センター等管理運営事業」 1

平成27年度実施事業

平成28年度 西宮市事務事業評価シート

I. 事務事業に関する基礎情報										
事務事業名		児童発達支援センター等管理運営事業				作成年月日		平成28年 6月30日		
						事業番号		131703		
担当部署		こども支援局 こども未来部 発達支援課								
主管課長等		小田 晃				事業開始年度		昭和42(1967)年度		
法的根拠	法令の実施義務有	児童福祉法、障害者総合支援法、西宮市児童福祉施設条例、こども未来センター条例				予算科目	会計01	款15	項20	目20
						目名	児童発達支援費			
						事業分類	117 施設管理運営			
総合計画の体系	編	01		まちづくり						
	政策	03		あんしん あんぜん						
	施策	17		障害のある人の福祉の充実						
II. 事務事業の実施概要 (PLAN・DO)										
事業概要	<p>児童福祉法に基づく医療型児童発達支援センターとして、外来診療療育、通園療育、地域支援（相談支援・療育支援）等の事業を行っている「わかば園」の管理運営事業である。（～平成27年8月末）</p> <p>近年、発達に課題や障害がある子供の支援のためのニーズが高まり、50年近く経過した施設ではそれらのニーズに対応することが困難になってきた。そこで、「わかば園」を移転・建替えするにあたり、学校生活で生じる悩みの相談や不登校の児童生徒の学校復帰のための支援を行う「スクーリングサポートセンター」を複合させ、様々な課題や不安を持つ子供が、その可能性を最大限に伸ばすことができるよう、医療・福祉・教育の関係機関が連携し、切れ目のない適切なサポートを行うことができる施設として再整備した「こども未来センター」の管理運営事業を行っている。（平成27年9月～）</p>									
対象	発達上の課題のある児童とその保護者									
対象・意図	成果（対象をどのような状態にしたいか）	子供が日々の生活により適応できるようにしていくとともに、子供の理解・受容・成長につながる保護者支援や、必要な地域支援等を行うことにより、子供自身が自分らしい豊かな人生を実現することを目指す。								
実施形態（一部委託の場合はその範囲・内容）	一部委託（民間等） 診療報酬明細書作成業務、外来受付業務、リハビリ予約業務、一時預り事業									
市民等との協働の有無（協働の範囲及び内容）	無									
類似事業の有無（該当する事業及び所管課）	無									
事業の成果や効果を示す指標名(説明)										
①	通園療育延べ出席人数	単位	目標	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	最終目標値	達成率(%)	
		人	実績	3,015.0	3,365.0	3,288.0	3,698.0	3,802.0	93.9	
	式・説明									
②	診療療育延べ実施件数	単位	目標	17,885.0	19,599.0	22,504.0	22,034.0	23,374.0	88.6	
		件	実績	19,006.0	21,721.0	20,712.0	-	-	-	
	式・説明	園児の実施件数を含む。								
③	地域療育延べ実施件数	単位	目標	6,975.0	6,200.0	7,160.0	8,183.0	4,500.0	161.0	
		件	実績	6,110.0	6,191.0	7,244.0	-	-	-	
	式・説明									
平成27年度実施内容	<p>●通園療育 在籍人数38人（平成28年3月31日現在） 1日平均利用者数 18.0名 [療育延べ実施件数] 保育3,569件、音楽療法229件 [親子療育教室（外来保育）] 1,532件</p>									
	<p>●診療療育 診察（小児科・整形外科） 利用者数 1,726人 延べ利用件数 3,741件 発達検査 利用者数 676人 延べ利用件数 676件 理学療法 利用者数 356人 延べ利用件数 6,088件 作業療法 利用者数 479人 延べ利用件数 3,921件 言語聴覚療法 利用者数 769人 延べ利用件数 6,141件 心理療法 利用者数 26人 延べ利用件数 145件 合計20,712件</p>									
	<p>●地域療育 ①生活支援事業（相談業務） 4,321件：主として子供の療育に関する相談や関係機関との連絡調整 ②施設支援一般指導事業 354件：学校、保育所等の職員への技術指導。 ③在宅支援外来療育等指導事業2,553件：外来での集団保育や相談、療育等。 ④保育所等訪問支援事業 16件：保育所等へ通う障害児への支援。 合計 7,244件</p>									
	<p>●障害児支援利用計画相談 149件（新規 92件、モニタリング 57件）</p>									
活動実績（量）を示す指標名										
		単位	H25年度実績	H26年度実績	H27年度実績	対前年比(%)	H28年度計画			
①	通園療育延べ出席人数	人	3,126.0	3,603.0	3,569.0	99.1	3,698.0			
②	診療療育延べ実施件数	件	19,006.0	21,721.0	20,712.0	95.4	22,034.0			
③	地域療育延べ実施件数	件	6,110.0	6,191.0	7,244.0	117.0	8,183.0			

事務事業評価表「児童発達支援センター等管理運営事業」2

平成28年度 西宮市事務事業評価シート

131703

Ⅲ. 事業費（コスト）の推移						
コストの内訳（単位：千円）	区分	H25年度決算	H26年度決算	H27年度決算	H28年度予算	
	事業費	A	106,466	115,448	207,072	278,945
	うち嘱託人件費		69,267	74,358	78,645	146,312
	嘱託人件費以外		37,199	41,090	128,427	132,633
	人件費	B	173,296	184,615	247,924	255,968
	従事職員数		21.70	23.10	30.45	30.40
	合計 (A + B)	C	279,762	300,063	454,996	534,913
	国庫支出金		0	0	0	0
	県支出金		0	0	0	0
	地方債		0	0	0	0
	その他		96,608	109,491	136,644	172,459
	一般財源		183,154	190,572	318,352	362,454
	コスト調整額	D	11,458	22,222	55,582	52,990
	(加算)減価償却費		0	0	29,425	30,062
	(加算)退職給与引当		11,458	22,222	26,157	26,114
(控除)コスト対象外		0	0	0	3,186	
トータルコスト (C + D)	E	291,220	322,285	510,578	587,903	
Ⅳ. 事務事業の点検 (CHECK)						
	評価項目	評価内容	評価内容の説明			
必要性	事業の社会的ニーズ	社会的ニーズはかなりある	発達障害を中心に支援ニーズが急増しており、療育ニーズに加え、情報やアセスメントの共有を軸とした地域・学校園等との連携ニーズも高まっている。こうしたことから、公的な立場を生かした支援の中核拠点としての役割が望まれている。			
	市の関与の妥当性	市が直接関与するよう法令や県条例で定めている				
成果・有効性	成果の達成状況	目標を概ね達成できている	こども未来センター開所以降、相談件数が大幅に増えたことなどから、診療待ち期間が長期化している。しかしながら、0～1歳児の相談件数は、ほぼ同数のまま推移している。			
	市民ニーズの傾向	かなり増えることが予想される				
	市民満足度	データなし（アンケート調査等を実施していない）				
コスト・負担	コストの節減度	あまり節減されていない	利用者ごとに専門スタッフによる個別対応が基本であることやニーズの増加により、コスト削減を図ることは困難である。しかしながら、こども未来センターへの移行を期に導入した業務システムなどで事務の効率化を図っている。			
	将来コスト増減見込み	現在よりやや増える可能性がある				
	受益者負担の適正度	既に現時点で適切な割合が負担されている				
執行方法	外部委託の可能性	既に委託しており、範囲等の拡大はできない	こども未来センターは、公の施設としての立場で、相談、療育、地域連携等に関する中核拠点となることをめざしていることから、中核業務の外部委託は困難。ただし、予約受付業務などについては、外部委託を行い、業務改善を図っている。			
	実施方法の効率性	業務改善を既に実施し、効果が一部表れている				
評価結果から明らかになった課題事項など		障害や学校生活への不適応など、様々な課題のある子供が急増しており、支援のあり方も従来のような直接的な支援（診療・リハビリ等）の拡充に加え、子供に関わる関係者（学校園等）との連携強化が大きな課題となっている。また、低年齢児の相談件数が伸びていないことから、早期発見への取組強化が必要である。				
Ⅴ. 今後の改善策 (ACTION)						
事務事業の今後の方針	基本方針	10 拡充				
	改善・見直し内容	28年度で対応するもの		29年度以降で対応する予定のもの		
		社会性発達診断装置 (Gaze Finder) の導入などで、発達に課題のある子供の早期発見・早期支援を図る。また、こども未来センターとしての運営を安定化させ、子供に対する切れ目のない支援のさらなる充実を努める。		学校園や地域との連携を積極的に行うことや、診療期間の待ち期間の短縮を目指し、さらなる体制強化を図る。		
注意事項 (1) 内部事務（事業分類コードが119、120、121）の場合は、成果指標、活動指標を設定していない。 (2) 投資的事業（事業分類コードが222、223）の場合は、成果指標を設定していない。						

事務事業評価表「児童発達支援センター管理運営事業」 1

平成27年度実施事業

平成28年度 西宮市事務事業評価シート

I. 事務事業に関する基礎情報													
事務事業名		児童発達支援センター管理運営事業			作成年月日		平成28年 6月30日						
					事業番号		131727						
担当部署		こども支援局 こども未来部 発達支援課											
主管課長等		小田 晃			事業開始年度		昭和44(1969)年度						
法的根拠	法令の実施義務有	児童福祉法、障害者総合支援法、西宮市児童福祉施設条例			予算科目	会計	01	款	15	項	20	目	20
					目名	児童発達支援費							
					事業分類	117		施設管理運営					
総合計画の体系	編	01	まちづくり										
	政策	03	あんしん あんぜん										
	施策	17	障害のある人の福祉の充実										
II. 事務事業の実施概要 (PLAN・DO)													
事業概要	児童福祉法に基づき、昭和44年8月に知的障害児通園施設として設立された北山学園は、平成24年4月に児童発達支援センターに移行した。 就学前の知的障害児を対象に遊びや活動を通じて社会に適應できるよう個別的・集団的に訓練を行い、障害児の生活を支援する施設の管理運営を行っている。												
対象	対象		発達上の課題のある児童とその保護者										
対象・意図	成果 (対象をどのような状態にしたいか)		子供が日々の生活により適應できるようにしていくとともに、子供への理解・受容・成長につながる保護者支援や、必要な地域支援等を行うことにより、子供自身が自分らしい豊かな人生を実現することを目指す。										
実施形態 (一部委託の場合はその範囲・内容)			全部委託 (民間等) (社福) 甲山福祉センターに指定管理業務委託 H26~H30										
市民等との協働の有無 (協働の範囲及び内容)			無										
類似事業の有無 (該当する事業及び所管課)			有 児童発達支援センター等管理運営事業 (発達支援課)										
事業の成果や効果を示す指標名(説明)				H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	最終目標値	達成率(%)				
①	1日の平均利用人数	単位	目標	-	-	26.0	26.0	26.0	112.7				
		人	実績	-	-	29.3	-	最終目標年度	平成30年度				
式・説明		通園療育延べ出席人数/開所日数											
②	利用率	単位	目標	-	-	86.0	87.0	87.0	105.3				
		%	実績	-	-	91.6	-	最終目標年度	平成30年度				
式・説明		通園療育延べ出席人数/(定員×開所日数)											
③	障害児支援利用計画相談実施率	単位	目標	-	-	100.0	100.0	100.0	100.0				
		%	実績	-	-	100.0	-	最終目標年度	平成30年度				
式・説明		計画作成件数/計画相談依頼件数											
平成27年度実施内容	●通園療育 在籍人数 31名 (平成28年3月末現在) 開所日数 242日 1日平均利用者数 29.3人												
	●興味関心別保育 (異年齢グループ) 24回 ●保育所との交流事業 17回 ●高齢者施設との交流事業 16回 ●障害児支援利用計画相談 51件 ●保育所等訪問支援 8回 ●親子教室 ぼっぼクラブ 7人 ●保護者支援 ・保護者教室 (父親教室含む) 19回 ・グループ懇談 8回 ・発達相談 32回 ・療育相談 16回												
活動実績 (量) を示す指標名				単位	H25年度実績	H26年度実績	H27年度実績	対前年比 (%)	H28年度計画				
①	通園療育延べ出席人数			人	-	-	7,092.0	-	6,240.0				
②	開所日数			日	-	-	242.0	-	240.0				
③	障害児支援利用計画新規作成相談件数			件	-	-	51.0	-	44.0				

事務事業評価表「児童発達支援センター管理運営事業」2

平成28年度 西宮市事務事業評価シート

131727

Ⅲ. 事業費（コスト）の推移						
コストの内訳 （単位：千円）	区分	H25年度決算	H26年度決算	H27年度決算	H28年度予算	
	事業費	A	—	—	45,438	59,487
	うち嘱託人件費		—	—	0	0
	嘱託人件費以外		—	—	45,438	59,487
	人件費	B	—	—	1,221	2,947
	従事職員数		—	—	0.15	0.35
	合計 (A + B)	C	—	—	46,659	62,434
	国庫支出金		—	—	0	0
	県支出金		—	—	0	0
	地方債		—	—	0	0
	その他		—	—	0	0
	一般財源		—	—	46,659	62,434
	コスト調整額	D	—	—	129	301
	(加算)減価償却費		—	—	0	0
	(加算)退職給与引当		—	—	129	301
(控除)コスト対象外		—	—	0	0	
トータルコスト (C + D)	E	—	—	46,788	62,735	
Ⅳ. 事務事業の点検 (CHECK)						
評価項目	評価内容	評価内容の説明				
必要性	事業の社会的ニーズ	社会的ニーズはかなりある	発達障害を中心に支援ニーズが急増しており、通園療育ニーズに加え、地域の障害児相談支援の依頼が増えている。			
	市の関与の妥当性	市が直接関与するよう法令や条例で定めている				
成果・有効性	成果の達成状況	目標を概ね達成できている	社会参加が円滑に行えるように、遊びや活動を通じて心身の発達を促す支援を実施した。また、保護者には発達相談や療育相談を通じて、育児の不安を和らげ、明るい親子関係が築けるようなサポートを行った。			
	市民ニーズの傾向	やや増えることが予想される				
	市民満足度	データなし（アンケート調査等を実施していない）				
コスト・負担	コストの節減度	ほとんど変わらない	市算定事業費から利用料収入等を控除した額を指定管理料としており、安定した財政運営となっているが、施設の狭隘と老朽化が著しく、今後施設整備にかかるコスト増が予測される。			
	将来コスト増減見込み	現在よりやや増える可能性がある				
	受益者負担の適正度	既に現時点で適切な割合が負担されている				
執行方法	外部委託の可能性	既に委託しており、範囲等の拡大はできない	既に指定管理者制度を導入し、これまでに長い実績がある社会福祉法人を指定管理者としていることから安定性・継続性のある運営が図れている。			
	実施方法の効率性	業務改善を既に実施し、効果が十分表れている				
評価結果から明らかになった課題事項など	発達障害など様々な課題のある子供が急増しており、通園療育に加え、地域支援や計画相談支援の依頼も増加し、作業療法士等の専門職員体制強化が課題である。また狭隘と老朽化した施設の整備及び一部斜面となっている園庭と基礎の部分が腐食している総合遊具の安全性に問題があるため安全性と利便性の確保を目的とした園庭整備が課題である。					
Ⅴ. 今後の改善策 (ACTION)						
事務事業の今後の方針	基本方針	11 現状どおり継続				
	改善・見直し内容	28年度で対応するもの		29年度以降で対応する予定のもの		
		引き続き指定管理者による運営管理を行うとともに、園庭整備にかかる現況測量（平面図作成）、基本設計、実施設計を行う。		引き続き指定管理者による運営管理を行うとともに、園庭整備工事を開始する。		
注意事項 (1) 内部事務（事業分類コードが119、120、121）の場合は、成果指標、活動指標を設定していない。 (2) 投資的事業（事業分類コードが222、223）の場合は、成果指標を設定していない。						

事務事業評価表「児童発達支援センター整備事業」 1

平成27年度実施事業

平成28年度 西宮市事務事業評価シート

I. 事務事業に関する基礎情報										
事務事業名		児童発達支援センター整備事業				作成年月日		平成28年 6月30日		
						事業番号		131720		
担当部署		こども支援局 子供支援総括室 児童福祉施設整備課								
主管課長等		山本 大介				事業開始年度		平成23(2011)年度		
法的根拠	その他(市規則等含)	児童福祉法第7条及び第43条、児童発達支援センター等施設整備事業基本構想				予算科目	会計	01	款	15
						目名	障害福祉施設建設費			
						事業分類	222	施設等整備		
総合体系	編	01	まちづくり							
	政策	03	あんしん あんぜん							
	施策	17	障害のある人の福祉の充実							
II. 事務事業の実施概要 (PLAN・DO)										
事業概要	建物の老朽化と多様化する発達支援ニーズに対応するために各室の面積不足の解消を図る。また、児童福祉法の改正趣旨に沿って、わかば園を発達支援の中核施設「児童発達支援センター」として整備する。なお、福祉と教育の相互連携をめざして、教育委員会が所管する「西宮市スクーリングサポートセンター」と合築し、「西宮市立こども未来センター」を設置する。									
対象・意図	対象	発達障害児を含め様々な課題を抱えている児童とその保護者								
	成果(対象をどのような状態にしたいか)	老朽化している建物の移転・建替え・環境整備と合わせて、近年増加している発達障害児を含めた発達支援ニーズ等へ対応するため、各部各室の不足の解消を図り、障害のある子供とその保護者が西宮市民として、自分らしく豊かに生きることを実現する。								
実施形態(一部委託の場合はその範囲・内容)	一部委託(民間等) 基本設計、アドバイザー契約									
市民等との協働の有無(協働の範囲及び内容)	有 学識経験者、保護者団体などで構成される「西宮市立わかば園施設整備事業基本構想検討委員会」を立ち上げ、児童発達支援センターのあるべき姿や理念、その機能を明らかにした上で、具体的な施設整備に結びつけるための基本的な考え方を整理。									
類似事業の有無(該当する事業及び所管課)	無									
事業の成果や効果を示す指標名(説明)		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	最終目標値	達成率(%)			
①	式・説明	単位	目標	-	-	-	-	-	-	
		実績	-	-	-	-	-	最終目標年度	-	
②	式・説明	単位	目標	-	-	-	-	-	-	
		実績	-	-	-	-	-	最終目標年度	-	
③	式・説明	単位	目標	-	-	-	-	-	-	
		実績	-	-	-	-	-	最終目標年度	-	
平成27年度実施内容	○埋蔵文化財発掘調査(H26.1~4) … 文化財保護法の規定により計画敷地内における埋蔵文化財発掘調査を実施。									
	○土壌汚染調査(H26.4~5) … 計画敷地内の土壌につき、土質の詳細調査を実施。									
	○実施設計(H25.9~H26.6) … 基本設計の内容を詳細化する実施設計を完了。									
	○着工(H26.7) … 児童発達支援センター新築工事の着工。									
	○完成(H27.7) … 児童発達支援センター(こども未来センター)の完成。									
活動実績(量)を示す指標名		単位	H25年度実績	H26年度実績	H27年度実績	対前年比(%)	H28年度計画			
①	施設整備工事進捗率	%	3.1	36.2	100.0	276.2	-			
②			-	-	-	-	-			
③			-	-	-	-	-			

事務事業評価表「児童発達支援センター整備事業」2

平成28年度 西宮市事務事業評価シート

131720

Ⅲ. 事業費（コスト）の推移					
コストの内訳（単位：千円）	区分	H25年度決算	H26年度決算	H27年度決算	H28年度予算
	事業費 A	12,774	326,543	824,611	—
	うち嘱託人件費	0	0	0	—
	嘱託人件費以外	12,774	326,543	824,611	—
	人件費 B	23,159	14,945	5,423	—
	従事職員数	2.90	1.87	0.66	—
	合計 (A + B) C	35,933	341,488	830,034	—
	Cの財源内訳				
	国庫支出金	0	0	0	—
	県支出金	0	0	0	—
	地方債	0	294,900	711,900	—
	その他	0	0	0	—
	一般財源	35,933	46,588	118,134	—
	コスト調整額 D	1,531	-324,526	-764,844	—
	(加算)減価償却費	0	0	0	—
(加算)退職給与引当	1,531	1,799	635	—	
(控除)コスト対象外	0	326,325	765,479	—	
トータルコスト (C + D) E	37,464	16,962	65,190	—	
Ⅳ. 事務事業の点検 (CHECK)					
評価項目	評価内容	評価内容の説明			
必要性	事業の社会的ニーズ	社会的ニーズがある	法令上の実施義務はないが、発達障害児を含めた発達支援ニーズ等へ対応するため、当該施設整備は必要不可欠である。		
	市の関与の妥当性	法令・条例の根拠は無い（市規則等の場合など）			
成果・有効性	成果の達成状況	評価対象外	評価対象外		
	市民ニーズの傾向	評価対象外			
	市民満足度	評価対象外			
コスト・負担	コストの節減度	評価対象外	評価対象外		
	将来コスト増減見込み	評価対象外			
	受益者負担の適正度	評価対象外			
執行方法	外部委託の可能性	評価対象外	評価対象外		
	実施方法の効率性	評価対象外			
評価結果から明らかになった課題事項など		DB契約かつ議会案件の工事であったため、設計の打合せや変更契約時の事務に時間がかかった。			
Ⅴ. 今後の改善策 (ACTION)					
事務事業の今後の方針	基本方針	41 完了			
	改善・見直し内容	28年度で対応するもの		29年度以降で対応する予定のもの	
注意事項 (1) 内部事務（事業分類コードが119、120、121）の場合は、成果指標、活動指標を設定していない。 (2) 投資的事業（事業分類コードが222、223）の場合は、成果指標を設定していない。					

3 こども未来センター関連事業費

(1) 平成27年度決算

(単位：円)

		職員の給与費	児童発達支援C 等管理運営事業	児童発達支援C 管理運営事業	SSC 管理運営事業	計
人件費	正規職員 32人	297,580,879	0	0	0	297,580,879
	嘱託職員 30人	0	78,644,728	0	50,309,290	128,954,018
	臨時職員 8人	0	9,644,625	0	0	9,644,625
	計	297,580,879	88,289,353	0	50,309,290	436,179,522
運営委員会委員謝礼		0	70,200	0	0	70,200
臨時医師等謝礼		0	11,134,500	0	0	11,134,500
講師等謝礼		0	289,740	0	7,577,500	7,867,240
旅費		0	571,010	0	79,150	650,160
需用費	消耗品費	0	3,973,028	0	476,083	4,449,111
	燃料費	0	89,746	0	0	89,746
	食糧費	0	997,818	0	4,703	1,002,521
	印刷製本費	0	667,028	0	0	667,028
	電気使用料	0	195,803	0	40,106	2,359,054
	ガス使用料	0	103,684	0	212,366	1,249,206
	水道及び下水道使用料	0	241,157	0	49,394	290,551
	修繕料	0	792,999	0	60,480	853,479
	医薬材料費	0	861,908	0	0	861,908
計	0	10,618,562	0	1,204,042	11,822,604	
役務費	電話回線使用料	0	1,373,369	0	157,151	1,530,520
	郵便料	0	116,000	0	6,000	122,000
	損害保険料	0	320,340	0	15,500	335,840
	手数料等	0	148,006	0	0	148,006
	計	0	1,957,715	0	178,651	2,136,366
委託料	施設管理関係	0	6,725,202	0	1,128,345	7,853,547
	北山学園指定管理料等	0	0	45,391,673	0	45,391,673
	事業関係	0	14,098,122	0	148,920	14,247,042
	業務システム関係	0	59,830,246	0	0	59,830,246
計	0	80,653,570	45,391,673	1,277,265	127,322,508	
使用料	通園タクシー借上料	0	5,777,280	0	0	5,777,280
	業務システム等機器借上料	0	4,455,642	0	0	4,455,642
	その他	0	1,742,157	45,360	908,458	2,695,975
	計	0	11,975,079	45,360	908,458	12,928,897
工事請負費		0	680,400	0	0	680,400
備品購入費		0	14,040	0	83,816	97,856
負担金補助及び交付金		0	804,070	0	5,000	809,070
公課費		0	13,200	0	0	13,200
合計		297,580,879	207,071,439	45,437,033	61,623,172	611,712,523
特定財源	行政財産目的外使用料	0	4,569	0	0	4,569
	診療収入	71,512,203	31,553,073	0	0	103,065,276
	通園使用料	20,864,939	6,901,297	0	0	27,766,236
	保育所等訪問支援収入	0	33,757	0	0	33,757
	計画相談支援収入	0	3,044,327	0	0	3,044,327
	診断手数料	0	839,400	0	0	839,400
	特別支援教育就学奨励費	0	0	0	1,476,000	1,476,000
	青い鳥福祉基金繰入	0	0	0	0	0
	給食費保護者負担金収入	0	877,280	0	0	877,280
	外来保育事業利用者負担金収入	0	21,750	0	0	21,750
	実習生受入収入	0	330,000	0	0	330,000
	予防接種取扱収入	0	79,844	0	0	79,844
	介護通園タクシー代自己負担金	0	66,060	0	0	66,060
	一時預り事業利用者負担金収入	0	342,600	0	0	342,600
	光熱水費使用者負担金収入	0	4,830	0	0	4,830
	自動販売機取扱収入	0	12,860	0	0	12,860
太陽光発電売電収入	0	155,478	0	0	155,478	
計	92,377,142	44,267,125	0	1,476,000	138,120,267	
一般財源		205,203,737	162,804,314	45,437,033	60,147,172	473,592,256

【施設整備関係 決算】 H26 繰越含む

		児童発達支援C整備事業	SSC整備事業	計
需用費	消耗品費	5,953,652	687,820	6,641,472
	計	5,953,652	687,820	6,641,472
委託料		1,350,432	179,928	1,530,360
工事請負費		754,801,254	153,975,379	908,776,633
備品購入費		62,504,960	8,686,252	71,191,212
合計		824,610,298	163,529,379	988,139,677
特財	地方債	711,900,000	113,500,000	825,400,000
	計	711,900,000	113,500,000	825,400,000
一般財源		112,710,298	50,029,379	162,739,677

【歳入 決算】

款	項	目	節	細節	説明	決算額						
40 使用料及び手数料	05 使用料	10 総務使用料			10 総務使用料	4,569						
					20 庁舎敷等使用料	20 庁舎敷等使用料	4,569					
						08 行政財産目的外使用料(こども未来センター)	4,569					
					05 手数料	15 民生使用料	15 民生使用料			15 民生使用料	133,909,596	
										30 児童発達支援センター診療収入	30 児童発達支援センター診療収入	103,065,276
											05 児童発達支援センター等診療収入	103,065,276
										33 児童発達支援センター通園使用料	33 児童発達支援センター通園使用料	27,766,236
											05 児童発達支援センター等通園使用料	27,766,236
										34 保育所等訪問支援収入	34 保育所等訪問支援収入	33,757
											05 保育所等訪問支援収入	33,757
										35 児童発達支援センター等計画相談支援収入	35 児童発達支援センター等計画相談支援収入	3,044,327
											05 児童発達支援センター等計画相談支援収入	3,044,327
15 民生手数料	10 民生手数料	10 児童発達支援センター等診断手数料								15 民生手数料	839,400	
										10 民生手数料	839,400	
										10 児童発達支援センター等診断手数料	839,400	
45 国庫支出金	10 国庫補助金	50 教育費国庫補助金			50 教育費国庫補助金	1,476,000						
					05 教育総務費補助金	05 教育総務費補助金	1,476,000					
						60 特別支援教育就学奨励費	60 特別支援教育就学奨励費	1,476,000				
					01 特別支援教育就学奨励費		1,476,000					
75 諸収入	90 雑入	90 雑入			90 雑入	1,890,702						
					45 実費等徴収金	45 実費等徴収金	1,241,630					
						07 実費等徴収金	07 実費等徴収金	877,280				
							09 児童発達支援センター等給食費保護者負担金収入	877,280				
							11 通園タクシー利用者負担金収入	0				
					08 実費等徴収金	08 実費等徴収金	364,350					
						07 児童発達支援センター等外来保育事業利用者負担金収入	21,750					
						10 児童発達支援センター等一時預かり事業利用者負担金収入	342,600					
					50 光熱水費使用者負担金収入	50 光熱水費使用者負担金収入	4,830					
						08 光熱水費使用者負担金収入	08 光熱水費使用者負担金収入	4,830				
							03 光熱水費使用者負担金収入(発達支援課)	4,830				
					90 雑入	08 雑入				90 雑入	644,242	
										08 雑入	644,242	
										01 実習生受入収入(発達支援課)	330,000	
										02 児童発達支援センター等予防接種取扱収入	79,844	
										03 介助通園者タクシー代自己負担金	66,060	
										19 太陽光発電収入	155,478	
20 自動販売機取扱収入(発達支援課)	12,860											
合計						138,120,267						

(2) 平成28年度当初予算

(単位：千円)

		職員の 給与費	児童発達 支援事業	診療リハ ビリ事業	発達・教育 相談事業	地域・学校 支援事業	計
人件費	正規職員 31人	285,992	0	0	0	0	285,992
	嘱託職員 41人	0	18,921	77,690	45,869	47,446	189,926
	臨時職員 7人	0	8,203	5,996	0	0	14,199
	計	285,992	27,124	83,686	45,869	47,446	490,117
審議会委員報酬		0	298	0	0	0	298
臨時医師等謝礼		0	0	11,339	0	0	11,339
講師等謝礼		0	445	0	125	9,427	9,997
旅費		0	272	672	132	452	1,528
需用費	消耗品費	0	2,727	2,080	247	434	5,488
	燃料費	0	78	0	0	45	123
	食糧費	0	1301	26	1	6	1,334
	印刷製本費	0	1330	60	146	0	1,536
	電気使用料	0	2572	2511	0	1041	6,124
	ガス使用料	0	2740	2675	0	1109	6,524
	水道及び下水道使用料	0	475	463	0	192	1,130
	修繕料	0	640	40	0	190	870
	医薬材料費	0	0	1273	0	0	1,273
計	0	11,863	9,128	394	3,017	24,402	
役務費	電話回線使用料	0	870	806	0	334	2,010
	郵便料	0	50	148	58	6	262
	損害保険料	0	374	113	0	63	550
	手数料等	0	136	54	0	20	210
	計	0	1,430	1,121	58	423	3,032
委託料	施設管理関係	0	6,816	6,654	0	2,759	16,229
	北山学園指定管理料等	0	59,173	0	0	0	59,173
	事業関係	0	2,551	28,409	0	1,041	32,001
	業務システム関係	0	0	9,657	0	0	9,657
計	0	68,540	44,720	0	3,800	117,060	
使用料	通園タクシー借上料	0	9,070	0	0	0	9,070
	業務システム等機器借上料	0	0	6,750	0	0	6,750
	その他	0	2,230	1,722	0	1,622	5,574
	計	0	11,300	8,472	0	1,622	21,394
工事請負費		0	1,000	0	0	0	1,000
備品購入費		0	4,345	825	30	2,337	7,537
負担金補助及び交付金		0	376	1,035	0	68	1,479
公課費		0	0	0	0	10	10
合計		285,992	126,993	160,998	46,608	68,602	689,193
特定財源	行政財産目的外使用料	0	19	0	0	0	19
	診療収入	75,995	0	50,664	0	0	126,659
	通園使用料	24,079	16,052	0	0	0	40,131
	保育所等訪問支援収入	117	80	0	0	0	197
	計画相談支援収入	1,263	0	0	0	842	2,105
	診断手数料	0	0	760	0	0	760
	特別支援教育就学奨励費	0	0	0	0	1,540	1,540
	くい鳥福祉基金繰入	0	0	75	0	0	75
	給食費保護者負担金収入	0	928	0	0	0	928
	外来保育事業利用者負担金収入	0	30	0	0	0	30
	実習生受入収入	0	100	150	0	0	250
	予防接種取扱収入	0	0	135	0	0	135
	介護通園タクシー代自己負担金	0	0	0	0	0	0
	一時預り事業利用者負担金収入	0	0	720	0	0	720
	光熱水費使用者負担金収入	0	12	0	0	0	12
	自動販売機取扱収入	0	134	0	0	0	134
太陽光発電売電収入	0	304	0	0	0	304	
計	101,454	17,659	52,504	0	2,382	173,999	
一般財源		184,538	109,334	108,494	46,608	66,220	515,194

4 こども未来センター条例・規則・要綱

(1) 条例・規則

西宮市立こども未来センター条例

(平成27年7月15日)

(西宮市条例第5号)

(設置)

第1条 子供の豊かな人生の実現に向けた福祉、教育及び医療の総合的な支援並びに子供が暮らす地域社会及び学校園、関係機関等との連携を行う施設として、西宮市立こども未来センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターは、西宮市高畑町2番77号に置く。

(開館時間及び休館日)

第3条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(施設)

第4条 センターに次の施設を置く。

- (1) 児童発達支援センター
- (2) 診療所
- (3) 相談支援事業所
- (4) 適応指導教室

(事業)

第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)、同条第5項に規定する保育所等訪問支援(以下「保育所等訪問支援」という。)及び同条第6項に規定する障害児相談支援(以下「障害児相談支援」という。)に関する事業
- (2) 子供(満18歳に満たない者をいう。以下同じ。)の発達に係る診療事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第16項に規定する計画相談支援(以下「計画相談支援」という。)及び同条第17項に規定する基本相談支援に関する事業
- (4) 子供の発達及び教育に係る相談及び支援に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(使用料等)

第6条 センターにおいて次の各号に掲げる支援を受けた者は、当該各号に定める額を納付しなければならない。

- (1) 児童発達支援又は保育所等訪問支援 法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に同条第1項に規定する指定通所支援に要した費用(同項に規定する通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該費用の額)を合計した額
- (2) 障害児相談支援 法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に同項に規定する指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該費用の額)

(3) 計画相談支援 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同項に規定する指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該費用の額）

第7条 センターにおいて診療又は診断書等の発行を受けた者は、使用料又は手数料を納付しなければならない。

2 前項に規定する使用料及び手数料の額については、西宮市立中央病院条例（昭和31年西宮市条例第24号）別表第1健康保険法（大正11年法律第70号）その他管理者が別に定める法律による療養の給付及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療の給付（同法に基づく基準の例によるとされる者に対する医療の給付を含む。）の項及びその他の療養の給付の項並びに別表第3手数料の部診断書及び証明書料の項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

（会議室の使用）

第8条 センターの会議室を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室の使用を許可しない。

- (1) センターの事業の実施に支障があるとき。
- (2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 建物、設備等を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

3 市長は、会議室の使用を許可する場合において、管理上必要な条件を付することができる。

（入館の制限）

第9条 市長は、センターに入館しようとする者又は入館した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) センターの管理上必要な指示に従わないとき。

（委任）

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。〔平成27年規則第13号により、平成27年9月1日から施行〕

（西宮市立児童福祉施設条例の一部改正）

第2条 西宮市立児童福祉施設条例（昭和43年西宮市条例第55号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（経過措置）

第3条 この条例の施行の日前の前条の規定による改正前の西宮市立児童福祉施設条例（以下「旧児童福祉施設条例」という。）別表に規定する西宮市立わかば園における使用、診療又は診断書等の発行に係る使用料又は手数料については、旧児童福祉施設条例第5条及び第6条の規定は、なおその効力を有する。

西宮市立こども未来センター条例施行規則

(平成27年8月31日)

(西宮市規則第12号)

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市立こども未来センター条例(平成27年西宮市条例第5号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(定員)

第2条 児童発達支援センターの定員は、45名とする。

(開館時間及び休館日)

第3条 西宮市立こども未来センター(以下「センター」という。)の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後7時まで

(2) 土曜日 午前9時から午後5時まで

2 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(利用者の遵守事項)

第4条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 所定の場所以外で飲食をし、又は火気を使用しないこと。

(2) 騒音、放歌、暴力その他他人に迷惑となる行為をしないこと。

(3) 所定の場所以外に立ち入らないこと。

(4) 許可なくビラ、ポスターその他の広告物を掲示し、又は配布しないこと。

(5) その他市長の指示に従うこと。

(会議室の利用者の範囲)

第5条 会議室を使用できる者は、子供の発達及び教育に関わる者その他市長が適当と認めた者とする。

(会議室の使用申請の手続)

第6条 条例第8条第1項の許可を受けようとする者は、使用する日の属する月の2月前から使用する日までに市長に申請しなければならない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

(2) 要綱

①通園療育関係

西宮市立こども未来センター分離保育プログラム実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門における分離保育プログラム（以下「分離保育」という。）は、子どもに対し保護者と離れた環境での保育を行うことを通して、子どもの自立性や社会性を育てることを目的とする。

(対象)

第2条 分離保育の対象者は、次の各号のすべての事項を満たす者とする。

- (1) 通園療育部門に6ヶ月以上在籍している就学前1年未満の園児であること。
- (2) 保護者が通園療育部門への登降園に付き添うことができること。
- (3) 分離保育実施中に、常に保護者がセンター内で児童の状況を把握できること。

(実施の決定)

第3条 こども未来部長は、次の各号の事項を勘案して分離保育の実施可否、実施期間、実施条件等を決定する。

- (1) 分離保育の必要性
- (2) 園児の状況・健康状態
- (3) 出席状況・内容
- (4) 保護者の療育の理解度
- (5) 園及び職員の実施体制

2 分離保育を開始した後であっても、こども未来部長は状況等を勘案し、分離保育の中断もしくは終了、期間・条件等を変更することができる。

(その他)

第4条 介助通園制度による介助と分離保育の期間が重なった場合は、介助通園制度を優先するものとする。

2 その他、分離保育の実施に支障が生じた場合は、予告なく分離保育を中止することがある。

付則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成27年4月1日より実施する。

付則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。

西宮市立こども未来センター並行通園プログラム実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門における並行通園プログラム（以下「並行通園」という。）は、子どもが地域の保育所や幼稚園、センター以外の障害児通所支援等（以下、「保育所等」という。）を利用しながら、通園療育部門が実施する療育を受けることによって、発達支援と保護者支援を行うことを目的とする。

(対象)

第2条 並行通園の対象者は、次の各号のすべての事項を満たす者とする。

- (1) 通園療育部門に在籍中もしくは入園が予定されており、原則として定められた登園日に登園できること。
- (2) 保護者が通園療育部門への登降園に付き添うことができること。
- (3) 並行通園時に、保護者が療育に参加できること。
- (4) 保育所等に在籍中もしくは入所が決定していること。

(実施の決定)

第3条 こども未来部長は、次の各号の事項を勘案して並行通園の実施可否、実施条件等を決定する。

- (1) 並行通園の必要性
- (2) 子どもの状況・健康状態
- (3) 在園中であれば、その出席状況・内容
- (4) 保護者の療育の理解度
- (5) 園及び職員の実施体制

2 並行通園を開始した後であっても、こども未来部長は状況等を勘案し、並行通園の中断若しくは終了、条件等を変更することができる。

(登園)

第4条 並行通園と保育所等の登園日が重なった場合は、原則として並行通園を優先するものとする。

2 登園日が休園となった場合、もしくは欠席した場合も振替は行わない。

3 通園タクシーの利用は、登園日の通常の時間帯のみとする。登園日以外の日には個別訓練を行う必要が生じた場合は、自力登園するものとする。

(その他)

第5条 登園日に個別訓練の組み込みが困難な場合、担当の変更や訓練日の変更を行うものとする。

2 並行通園利用中は、分離保育プログラムや介助通園制度は利用できない。

付 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成27年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。

西宮市立こども未来センター介助通園実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門において園児の保護者が病気、出産、その他家族の介護などのため園児と共に通園することが困難であり、他に代替者が確保できないとき、センター職員（以下「担当者」という）が介助を行うことにより療育を継続する事を目的とする。

(対象児)

第2条 この要綱の対象児は次のとおりとする。

- (1) 保護者が病気、家族の介護などのため2週間以上通園が困難になった、あるいは困難になることが予想される園児。
- (2) 保護者が出産のため通園が困難となった園児。

(介助期間)

第3条 前条第1号の場合、診断書に示された期間とする。但し、保護者、家族の病気とは急性疾患を対象としており、期間はおおむね3ヶ月を限度とする。又前条第2号の場合、出産予定日前8週間、出産後12週間とする。但し、多胎妊婦の場合、産前14週よりとする。又在胎32週未満で出生した早産未熟児の場合、出産予定日から最大12週までこの制度を利用することができる。

(申請・決定)

第4条 対象児の保護者はこども未来部長に対し、園児と共に通園することが困難な理由を証明する書類（診断書など）を添えて申請する。但し、第2条第2号に該当する場合、保護者は妊娠4ヶ月の時点で申請するものとする。

2 こども未来部長は申請に基づき対象児の状態、他の介護通園の状況を勘案し決定するものとする。但し、対象児の状態により条件が付与される場合がある。

(介助の方法)

第5条 登園日に、担当者は対象児を送迎し、園内では保護者の代わりに介助などを行う。担当者は保護者と緊密に連携しながら、対象児の療育に資するものとする。なお、対象者が2名を超える場合は、1日2名を上限とし、原則として機会均等に介助するものとする。

(費用)

第6条 担当者による対象児の送迎に伴うタクシー料金の保護者負担額は、別途定める「西宮市立こども未来センター介助通園タクシー利用要綱」によるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項が発生したとき、又疑義が生じたときは、園において協議し解決する。

付則 この要綱は、平成6年4月1日より実施する。

付則 この要綱は、平成10年4月1日より実施する。

付則 この要綱は、平成15年10月1日より実施する。

付則 この要綱は、平成16年4月1日より実施する。

付則 この要綱は、平成18年4月1日より実施する。

付則 この要綱は、平成25年4月1日より実施する。

付則 この要綱は、平成27年4月1日より実施する。

付則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。

西宮市立こども未来センター通園タクシー利用要綱

(目的)

第1条 本要綱は保護者が園児と共に西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門に通園する際、保護者が第2条に規定する用務を行うことにより、園児の通園が円滑に行われ療育を継続することが可能とすることを目的とする。

(タクシー利用用務)

第2条 保護者が第1条に規定する目的を達成するために行う用務は次のとおりとする。

- (1) 園児の兄弟などを保育所等に送る用務。
- (2) 緊急かつ、突発的に発生した用務。
- (3) その他、こども未来部長が特に必要と認める用務。

(申請・決定)

第3条 保護者は原則として第2条に規定する用務を行う時、こども未来部長に申請する。

2 こども未来部長は申請に基づきその必要性を検討し、その可否を決定して保護者に通知する。

(費用)

第4条 保護者が第2条の用務を行うために要するタクシー料金は、次の順序により算定する。

- (1) 通常、通園する時のタクシー料金と、第2条に規定する用務を行うことによるタクシー料金との差額の平均額を算定し、その額に利用回数を乗ずる。
- (2) 前項により算定しがたい場合は、地図上の距離を測定し算定したタクシー料金と第2条に規定する用務を行うことによるタクシー料金との差額の平均額を算定し、その額に利用回数を乗ずる。

(利用料金の徴収)

第5条 こども未来部長は第4条の規定により算定した額を毎月末に締め、通園タクシー利用状況を添付し保護者に通知するものとする。

保護者はその額を確認し、速やかにこども未来部長に支払うものとする。

第6条 この要綱に規定のない事項、疑義が生じた時はセンターにおいて協議し決定する。

付則 この要綱は、平成 7年4月1日より実施する。

付則 この要綱は、平成27年4月1日より実施する。

付則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。

西宮市立こども未来センター介助通園タクシー利用要綱

(目的)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター介助通園実施要綱(以下、「介助要綱」という。)
第6条の規定により、西宮市立こども未来センター(以下、「センター」という。)通園療育部
門における介助通園実施のための費用に関する細目を定める。

(費用の算定)

第2条 介助通園実施による保護者の負担する費用(以下、「負担額」という。)は、次のとおり
算定する。

- (1) センターから園児の自宅まで、送迎に要する費用のうち園児が乗車していない区間の半
額とする。
- (2) その額は平均額(以下、「単価」という。)をもって算定するが十円未満は切り捨てる。

(単価の確認)

第3条 第2条の規定により算出された単価は、介助要綱第2条の対象児の保護者(以下、「保
護者」という。)の確認を得るものとする。

(負担額の確認)

第4条 こども未来部長は、該当月の介助通園の実施状況を添付し、保護者に負担額を通知する。

(支払い)

第5条 保護者は負担額を確認するとともに、速やかにこども未来部長に負担額を支払うものと
する。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項や疑義が生じた時は、こども未来部において協議し決定す
る。

付 則 この要綱は、平成7年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は、平成27年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。

西宮市立こども未来センター食費徴収要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門の園児への食事の提供に要する費用（以下「食費」という。）の徴収にし、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 通園療育一利用を締結した園児の保護者（以下「保護者」という。）とする。

(徴収期間)

第3条 通園療育サービス利用契約における期間とする。

(利用者の負担)

第4条 食費は、「低所得Ⅰ」（市民税非課税世帯で保護者の収入が80万円以下の方）及び「低所得Ⅱ」（市民税非課税世帯のうち「低所得Ⅰ」に該当しない方）は230円、一般（市民税所得割額が28万円未満の世帯）は250円、一般（市民税所得割額が28万円以上の世帯）は300円とする。

(キャンセルの申し出)

第5条 保護者は、登園日当日の午前9時20分までにセンターにキャンセルの連絡がない場合は、食費を全額負担するものとする。

(利用料の納付)

第6条 保護者は、当該月の食費を翌月15日までに市に納付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は市長が定める。

付則 この要綱は、平成1年1月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成2年7月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。

西宮市立こども未来センター外来保育実費徴収要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門の外来保育に要する教材費等の実費の徴収（以下「実費徴収金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 実費徴収金は、センターの外来保育サービスの療育プログラム同意書（以下「同意書」という。）を交わした児童の保護者（以下「保護者」という。）が納付するものとする。ただし、体験保育であるときは実費徴収金の納付を要しない。

(金額) 第3条 実費徴収金は1クール（半年間）ごとに150円を徴収することとする。2 保護者は外来保育初回時に実費徴収金を市に納付するものとする。3 納付した実費徴収金は、理由の如何に関わらず返金しない。

(その他) 第4条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

付則 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付則 この要綱は平成27年9月1日より実施する。

②診療・リハビリ事業関係

西宮市立こども未来センター一時預かり事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は西宮市立こども未来センターにおいて、診療・療育等を利用する利用者の利便性向上を図り、集中しやすい環境を整えるために実施する一時預かり事業について必要な事項を定めるものとする。

(事業内容及び対象児童)

第2条 西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）一時預かり事業（以下、「一時預かり事業」という。）は、前条の目的に鑑み、診療・療育の対象児童の生後8ヶ月以上の就学前の兄弟姉妹を家庭等で保育ができない場合、診療・療育に必要な時間に限り一時預かりを行う。

(実施場所)

第3条 西宮市立こども未来センター3階の多目的室で実施する。

(利用定員)

第4条 利用定員は、おおむね6名とする。

(一時預かりの時間)

第5条 診療・療育実施日の月曜日～金曜日午前8時45分から午後5時30分までとする。

(利用の申込)

第6条 一時預かり事業を必要とする児童の申請者は、あらかじめ、「西宮市立こども未来センター一時預かり事業登録申請書（登録台帳）」（様式第1号）を提出するとともに、利用日「西宮市立こども未来センター一時預かり利用申込書」（様式第2号）により申し込まなければならない。ただし、緊急の場合は、事後処理できるものとする。

(登録の停止)

第7条 一時預かり事業の必要がなくなった申請者は、速やかに届出なければならない。

(利用者負担)

第8条 申請者は、事業の実施に要する経費の一部として、1時間300円を利用料として負担しなければならない。

2 申込者は、前項の利用料を利用する当日に納付しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、一時預かり事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付則 この要綱は、平成27年9月1日から実施する。

(3) その他

西宮市立こども未来センター苦情解決要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）が提供するサービス等に係る利用者からの苦情に適切に対応することにより、利用者の権利擁護を図るとともにサービスに対する満足度を高め、適正なサービスとセンターの信頼の確保を図るため、苦情解決に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施体制)

第2条 苦情を適切に解決するために、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を置く。

2 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を図るため、第三者委員を置く。

(苦情解決責任者)

第3条 苦情解決責任者は、こども未来部長をもって充てる。

2 苦情解決責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 苦情の解決
- (2) 苦情受付担当者の任命
- (3) その他苦情解決に必要な事項

(苦情受付担当者)

第4条 苦情受付担当者は、苦情解決責任者が任命する。

2 苦情受付担当者の職務は次のとおりとする。

- (1) 利用者からの苦情の受付
- (2) 苦情内容、利用者の意向等の確認と記録
- (3) 苦情内容及びその改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告

(第三者委員)

第5条 第三者委員は3名以内とし、社会的信頼を有し、苦情解決を円満かつ円滑に図ることができると思われる者のうちから市長が委嘱する。

2 第三者委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 第三者委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第三者委員の職務は次のとおりとする。

- (1) 苦情受付担当者からの苦情内容の報告聴取
- (2) 前号についての苦情申出者への通知
- (3) 利用者からの苦情の直接受付
- (4) 苦情申出者への助言
- (5) センターへの助言
- (6) 苦情申出者と苦情解決責任者との話し合いへの立会いと助言
- (7) 苦情解決責任者からの苦情にかかる事案の改善状況等の報告聴取
- (8) その他苦情解決に必要な事項

5 第三者委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

6 第三者委員への報酬は、中立性確保のため、交通費等の実費弁償を除き無報酬とする。

(利用者への周知)

第6条 苦情解決責任者は、利用者に対し苦情解決の仕組み等について、センター内に掲示するとともに文書等により周知する。

2 新たにサービス等を利用するものに対しては、利用開始時に前項の苦情解決の仕組み等について周知する。

(苦情の受付)

第7条 苦情受付担当者は、利用者からの苦情を随時受付ける。なお、第三者委員も直接苦情を受付けることができる。

2 苦情受付担当者は、利用者からの苦情受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について苦情申出者に確認する。

- (1) 苦情内容
- (2) 苦情申出者からの要望等
- (3) 第三者委員への報告の要否
- (4) 苦情申出者と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立会いの要否

3 前項第3号及び第4号が不要な場合は、苦情申出者と苦情解決責任者の話し合いによる解決を図る。

(苦情の報告・確認)

第8条 苦情受付担当者は、受付けた苦情は、全て苦情解決責任者及び第三者委員に報告する。ただし、苦情申出者が第三者委員への報告を明確に拒否の意思表示をした場合を除く。

2 投書等匿名の苦情についても、第三者委員に報告し、必要な対応を行う。

3 第三者委員は、苦情受付担当者からの苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認すると共に、苦情申出者に対し報告を受けた旨を通知する。

(苦情解決に向けての話し合い)

第9条 苦情解決責任者は、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その際、苦情申出者、または苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。

2 第三者委員の立会いによる苦情申出者と苦情解決責任者の話し合いは、次のとおりとする。

- (1) 第三者委員による苦情内容の確認
- (2) 第三者委員による解決案の調整、助言
- (3) 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認

なお、苦情解決責任者も苦情解決結果の立会いを要請することができる。

(苦情解決結果の記録・報告)

第10条 療育サービスの質を高め、運営の適正化を確保するために苦情解決結果の記録と報告を行う。

- (1) 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について、書面に記録する。
- (2) 苦情解決責任者は、一定期間ごとに苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。
- (3) 苦情解決責任者は、苦情申出者に改善を約束した事項について苦情申出者及び第三者委員に対して、一定期間経過後報告する。
- (4) 解決困難なケースについては、兵庫県社会福祉協議会に設置された「兵庫県福祉サービス運営適正化委員会」に委ねる。

(解決結果の公表)

第11条 苦情解決責任者は、個人情報に関するものを除き、毎年度1回、前年度の苦情対応結果について事業報告書等の実績を掲載し公表する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は市長が別に定める。

付則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成27年4月1日より実施する。

付則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。

5 用語集

	語句	説明
1	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
2	リハビリテーション(リハビリ・リハ)	障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざす総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害のある人の生涯全般において、すべての人間が生まれ持っている権利を取り戻すことに寄与し、障害者の自立と参加をめざそうとする考え方。
3	ノーマライゼーション	高齢者や障害のある人など、社会的に不利な状況にある人を特別視するのではなく、一般社会の中でごく普通の生活がおくれるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマル(普通)だという考え方。
4	インクルージョン(インクルーシブ)	すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につながるよう、社会の構成員として包み支え合うという考え方。
5	理学療法士(PT)	身体に障害のある人に、主に運動療法を用いて、基本的動作能力の回復を図り、自立した生活が送れるよう治療および支援を行う。
6	作業療法士(OT)	身体または精神に障害のある人に、その主体的な生活の獲得を図るため、作業活動を用いて、治療および支援を行う。
7	言語聴覚士(ST)	言語および聴覚に障害のある人に、その機能の維持・向上を図り、自分らしい生活を構築できるよう言語聴覚療法を用いて治療および支援を行う。
8	通園外療育	従来、わかば園では「外来保育」と呼んできた。下記①②の週1回程度以下の療育を、ここでは「通園外療育」と呼ぶことにする。①診察後、保護者にとっては子供への関わり方を具体的に学びながら子供を理解し、子供にとっては「慣らし」の意味を持ち、次のステップ(通園など)への準備のための療育。②症状が軽く通園療育までは必要ないが、ある程度専門的な療育が必要な場合。この通園外療育により、通園外の保護者にとっても仲間づくりやエンパワーメントの場となる。また、通園を待機となっている子供を受け入れる補完的側面もある。
9	地域自立支援協議会	障害のある人もない人も地域で安心して暮らせるまちづくりをめざして、障害のある人のニーズを中心とした地域における諸課題について、その解決に向けた方策の検討を進める場。
10	エンパワーメント	社会的な制約のもとで、主体的な生き方が困難な状況になりがちであった障害のある人自身が力をつけて自己選択・自己決定を可能とし、自分自身が人生の主人公になれるようにという観点から、あらゆる社会資源を再検討し、条件整備を行っていこうとする考え方。
11	スクールソーシャルワーカー(SSW)	社会福祉の専門的な知識、技術を活用し問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のこと。
12	ソーシャルスキル	社会的技能のこと。社会の中で他人と交わったり、一緒に生活していくために必要な能力。日常生活の中の問題や課題に、自分自身で効果的な対処ができる能力のこと。
13	コーピングスキル	ストレスに対処する技能のこと。身体的・情緒的な反動を減らし、ストレスに適切に対処できる能力のこと。
14	感覚統合療法(SI)	1970年当時アメリカで問題になっていた学習障害児のための治療法として開発され、日本にも20年ほど前に導入された。主に学習障害や自閉症のある子供の学習や行動、情緒面を脳における感覚間の統合という視点で分析し、治療および支援を行うもの。

西宮市立こども未来センター 事業概要
(平成 28 年度版)

平成 28 年 (2016 年) 8 月 発行

〒663-8202 西宮市高畑町 2 番 77 号 こども未来センター内
西宮市 こども支援局 こども未来部
診療事業課 0798-65-1927
発達支援課 0798-65-1936
地域学校支援課 0798-65-1882

